

平成19年第1回定例会

滝川市議会会議録

## 第1回定例会会議録目次

第1日目（平成19年3月6日）		頁
○開会宣告		4
○開議宣告		4
○日程第 1	会議録署名議員指名	4
○日程第 2	会期決定	4
○日程第 3	議長報告	4
○日程第 4	行政報告	4
○日程第 5	平成19年度予算大綱等説明	
	議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計予算	
	議案第 2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
	議案第 3号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算	
	議案第 4号 平成19年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算	
	議案第 5号 平成19年度滝川市老人保健特別会計予算	
	議案第 6号 平成19年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
	議案第 7号 平成19年度滝川市介護保険特別会計予算	
	議案第 8号 平成19年度滝川市病院事業会計予算	
	議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第16号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第17号 滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例	
	議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
	議案第23号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	議案第24号 滝川市税条例の一部を改正する条例	
	議案第27号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
	議案第28号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	
	議案第29号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例	
	議案第30号 滝川市道路占用条例の一部を改正する条例	
	議案第31号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例	
	議案第32号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	
	議案第33号 滝川市在宅介護支援センター条例を廃止する条例	

議案第34号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）	
議案第35号	公の施設の指定管理者の指定について（公民館）	
議案第36号	公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）	
議案第37号	公の施設の指定管理者の指定について（保育所）	
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について（児童館）	
議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）	
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）	
議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）	
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）	
議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）	
議案第44号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）	
議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）	
議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）	
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）	
議案第48号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）	
議案第49号	公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）	
議案第50号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）	8

○散会宣告		22
-------	--	----

第2日目（平成19年3月7日）

○開議宣告		27
-------	--	----

○日程第 1	会議録署名議員指名	27
--------	-----------	----

○日程第 2	議案第 9号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第7号）	27
--------	-------------------------------	----

○日程第 3	議案第10号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4	
--------	-----------------------------------	--

	号)	_____	34
○日程第 4	議案第 11 号	平成 18 年度滝川市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	_____ 37
○日程第 5	議案第 12 号	平成 18 年度滝川市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)	_____ 38
○日程第 6	議案第 13 号	平成 18 年度滝川市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	_____ 40
○日程第 7	議案第 14 号	平成 18 年度滝川市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	_____ 42
○日程第 8	議案第 18 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	_____ 46
○日程第 9	議案第 20 号	職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例	_____ 50
○日程第 10	議案第 21 号	滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	_____ 51
○日程第 11	議案第 25 号	滝川市社会教育審議会条例の一部を改正する条例	_____ 52
○日程第 12	議案第 26 号	滝川市民福祉条例の一部を改正する条例	_____ 53
○日程第 13	議案第 51 号	公平委員会委員の選任について	_____ 54
○日程第 14	議案第 52 号	市道路線の認定及び廃止について	_____ 54
	○休会の件について	_____	55
	○散会宣告	_____	55

第 8 日目 (平成 19 年 3 月 13 日)

○開議宣告	_____	61
○日程第 1	会議録署名議員指名	_____ 61
○日程第 2	一般質問	_____ 61
	11 番 田中敏男君	_____ 61
	16 番 清水雅人君	_____ 76
	7 番 渡辺精郎君	_____ 92
	9 番 本間保昭君	_____ 104
	20 番 井上正雄君	_____ 111
○議事延長宣告	_____	113
	4 番 大谷久美子君	_____ 122
○延会の件について	_____	130
○延会宣告	_____	130

第 9 日目 (平成 19 年 3 月 14 日)

○開議宣告	_____	135
○日程第 1	会議録署名議員指名	_____ 135
○日程第 2	一般質問	_____ 135

2番	三上裕久君	135
8番	窪之内美知代君	141
15番	酒井隆裕君	148
○日程第3	議案第53号 予算審査特別委員会の設置について	
	選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	154
○休会の件について		154
○散会宣告		154

第17日目（平成19年3月22日）

○開議宣告		159
○日程第1	会議録署名議員指名	159
○日程第2	第1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	159
○日程第3	第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告	161
○日程第4	議案第57号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	162
○日程第5	議案第54号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	163
○日程第6	議案第55号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則	164
○日程第7	議案第56号 滝川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例	164
○日程第8	報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）	164
○日程第9	報告第1号 監査報告について	
	報告第2号 例月現金出納検査報告について	165
○日程第10	意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」50日現行給付維持を求める要望意見書	
	意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める要望意見書	
	意見書案第3号 日豪自由貿易協定交渉に関する要望意見書	168
○日程第11	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	169
○市長あいさつ		169
○議長あいさつ		170
○閉会宣告		171

## 平成19年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成19年 3月 6日（火）

午前10時03分 開会

午後 1時50分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 平成19年度予算大綱等説明
  - 議案第 1号 平成19年度滝川市一般会計予算
  - 議案第 2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第 3号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算
  - 議案第 4号 平成19年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算
  - 議案第 5号 平成19年度滝川市老人保健特別会計予算
  - 議案第 6号 平成19年度滝川市公営住宅事業特別会計予算
  - 議案第 7号 平成19年度滝川市介護保険特別会計予算
  - 議案第 8号 平成19年度滝川市病院事業会計予算
  - 議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
  - 議案第16号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
  - 議案第17号 滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
  - 議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例
  - 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第23号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第24号 滝川市税条例の一部を改正する条例
  - 議案第27号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 議案第28号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
  - 議案第29号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
  - 議案第30号 滝川市道路占用条例の一部を改正する条例
  - 議案第31号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
  - 議案第32号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
  - 議案第33号 滝川市在宅介護支援センター条例を廃止する条例

- 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）
- 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
- 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
- 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）
- 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	籾 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村弘君	助役	末松静夫君
教育委員長	中山公子君	監査委員	八幡吉宣君
理事	谷田部篤君	総務部長	高橋賢司君
総務部参事	辰巳信男君	市民生活部長	狩野道彦君
保健福祉部長	居林俊男君	経済部長	中嶋康雄君
経済部参事	江上充明君	建設部長	岡部豊君
教育部長	小田真人君	教育部指導参事	早瀬公平君
教育部参事	佐藤好昭君	監査事務局長	山本幹夫君
病院事務部長	東照明君	秘書課長	若山重樹君
総務課長	伊藤克之君	企画課長	館敏弘君
財政課長	西村孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成19年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日から来る22日までの17日間、平成19年第1回定例会が招集をされまして、新年度予算を中心とする諸案件についてご審議をいただくわけではありますが、地方自治が一つの大きな転換局面のさなかにありますだけに、骨格予算ということではありますけれども、地方自治の確立の上からも意義深い議会であるというふうに考えます。提案いたしております各議案につきましては、詳細にご説明申し上げますので、十分な議を経てご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げる次第であります。

議長からの発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げますけれども、平成18年1

2月5日から19年2月27日までの間の行政報告につきましては、印刷配付のとおりでございますから、ご一読を賜りたいというふうに思います。

なお、若干時間をいただきまして、一部補足と口頭による報告4点についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

1点目は、さっぽろ滝川会の設立についてであります。3月2日、札幌市内におきましてさっぽろ滝川会の設立総会、懇親会が開催をされました。昨年来札幌市在住の滝川市出身者の有志の皆さん方が中心となりまして準備が進められていたわけでありすけれども、会員数約700名、当日の設立総会におきましては百八十余名の皆さん方が出席をされまして、盛大に設立総会と祝賀の宴がなされたところでありす。会長団には3名いらっしゃいまして、林陽氏、平尾一彌氏、中山茂氏のお三方が会長団として会長に就任をされました。事務局は、株式会社シーブーツアーズ内に置かれることとなりました。滝川市からも私初め議長、助役等が出席をいたし、さらに滝川市の特産物の紹介、あるいは滝川の昔の面影、古い写真等によって昔の滝川をしのんでいただくということも行われたわけでありす。この会は、札幌市または札幌市周辺に在住する滝川市出身者、在住あるいは就学経験者、それだけにとどまりませんで、郷土滝川を愛するという滝川応援団の皆さん方、あるいは何らかのかかわりを持つという皆さん方を含めて構成をされております。滝川市の繁栄のために応援団になろうではないかということが目的で組織をされたものであります。ことしは、春になりますと菜の花祭りあるいは秋にはコスモス祭り、応援団ツアーを組んで滝川までお越しいただくという行事も予定されているところでありまして、こういう滝川応援団が自主的に設立をされたことに感謝を申し上げる次第であります。これからは、ネットワーク力が重要になるという時代でありますから、ご協力をいただきながら、かつ私どももおもてなしの心、ホスピタリティーの心を忘れないで、連携した対応が必要というふうに感じているところであります。

2点目は、年末年始休日中の臨時窓口の開設についてであります。この件につきましては、お手元の行政報告の2ページ目、市民課の欄に記載しているわけでありすますが、年末年始の休日は条例によりまして12月31日から翌年の1月5日までというふうに定められております。今回の年末年始の休日は、大変長い10日間という連続の休みとなりました。このようなことから、市民サービスを確保すると、緊急に必要な諸証明書が手に入らないということでは困るということの中で、特に市民要望が強い市民課の業務において、1月5日午前8時30分から正午までの間に臨時窓口を開設をいたしました。その来庁者数、証明書発行件数は記載のとおりであります。これ以外にも印鑑登録でありますとか、あるいは戸籍届け出相談等、21件がありました。したがって、合計221件の取り扱いであります。市民課以外にも、ほかの所管で来庁された市民の皆さん方が31名いらっしゃいまして、随時適切な対応を行ったところであります。こんなふうに、長期間市役所が休みということでありまして市民の皆さん方に多数ご利用いただいたということから、今後今回のように年末年始の休日が長期間にわたると、以前にもあったわけでありすますが、そしてその対応を図ったわけでありすけれども、長期間にわたるような場合を含めて、必要に応じて臨時窓口を開設をしたいというふうに考えておりますが、市民課窓口だけでいいのかどうかということについても十分検討したいというふうに思っております。

3点目、エコバレー歌志内のダイオキシン検出についてであります。先月、株式会社エコバレー歌志内のダイオキシン問題が報道されましたが、同社におきましては国の基準で年1回の測定検査義務のところ年3回実施しております。また、排出基準も国の基準が0.1ナノグラムに対しまして0.01ナノグラム、10分の1という、より厳しい基準が設定をされております。しかし、今回の測定検査の結果は、本年1月10日に実施したものでございますが、結果は1.2ナノグラムという数字でありました。2月19日の歌志内市議会におきまして経過報告がなされ、改善計画が提示されたわけであります。さらに、燃焼試験を実施してダイオキシンの測定が行われたという状況でございます。このダイオキシンの測定結果は、3月下旬に判明するというところであります。それまで運転中止ということではありますが、可燃ごみの受け入れにつきましては、ピットの容量がありますので、3月末までは可能であるという報告を受けているところであります。したがって、当面3月末まで、ごみの搬入につきましては現状支障はございません。ただ、この件は重要な課題でありますので、今後とも検査結果など、エコバレーの対応と今後の動静というものを中・北空知地区の3組合と連携をして慎重に見詰めてまいりたいというふうに思いますし、住民生活に支障の及ばない対応を求めていく考えであります。

4点目、暖冬における除排雪についてご報告を申し上げますが、今シーズンはごらんとおりの異常気象とも言える暖冬でございまして、降雪量、積雪深ともに昨年の6割程度という状況でございます。さらに、12月から2月にかけて平均気温も平年、過去10年の平均と比較いたしますと1.6度から3.0度高い状況にあります。この状況によりまして道路の路面の露出が早いということから、舗装の陥没が例年より早くあらわれてきております。したがって、幹線を中心として例年より早い補修に努めているところであります。今後とも安全な交通環境の確保を優先しなくてはなりませんので、例年は4月中旬以降に実施しております生活道路の補修というものも現行予算の中で早めていきたいと、18年度、安全な交通環境確保のためにやらなくてはいけないという部分は例年は新年度予算でありますけれども、旧年度予算でやれるところは早くやっていくという考え方であります。また、車の走行スピードが速くなるという傾向が懸念をされております。出会い頭の交通事故というのは、幸いことしは少雪のために少なかった。したがって、救急車出動回数も少なくなっておりますけれども、ただ日陰でありますとかアンダーパスの中などに路面凍結、それによる事故の危険ということもありますので、ただいま氷の除去作業を急いでいるところでもあります。さらに、路面清掃なども例年より早目の対応が必要だというふうに思っております。暖冬で除排雪に係る経費につきましても、もしこのままの状況が今後とも続きますと、道路の予算を初め施設における除排雪費を合わせると約1億円程度の剰余が生じるものというふうに見込んでいるところであります。

以上、何点かにわたって口頭でご報告を申し上げて、行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長職務代理者。

○教育長職務代理者 皆さん、おはようございます。教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますが、次の5点につきまして口頭で追加補足をさせていただきます。

まず、1点目は、心の教育推進プラン事業の取り組みについてでございます。12月以降につきましては、各学校へのスクールカウンセラー及び相談員の配置を終えております。また、12月の18

日、いじめに関する保護者アンケートの実施を道教委の調査とあわせて行っております。配付数が3,598件、回収数が2,569件ということで、回収率71.4パーセントというふうになってございます。なお、この保護者アンケート結果に基づく懇談会につきましては、昨日西小、開西中校下の保護者の懇談会の中で数字を出しております。また、総務文教常任委員会にもご報告をさせていただいております。また、教職員対象のカウンセリング研修会につきましては、1月の15日の日に実施をしております。その他としまして、相談電話番号、メールアドレス等の配布、あるいは保護者へのチラシの配布等も行っております。また、市P連の自主事業への補助ということで、2月の27日の日に保護者研修会を開催をいたしまして、助成を行っているところです。また、今後の予定ということですが、3月の11日の日、そらぶちキッズキャンプとの共催による命と心の研修会、また3月の24日には歌手で、あるいは保護司であります千葉紘子氏の教育講演会の開催を予定をしているところでございます。

2点目につきましては、滝川市青少年善行表彰についてであります。この表彰は、青少年の模範となる行いを顕彰し、青少年の誇りと自信を高め、よりよい市民としての豊かな心と実践力の養成を図ることを目的とするものであります。本年度は、滝川西高等学校の飛鳥君、東栄小学校児童会書記局の1個人、1団体を表彰いたしました。善行の内容としましては、西高の飛鳥君につきましては幼稚園の年長組から長年にわたり、ボーイスカウトの奉仕活動に参加し、高校に入学後も後進の見本となり、地道な活動を継続しているということでございます。また、東栄小学校児童会書記局につきましては、通常の活動はもちろん、通学路清掃、あいさつ運動など公益性、公共性を有する活動に積極的に取り組んでいるということでございます。この表彰を一つの契機としまして、各校の取り組みがより一層高まりますとともに、これらの活動が他校にも広がり、青少年が地域とのかかわりを深めながら心豊かに育つよう努めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、教育行政報告の中にもありますが、美術自然史館の企画展「むかし懐かし昭和レトロ展」の開催についてでございます。美術自然史館では、収蔵作品、資料を活用したさまざまな展覧会を開催しておりますが、今回の催しにつきましては2月の2日から2月の25日まで開催をいたしました。郷土館が収蔵する資料を用い、昭和の娯楽をテーマに、見るだけではなく触れる、聞く、体験するという内容とし、子供から高齢者まで楽しめるように企画をいたしましたし、展示は映画ポスターを中心に昭和初期から40年代の資料で構成をし、当時の茶の間の再現あるいは昔の遊びを体験できるコーナー、昭和の町並みを写真や地図で振り返るコーナーなど、多くの市民の方に参加いただき、延べ1,246名の方の参加をいただきました。特に1日2回、蓄音器によるレコード鑑賞も実施をして、大変好評でございました。今後とも、さらに収蔵資料を活用し、工夫した展覧会を開催して、市民に親しまれる美術館の運営に努めてまいります。

4点目につきましては、冬のスポーツ、健康体力づくりについてでございます。まず、12月の17日から2月の18日まで開催をしました北電公園のスロープでは、スキー、スノーボード、そり、チューブ滑り、あるいは歩くスキーの常設コースなどを提供してまいりました。公園も管理棟も開放して、無料貸し出しを行いましたほか、初心者を対象に初めてのスキー教室には37名が参加、またスノーレク2007と題しまして1月の13日には270名の参加をいただく中で、多くの親子に雪

遊びを楽しんでいただきました。これにより、利用者数も昨年の15パーセント増となります7,426名のご利用をいただいたところです。また、滝川スケートリンクは、12月の23日から2月の12日まで、スポーツセンター横の駐車場に開設をいたしました。開設期間中に小学生のスケート教室には114名の受講をいただきました。こちらの方も好天に恵まれ、先シーズンの15パーセント増となります3,335名の利用をいただきました。なお、総合型地域スポーツクラブ育成事業として、滝川市体育協会と連携しながら滝川スポーツクラブの活動を支援し、冬期間も含めて一年を通じて市民が各種の運動やスポーツ、健康、体力づくりに参加できる機会を幅広く提供しているところでございます。

5点目につきましては、小学校6年生女子児童の自殺事件に係ります学校職員の処分についてでございます。既に新聞報道でご存じかと思いますが、2月の28日、北海道教育委員会において議決をされました処分内容につきまして、校長につきましては懲戒処分、教頭につきましては訓戒措置ということで、それぞれ2月の28日5時50分より滝川市教育委員会において、校長につきましては懲戒処分に係る辞令書の交付、教頭につきましては訓戒措置を行ったところです。なお、一部新聞報道で、元担任につきましても滝川市に訓告処分を要請をするというふうに報道がありましたが、こちらの方につきましては現在勤務をしております教育委員会の方での訓戒措置になりますので、滝川市教育委員会では行っておりません。

以上、5点について報告させていただきます。

○議長 これをもちまして行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 平成19年度予算大綱等説明

議案第1号 平成19年度滝川市一般会計予算

議案第2号 平成19年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 平成19年度滝川市下水道事業特別会計予算

議案第4号 平成19年度滝川市勤労者福祉共済特別会計予算

議案第5号 平成19年度滝川市老人保健特別会計予算

議案第6号 平成19年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第7号 平成19年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第8号 平成19年度滝川市病院事業会計予算

議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第16号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例

議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 23 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 滝川市道路占用条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 滝川市在宅介護支援センター条例を廃止する条例
- 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）
- 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（公民館）
- 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について（青年体育センター等）
- 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について（保育所）
- 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について（児童館）
- 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人ホーム）
- 議案第 41 号 公の施設の指定管理者の指定について（デイサービスセンター）
- 議案第 42 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人保健施設）
- 議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター）
- 議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）
- 議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者授産施設及び知的障害者更生施設）
- 議案第 46 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）
- 議案第 47 号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）
- 議案第 48 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）
- 議案第 49 号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）
- 議案第 50 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○議 長 日程第5、平成19年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成19年度予算大綱等説明並びに議案第1号から第8号までの各会計予算、議案第15号から第17号まで、第19号、第22号から第24号まで、第27号から第50号までの予算関連議案、以上39件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第8号までの各会計予算については後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うことになっておりますので、本日は予算大綱等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成19年度予算大綱等の説明を求めます。市長。

○市 長 平成19年滝川市議会第1回定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明を申し上げます。

例年でありますと、新年度の予算案審議に際しましては市政の基本方針と施策の概要、予算編成の大綱について申し上げるところであります。平成19年度は市長の改選期に当たり、私に与えられた任期の区切りでありますので、本市議会定例会では新年度の骨格予算についてのご説明にあわせて、市政を概括的にご報告を申し上げます。

市長説明する。(記載省略)

○議 長 お諮りいたします。

若干早いですが、この辺で昼食休憩としたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議 長 それでは、再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

議案第15号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第15号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明を申し上げます。

保健福祉部が所管する公の施設のうち、現在社会福祉法人滝川市社会福祉事業団が運営をしている一の坂保育所を初め12施設につきましては、昨年10月に策定をした滝川市指定管理者制度適用方針において社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、当面現行の委託先である当事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、公募によらない選定により指定管理者制度を適用する方向で検討中の施設等に位置づけ、社会福祉事業団と一般社会福祉法人化の協議を進めてきたところですが、当初目指しておりました19年4月の一般法人化が難しいことから、19年度につきましては引き続き指定管理者に指定したいと考えており、滝川市における公の施設の指定管理者の

指定の手續等に関する条例に定められた3年の指定期間を1年とするため、特例条例を制定したいとするものでございます。

条例の内容につきましては、本則につきまして、平成19年4月1日から開始される指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間について1年としたいとするものでございます。

各号につきましては、一の坂保育所を初めとする12施設をその対象にしたいとして、個別の名称を列記したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議 長 議案第16号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 ただいま上程されました議案第16号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針によりまして、地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園パークゴルフ場につきましては、株式会社滝川グリーンズの経営健全化を図るため、現在根本的な経営の見直しを行っているところで、当該見直しの方向性が決定するまでの間、現管理者である株式会社滝川グリーンズが引き続き管理を行うことが適当であるとしたところがあります。これに基づく指定管理者の指定に当たりまして、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定められました3年の指定期間を1年とするため、特例条例を制定したいとするものであります。

条例の内容についてご説明させていただきます。本則につきましては、平成19年4月1日から開始される指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間について、これを1年にしたいとするものであります。

各号につきましては、対象となる2施設を列記したものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 議案第17号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、議案第17号 滝川市教育委員会の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市青年体育センターを初めとする6施設については滝の川公園に存する体育施設等のうち、サイクリングターミナル及び滝の川市民プールの現指定管理期間が平成19年度末であることから、それまでの間、現管理者である財団法人滝川市体育協会が引き続き管理を行うことが適当であるとしたところです。これに基づく指定管理者の指定に当たって、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定められた3年の指定期間を1年とするため、特例条例を制定したいとするものであります。

条例の内容について説明をさせていただきます。本則につきましては、平成19年4月1日から開始される指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間について1年としたいとするものであります。

各号につきましては、滝川市青年体育センターを初めとする6施設をその対象としたいとして、個別の施設の名称を列記したものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からにしたいとするものであります。

以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長 議案第19号、第22号及び第23号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第19号 職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、市立病院の看護基準の変更に伴う定数の増員とタッグ計画に基づき、組織機構、事務事業の見直し、指定管理者制度の活用、新採用職員の募集停止など、退職者の補充を最小限にしてきたこと、さらに教育委員会では学校業務主事及び学校給食調理師の脱正規職員化による減員などに伴います市長部局を初め各部局の職員定数の見直しを図りたいとする改正でございます。

議案第19号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。第3条の職員定数の改正でございます。

第1号では、市長の事務部局の職員703人から37人減員して666人としたいとするもので、その内訳といたしまして、アの一般職員の定数を350人から54人減員して296人に、そのうち福祉事務所の職員の定数を75人から10人減員して65人にしたいとするものであります。また、イの市立病院の職員の定数を看護配置基準の変更に伴い、353人から17人増員して370人にしたいとするものであります。

第2号では、議会事務局の職員の定数を6人から1人減員して5人に、第5号、教育委員会事務局の職員の定数を80人から24人減員して56人にしたいとするものであります。

以上の増減により、第7号、職員定数の合計を798人から62人減員して736人にしたいとするものであります。

附則につきましては、平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準ずる扶養手当の改正及び平成15年度から実施し、平成18年度末で期限満了となります早期希望退職制度の期限を4年間延長したいとする改正でございます。

議案第22号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。第17条の改正でございますが、現行の扶養手当は配偶者以外の扶養親族には2人目まで月額6,000円、3人目以降、月額5,000円を支給しておりますが、少子化対策として3人目以降も1人につき月額6,000円の扶養手当を支給したいとする改正内容でございます。

また、附則第8項の改正でございますが、早期希望退職制度につきましては団塊世代の退職者を迎える中で組織の活性化と年齢構成のゆがみ解消のため、平成19年3月31日までの期限をタッグ計画の期間であります平成23年3月31日まで4年間延長したいとする改正であります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在市内の旅行につきましては、第17条第2号の規定により、2キロメートル以上の定期運行バス利用に限定してバス運賃相当額を車賃として支給することとしておりますが、あらかじめ登録を受けた職員の私有車による市内旅行に対しても旅費として1キロメートル当たり37円の車賃を支給することとするため、改正をしたいとする内容でございます。

内容につきましてご説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きください。第2条につきましては、用語の意義として、第8号として私有車を定義する規定を加える改正であります。

第17条第1項につきましては、第2号を削り、これに伴い、第3号を第2号へ繰り上げる改正であります。

第17条第2項の改正は、市内の旅行で車賃を支給する場合の規定を一つの項として独立して整理するために新たに追加する改正であります。

第1号につきましては、現行条例で第17条第2号として規定されている定期運行バスにより市内旅行をした場合の車賃の支給に関する規定をここに移行するものであります。

第2号につきましては、あらかじめ登録した私有車による市内旅行をした場合に車賃を支給する旨の規定であります。

附則第1項につきましては、この条例の施行日を平成19年4月1日としたいとするものであります。

附則第2項につきましては、経過措置として、この条例の規定による車賃の支給については4月1日以降の旅行について支給をすることとしたいとするものであります。

なお、私有車の登録につきましては、別途規定を制定し、運用する予定でありますことを申し添えて、議案第23号の提案説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議 長 議案第24号及び第27号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第24号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額が地方税法施行令の改正に伴いまして平成18年4月1日から9万円となり、施行されております。このことから、市税条例の一部を改正し、平成19年4月1日から課税限度額を8万円から9万円に改めたいとするものでございます。

参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。国民健康保険税の課税額、第138条第3項ただし書き及び第150条第1項中「8万円」を「9万円」に改めたいとするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日で、平成19年4月1日から。

第2項は、経過措置でございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

げます。

このたびの改正は、葬祭費の額の改正でございます。中空知衛生施設組合の火葬場、滝の川斎苑の火葬場使用料が平成19年4月1日から改正されますことから、これに伴う滝川市国民健康保険条例に規定する葬祭費につきましても平成19年4月1日から現行の1万4,000円を2万円に改正し、引き上げたいとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。葬祭費、第6条中「1万4,000円」を「2万円」に改めたいとするものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日でございます、平成19年4月1日からの施行でございます。

第2項は、経過措置でございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第28号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第28号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

改正内容につきましては、介護認定審査会の委員の定数を変更したいとするものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明をいたします。第3条、介護認定審査会の委員の定数でございますが、審査会は1合議体5名の委員で構成をし、現在3合議体15名で審査が行われておりますが、審査件数の増加に対応するため、1合議体をふやし、委員定数を20名にしたいとするものでございます。

なお、附則で施行期日を平成19年4月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議案第29号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 議案第29号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、昭和33年に江部乙町営試験地として設置されました農業試験地でございますけれども、農業改良普及センターの指導のもと、約半世紀にわたって水稻や畑作物に係る各種試験を実施してまいりました。しかしながら、近年試験内容が水稻などに代表されるように量もさることながら質の高さが求められ、品質の高位平準化あるいは土壤の条件によって作物の適性が違うことなどに伴い、試験圃を農家の地先としたことなどによって農業試験地としての役割を終えたとの判断から廃止しようとするもので、条例の一部を改正したいとするものでございます。

以下、次ページ、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。滝川市農業振興条例第6章、農業試験地の章、第34条から第38条までを削除するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は、平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第30号及び第31号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 議案第30号 滝川市道路占用条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令が平成18年11月15日に公布され、平成19年1月4日から施行されたことに伴い、滝川市道路占用条例の一部を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。第2条第2項第3号中の改正は、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに」を追加したいとするものであります。

別表、占用物件の表の改正でございますけれども、法第32条第1項第1号に掲げる工作物の物件名を改めたいとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。同表に、占用物件として政令第7条第8号に掲げる器具の1項を追加したいとするものであります。これは、道路の占用物件として自転車等駐車器具が認められることになったことから、占用許可物件として追加するものでございます。

次に、同表に占用物件を追加することに伴い、以降の同表及び備考の政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所を政令第7条第9号及び第10号に掲げる施設に改めたいとするものでございます。

附則として、この条例は、平成19年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正する要旨でございますけれども、合流式下水道区域から分流式区域に変更することによる排水設備等の工事並びにディスポーザー設置についての取り扱いを定めるものでございます。

参考資料でご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。まず、第16条第1号を削除し、第2号から第5号は文言の整理を行い、それぞれ各号を繰り上げるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。附則第3項及び別表第2、16条関係でございますが、汚水を合流方式で排除する表現を削除し、文言の整理をするものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項から第6項に排水設備等及びディスポーザーの設置についての取り扱いを定めております。

第1項、施行期日でございますが、平成19年4月1日でございます。

第2項につきましては、第3項から第6項の条文整理のため、第1号から第4号に用語の定義を定めるものでございます。

第3項から第5項につきましては、旧合流式区域において新条例に基づき排水設備等の新設を行う際に家屋居住者等に対しまして排水設備等工事確認申請について定めているものでございます。

第6項につきましては、ディスポーザーの設置についてですが、旧合流区域において排水管が設置され、供用開始の告示があった区域で、かつ排水処理システムの計画の確認を行った場合についてはディスポーザーの単体設置を認めることを定めているものでございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第32号の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 議案第32号 滝川市病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、文言整理をしたいとするものでございます。

新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。第2条の第1項、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）、これを保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に改正するものであり、また同条第2項におきまして、入院時食事療養費にかかる食事療養の費用の額の算定に関する基準を入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準というふうに文言整理をするものでございます。

また、別表におきまして、使用料の部、特別長期入院料の項の中身につきまして記載のように改正をしたいとするものでございまして、附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第33号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第33号 滝川市在宅介護支援センター条例を廃止する条例につきましてご説明を申し上げます。

市内に3カ所ございました在宅介護支援センターにつきましては、昨年4月の介護保険制度の改正により地域包括支援センターが設置をされ、介護相談が地域包括支援センターの業務になったことから、昨年3月末で中央在宅介護支援センター及び在宅介護支援センターすずらんを廃止したところです。江部乙地域につきましては、包括支援センターについて住民への認知が進むまでの間、老人保健施設と併設する在宅介護支援センターすずかけを包括支援センターの窓口として残しておりましたが、相談件数がわずかなことから、介護相談の対応が地域包括支援センターに集約されたと判断をし、在宅介護支援センターすずかけを廃止したいとするものでございます。

なお、附則で施行期日を平成19年4月1日としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 議案第34号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本市では、昨年10月にすべての公の施設を対象とした検証に基づき、滝川市指定管理者制度適用方針を策定したところでございますが、この方針において滝川市扇町地区コミュニティセンター及び滝川市幸町地区コミュニティセンターにつきましては、地域との協働事業として団体の強化、支援もあわせ、個別に協議を行いながら進めてきた地域密着型施設でありますことから、市が団体設立に大きく関与し、業務にもなれて管理運営体制も整っている各施設の運営委員会が引き続き管理を行うことが適当であることとしましたことから、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、記載のとおり滝川市扇町地区コミュニティセンター及び滝川市幸町地区コミュニティセンターであります。指定管理者となるべき団体は、滝川市扇町地区コミュニティセンターが扇町地区コミセン運営委員会会長、南廣志、滝川市幸町地区コミュニティセンターが幸町地区コミュニティセンター運営委員会会長、佐々木正幸でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第35号及び第36号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市内7カ所の公民館については、地域との協働事業として団体の強化、支援もあわせ、個別に協議を行いながら進めてきた地域密着型施設であることから、市が団体設立に大きく関与し、業務にもなれ、管理運営体制も整っている各施設の運営委員会が引き続き管理を行うことが適当であるとしましたことから、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、江部乙公民館、西地区公民館、北地区公民館、中地区公民館、緑地区公民館、東地区公民館、本町地区公民館の7施設であります。指定管理者となるべき団体は、江部乙公民館については江部乙公民館運営委員会、会長、西田裕康、以下6施設については記載のとおりですので、ごらん願います。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第35号の説明を終わります。

続きまして、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市青年体育センターほか記載の6施設については、滝の川公園に存する体育施設等のうちサイクリングターミナル及び滝の川市民プールの現指定管理期間が平成19年度末であることから、それまでの間、現管理者である財団法人滝川市体育協会が引き続き管理を行うことが適当であるとしましたことから、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市青年体育センター、滝川市B&G海洋センター、サイクリングターミナル及び市民プールを除く滝の川公園、北電公園のうち北電公園球場、滝川西公園のうちパークゴルフ場、海洋センターを除く池の前水上公園のうちカヌー等の利用に係る部分であります。指定管理者となるべき団体は財団法人滝川市体育協会、会長、柳義文であります。指定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間であります。なお、平成20年度にあっては、サイクリングターミナル等を含めたすべての対象体育施設について公募による指定管理者制度の適用を行う予定であります。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長 議案第37号から第46号までの説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、一の坂保育所及び花月保育所については、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、当面現行の委託先である同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、一の坂保育所及び花月保育所でございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘であります。指定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間でございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

続きまして、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

これにつきましても、昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市中地区児童センター及び滝川市大町地区児童センターにつきましても、地域との協働事業として団体の強化、支援もあわせ、個別に協議を行いながら進めてきた地域密着型施設であることから、市が団体設立に大きく関与し、業務にもなれ、管理運営体制も整っている運営委員会が引き続き管理を行うことが適当であるとし、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中地区児童センター及び滝川市大町地区児童センターでございます。指定管理者となるべき団体はそれぞれ、中地区公民館運営委員会、会長、丹羽修身、大町地区児童センター運営委員会、会長、田村勇であります。指定期間は、平成19年4月1日から3年間でございます。

続きまして、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市中央老人福祉センターにつきましては、利用者である高齢者と現管理者は老人クラブ活動を通して密接なつながりを有しており、また市全体の地域における老人クラブの活動や趣味の同好会、講習会などの拠点として当団体を中心に施設を活用していることから、現管理者が引き続き管理を行うことが適当であるとし、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人福祉センターでございます。指定管理者となるべき団体は滝川市老人クラブ連合会、会長、宮崎清一であります。指定期間は、平成19年4月1日から3年間でございます。

続きまして、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市養護老人ホーム緑寿園、特別養護老人ホーム緑寿園及び軽費老人ホーム緑寿園につきましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、19年4月に譲渡をする方向で検討しておりましたが、議案第15号でもご説明を申し上げましたとおり、19年4月の一般社会福祉法人化が難しいことから、当面現行の委託先である同事業団が公募によらず

指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市養護老人ホーム緑寿園ほか2施設でございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘でございます。指定期間につきましては、平成19年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川市西町デイサービスセンター、デイサービスセンターすずかけ及び見晴デイサービスセンターにつきましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、当面現行の委託先である当事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、このことに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市西町デイサービスセンターほか記載の2施設でございます。指定管理者となるべき団体の名称は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘でございます。指定期間は、平成19年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけにつきましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、当面現行の委託先である同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、このことに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市老人保健施設ナイスケアすずかけでございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘でございます。指定期間は、平成19年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第43号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川市三世代交流センターにつきましては、社会福祉法人滝川市社会福祉事業団の一般社会福祉法人化による良質で機動的かつ効率的な経営への段階的な移行を図るため、当面現行の委託先である同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であるとし、このことに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センターであります。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘でございます。指定期間は、平成19年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市三世代交流センター北地区分館については、地域との協働事業として団体の強化、支援もあわせ、個別に協議を行いながら進めてき

た地域密着型施設であることから、市が団体設立に大きく関与し、業務にもなれ、管理体制も整っている運営委員会が引き続き管理を行うことが適当であるとし、これに基づき、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センター北地区分館でございます。指定管理者となるべき団体の名称につきましては三世代交流センター北地区分館運営委員会、会長、金子寿一でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川更生園及び滝川新生園につきましては、障害者自立支援法の施行により施設の位置づけ、役割の変更が見込まれることから、当面現行の委託先である同事業団が公募によらず指定管理者制度により引き続き管理を行うことが適当であることとし、社会福祉事業団の一般社会福祉法人化も踏まえ、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川更生園及び滝川新生園でございます。指定管理者となるべき団体は社会福祉法人滝川市社会福祉事業団、理事長、田村弘でございます。指定期間は、平成19年4月1日から1年間でございます。

続きまして、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川市身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンター並びに虹のかけ橋公園につきましては、現管理者が身体障害者に関する各種相談に応じ、教養の向上や社会適応訓練等のため在宅障害者デイサービス事業を行っており、市全体の地域における身体障害者の自立と社会経済活動の参加促進の拠点として、当該団体を中心に施設を活用していることから、現管理者が引き続き管理を行うことが適当であるとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター及び虹のかけ橋公園であります。指定管理者となるべき団体は滝川身体障害者福祉協会、会長、坂真佐夫であります。指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 長 議案第47号から第49号までの説明を求めます。経済部長。

○経済部長 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、滝川市東滝川地区転作研修センターにつきましては、地域密着型施設であり、運営委員会が引き続き管理を行うことが適当であるとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、滝川市東滝川地区転作研修センターでございます。指定管理者となるべき団体は東滝川地区転作研修センター運営委員会で、代表者は会長の真

田義孝氏でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものでございます。

続きまして、議案第48号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

同じく昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園パークゴルフ場につきましては、議案第16号でもご説明しましたとおり現管理者である株式会社滝川グリーンズが引き続き管理を行うことが適当であることとしましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園パークゴルフ場でございます。指定管理者となるべき団体につきましては株式会社滝川グリーンズで、代表者は代表取締役であります工藤正光氏でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

同じく昨年10月策定の滝川市指定管理者制度適用方針におきまして、総合交流ターミナルたきかわ、道の駅でございますけれども、ここも地域密着型施設であり、管理組合が引き続き管理を行うことが適当であることとしましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、総合交流ターミナルたきかわでございます。指定管理者となるべき団体は総合交流ターミナルたきかわ管理組合で、代表者は組合長の梅野恭正氏でございます。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で議案第47号から第49号までの説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第50号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

昨年10月策定いたしました滝川市指定管理者制度適用方針において、滝川市コミュニティ防災センターにつきましては、滝川地区広域消防事務組合庁舎との複合施設であるため、その管理を当該組合が行うことが効率的であり、また防災資機材等の保管など相乗効果が期待できることから、現管理者が引き続き管理を行うことが適当であることといたしましたことから、これに基づきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定したいとするものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市コミュニティ防災センターであります。指定管理者となるべき団体は滝川地区広域消防事務組合、組合長、田村弘であります。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長 以上をもちまして平成19年度予算大綱等説明並びに議案第1号から第8号まで、第15号から第17号まで、第19号、第22号から第24号まで、第27号から第50号までの説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成19年 3月 7日（水）

午前10時00分 開 議

午後 1時11分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 議案第 9号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 議案第10号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 4 議案第11号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第12号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第13号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第14号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 9 議案第20号 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第21号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第25号 滝川市社会教育審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第26号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第51号 公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第52号 市道路線の認定及び廃止について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村弘君	助役	末松静夫君
監査委員	八幡吉宣君	理事	谷田部篤君
総務部長	高橋賢司君	総務部参事	辰巳信男君
市民生活部長	狩野道彦君	保健福祉部長	居林俊男君
経済部長	中嶋康雄君	経済部参事	江上充明君
建設部長	岡部豊君	教育部長	小田真人君
教育部指導参事	早瀬公平君	教育部参事	佐藤好昭君
監査事務局長	山本幹夫君	病院事務部長	東照明君
秘書課長	若山重樹君	総務課長	伊藤克之君
企画課長	舘敏弘君	財政課長	西村孝君

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第9号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第7号）

- 議 長 日程第2、議案第9号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

- 助 役 おはようございます。ただいま上程されました議案第9号 平成18年度滝川市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正は、職員人件費、他会計繰出金など、年度末を控え、各経費の確定見込みによる過不足の調整並びに国庫補助金、市債など特定財源の確定などに伴う補正が主な内容となっております。

第1条で、歳入歳出の総額からそれぞれ2億1,459万4,000円を減額し、予算の総額を211億1,993万6,000円とするものであります。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございます。18年度予算を19年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の補正は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

7ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。19年度に繰り越して使用する経費は、北海道後期高齢者医療システム構築委託料でございます。金額は1,134万円でございます。平成20年度からの後期高齢者医療制度改革に備え、国の平成18年度の補正予算としてシステム改修費補助が計上され、各市町村とも18年度に補正予算を計上するものでございますが、工期等の関係により繰越明許になるものでございます。

続きまして、第3表、地方債でございます。限度額の変更といたしまして、花月保育所整備事業債20万円の減、花月地区児童センター整備事業債10万円の減、農業基盤整備事業債10万円の減、除雪機械整備事業債90万円の減、公園緑地造成事業債310万円の減、義務教育施設整備事業債170万円の減、体育施設整備事業債140万円の減、いずれも事業費等の確定に伴う起債許可見込みによる補正でございます。変更による市債の補正額合計は750万円の減となり、市債の総額を16億9,850万円としたいとするものでございます。

続いて、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、補正額353万2,000円の減は、外国青年招致事業に要する経費の減額補正でございます。6月の補正予算（第1号）でスポーツ国際交流員の配置経費を計上させていただき、総務省などにより国際交流員の追加配給について人選を依頼していたところですが、適材が得られず、追加配置を断念することとなったため、かかる経費を減額したいとしますものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額911万9,000円並びに次のページの9目交通安全対策費、補正額1,000円は、財産貸付収入、基金利息、寄附金の実行見込みにより、各基金積立金を補正したいとしますものでございます。

23ページ、3款1項1目社会福祉費、補正額1,179万5,000円につきましては、基金利息、寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てたいとするもの979万5,000円並びに障害者自立支援法の施行により昨年4月から制度化されている社会福祉法人減免につきまして、申請者の増により対象件数がふえたため200万円増額したいとするものです。

2目身体障害者福祉費、補正額4,580万8,000円の減につきましては、まず障害者自立支援法の関係で18年度9月までの扱いと10月以降の扱いで制度が切りかわることなどから、日常生活用具購入等負担金につきましては200万円の減額、更生医療費扶助につきましては150万円の減額、デイサービス委託料につきましては予定していた施設が他のメニューに切りかわったため160万8,000円の減額、施設訓練等扶助費につきましては支給基準が月額制から日額制に変更されたこと、入院、退所など自己都合による退所者数の増により2,000万円の減額、居宅介護扶助につきましては利用者実績の減により320万円の減額でございます。重度心身障害者医療に要する経費につきまして、入院患者の減による1件当たり、1人当たりの医療費の減のため1,300万円の減額、また施設訓練等支援費が月額制から日額制に変更になったことにより、滝川更生園の管理代行負担金の積算も減額することから、450万円減額したいとしますものでございます。

3目知的障害者福祉費、補正額4,470万円の減額につきましても、訓練費等の支給が月額制から日額制に変更されたこと、就職することなどにより当初見込みより入所、通所者数が減となることから、施設訓練等扶助費を4,000万円減額したいとするものと、これに伴い、滝川新生園管理代行負担金470万円を減額したいとしますものでございます。

4目老人福祉費、補正額1,580万5,000円の増額につきましては、老人措置に要する経費につきまして入所人員の減により1,000万円の減額、老人医療に要する経費につきましては退所者数が減ることなどから受診件数が当初見込みより減となり、医療費扶助を700万円減額したいとするものでございます。

次のページをお開きください。老人保健特別会計繰出金につきましては、老人医療費の増額に伴い、特別会計の予算を増額することから、繰出金2,138万4,000円を増額したいとしますものでございます。後期高齢者医療に要する経費につきましては、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に関連し、システム整備に係る経費1,134万円と広域連合の平成18年度負担金8万1,000円でございます。システムの整備につきましては、今年度の国の補正予算に伴い、補正計上するも

ので、平成20年4月1日からの制度に対応できるように各市町村が準備を進めるものでございます。この費目で計上させていただく分といたしましては、住民基本台帳にかかわる部分、課税情報にかかわる部分、さらに広域連合との接続にかかわる部分について1,134万円の補正となっております。なお、システム整備に関連しまして、国民健康保険に係る部分につきましては国保特会で、介護保険に係る部分につきましては介護保険特会でそれぞれ今回補正予算を計上しております。また、国の補助金とともに補正計上させていただきますが、全額次年度に繰り越して執行することを予定しております。次に、広域連合負担金8万1,000円につきましては、3月1日に設立された北海道後期高齢者医療広域連合の滝川市分の負担金でございます。

6目老人ホーム費、補正額514万6,000円の減額につきましては、措置人員の減による養護老人ホーム管理代行負担金の減額でございます。

2項1目児童母子福祉費、補正額1,880万円の減額につきましては、児童手当では今年度から特例給付分が小学校修了前まで拡大され、相応の人数を見込んでいたところですが、公務員など市が支給する分の児童の実行見込みが当初計上と比べ減になったことにより780万円を減額、児童扶養手当では実行見込みによる受給者数の減により1,100万円を減額したいとすることでございます。

2目保育所費、補正額1,000万円の減額は、保育人数の減による代替保育士賃金の減額750万円と賄材料費250万円の減額補正でございます。保育人員は、当初見込みで延べ5,777人に対し、実行見込みでは延べ5,363人で7.2パーセントの減となっており、離職することにより保育のニーズがなくなることと転出による減が最近の主な減少理由となっております。

3目児童福祉施設費は、財源振りかえでございます。

4款1項5目環境衛生費、補正額22万3,000円の増額につきましては、墓地管理手数料及び利息を基金に積み立てしたいとすることでございます。

次のページをお開きください。6目他会計繰出金、補正額3,083万4,000円は、特別会計の補正に伴う一般会計負担分及び地方交付税等の確定に伴う整理でございます。国民健康保険特別会計は医療費の増並びに後期高齢者医療に係るシステム改修費の一般会計負担分などにより1,901万1,000円の増、下水道事業特別会計については普通交付税と平準化債の調整により2,648万3,000円の増、介護保険特別会計は給付費の減、システム改修費一般会計負担分の増により727万1,000円の減、病院事業会計は交付税算入単価の減により738万9,000円の減としたいとすることでございます。

2項1目じん芥処理費、補正額1,734万7,000円の減額は、前年度繰越金の精査等により中空知衛生施設組合負担金を減額するものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額23万8,000円は、寄附金及び利息を基金に積み立てたいとすることでございます。

4目農地費は、財源振りかえでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額60万1,000円は、寄附金及び利息を商業振興基金に積み立てするものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。8款2項1目道路維持費、2目道路新設改良費、4

項4目公園緑地造成費は、いずれも財源振りかえでございます。

9款1項1目消防費、補正額2,190万2,000円の減額は、滝川地区消防事務組合負担金について統合支所建設費の確定見込み、前年度繰越金の精査等により組合負担金を減額するものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額45万9,000円は、その他教育振興に要する経費の補正でございまして、中学校、西高の文化、体育大会派遣奨励金につきましてスキーの全道、全国大会出場に伴う補正42万8,000円と利息を基金に積み立てたいとするもの3万1,000円の補正でございます。

3項小学校費、1目学校管理費は、財源振りかえでございます。

次のページをお開きください。7項1目社会教育費、補正額44万4,000円、8項1目体育振興費、補正額2,000円につきましては、利息及び寄附金を基金に積み立てするものでございます。

3目体育施設費は、財源振りかえでございます。

12款2項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額3,798万8,000円の増額は、平成17年度の国庫補助負担金の返還金でございます。内訳としましては、生活保護費国庫負担金分3,323万9,000円、セーフティネット支援対策等事業費補助金分10万5,000円、身体障害者福祉費国庫負担金分109万円、知的障害者施設訓練等支援費国庫負担金分95万9,000円、在宅福祉事業費国庫補助金分115万6,000円、在宅心身障害児福祉対策国庫補助金分143万9,000円となっております。

13款1項1目職員費、補正額1億5,486万8,000円の減額は、実行見込みにより、特別職、一般職の職員給与、手当、嘱託職員報酬を減額するものでございます。中途退職者、病欠職員、西高教員等独自削減などが主な減額要因となっております。

次のページ、最下段で、歳出合計で2億1,459万4,000円の減額となったところでございます。

34、35ページは給与費の明細でありますけれども、2カ所ほど訂正をお願いしたいと思います。まず、34ページの給与費の明細書の下段、一般職の職員数の補正後の人数につきまして390人とありますのは、387人に訂正をお願いしたいと思います。比較の欄は、マイナスの10人ということで訂正をお願いしたいと思います。もう一カ所、次のページであります。給与費明細書の職員手当の内訳の欄におきまして手当の名称で義務教育等教育特別手当とありますのは、義務教育等教員特別手当に訂正をお願いしたいと思います。教育を教員に直していただければと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。歳入、13款1項2目民生費負担金、補正額2,205万9,000円の減、14款2項2目衛生手数料、補正額20万9,000円の増、15款1項1目民生費負担金、補正額3,962万円の減、次のページをお開き願いまして、2目衛生費負担金、補正額28万3,000円の減、2項1目民生費補助金、補正額285万7,000円の増、16款1項1目民生費負担金、補正額927万6,000円の減、次のページをお開き願いまして、2目衛生費負担金、補正額403万4,000円の減、2項

1目民生費補助金、補正額940万2,000円の減、17款1項3目基金運用収入、補正額118万6,000円の増、次のページ、18款1項1目一般寄附金、補正額1,240万6,000円の増、3目民生費寄附金、補正額238万1,000円の増、6目農林業費寄附金、補正額19万9,000円の増、7目商工費寄附金、補正額59万9,000円の増、8目教育費寄附金、補正額142万9,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金、補正額1億4,238万7,000円の減額は、補正に伴う一般財源相当額を基金繰入金の減額で調整したいとするものでございます。

21款5項3目雑入、補正額129万9,000円の減額は、外国青年の私用電話料金、新生園、更生園の給食費実費分の減でございます。

次のページをお開きください。22款1項2目民生債30万円の減、3目農林業債10万円の減、4目土木債400万円の減、5目教育債310万円の減は、市債の確定見込みによる補正でございます。

以上、歳入合計で2億1,459万4,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 質疑に入る前に、日本共産党市議団では1月1日より市議団のホームページを開設いたしました。また、議員のブログで毎日の議会の質疑、答弁の状況につきましてネットでごらんになっていただける方については見ていただくということで行っておりますので、答弁につきましては明快、真摯なご答弁をお願いしたいということをまず述べて、質疑に入りたいと思います。

質疑は、民生費、22ページです。3款の社会福祉費についてお伺いをしたいと思います。まず、1点目、3款1項1目の社会福祉費です。障害者自立支援事務に要する経費で200万円の増と、この内容は社会福祉減免、法人減免です。これの増加ということで、今回は自立支援法による定額負担、定率負担、受益者負担ということです。これが導入されたことに伴うものですが、何人の見込みが何人だったということでお伺いをします。

2点目は、2目身体障害者福祉費の右ページ下段、更生園の運営管理に要する経費の450万円の負担金の減及び3目の新生園の470万円の減についてですが、これは昨年10月から始められた自立支援法、しかし余りの負担増に全国の関係団体及び自治体等、滝川市長も市長会を通じてこの問題の改善を求めてきた結果、大きく三つについて軽減策、改善策がとられた。一つは、利用者の負担の減です。上限が2分の1から4分の1ということで、例えば当市におけるほほえみ工房等の通所訓練費というと1万5,000円だったのです。これが3,750円ということ。また、2点目としては、事業者に対する激変緩和措置、これは1人1カ月幾らという措置費が出されていましたが、措置費というか報酬が事業者に与えられておりましたが、これが実際に来た日数となり、だから、利用者が1日来ないと、その分事業主に来る金額が減るといったことに伴う大幅な減収があるのですが、9割までは補填しようという内容等に伴うものなのです。そこで、お聞きしたいのですが、あくまでも経過措置ということになっています。8割補填するところを9割補填するのだということなのですが、

今回の補正は9割補填の場合ということで、既に国会で2006年度の補正予算で組まれた中身に対するものですが、もし8割負担だったら、幾ら補正しなければならなかったのか。つまり市から行くお金が減るといことは、事業者が受けるお金が減るといことなのです。そこで、8割補填の場合と9割補填の場合の比較ということで伺います。

3点目は、2目、3目の左ページ、一般財源です。ここで市の一般財源が1,600万余り、知的障害者福祉費においては1,594万、合わせると3,000万を超える一般財源が減となっているということなのですが、これに伴って交付税も減少するというのであれば、実際の市の負担としてはどうなのだと、国庫支出金とかが減っていますから、実際の市の一般財源の負担減は実額幾らだということでお伺いをします。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの清水議員さんのご質疑にお答えをいたします。

第1点目、障害者自立支援事務に要する経費の社会福祉法人減免の申請者の増によるものの人数の関係でございます。当初平成18年度予算で見えておりました人数につきましては、身体障害者の通所施設に通っている方が11名、知的障害者の通所施設の方が22名、知的の20歳未満の方についてが対象になりますので、入所の方ですが、これを1名見えておりました。合計で34名でございます。その後法人減免がスタートしたわけですが、実際の決算見込みといたしましては、身体障害者の通所施設に通われる方については21名、知的通所の方については37名、知的入所、20歳未満でございますが、1名ということで、合計59名の見込みを持ってございます。ですから、25名増ということなのですが、ただ200万円の増というのは当初18年度予算の積算の折に単価についてもちょっと低く見積もっていた点がございます。実際面では、例えば知的通所であれば二千幾らで当初見積もっておりましたが、実際は7,500円程度まで上がるものですから、その辺の再計算をいたしました結果、200万円の増となったところでございます。

それと、第2番目の質疑でございますが、更生園と新生園の運営管理代行負担金の減についてでございます。これにつきましては、現在80パーセント減免と90パーセント減免ということで、国会において90パーセントまで補填をしようというようなことで可決をされてございますが、18年度予算で措置をされておりますけれども、実際は基金に積んで、執行については19年度からというふうなことを言われてございます。ですから、今回私どもでこの部分の補填分を見ている額につきましては80パーセントでございまして、平成18年の3月の時点と比較をして、更生園については10万8,000円の補填、そして新生園については115万円の補填ということです。ですから、これは仮計算でございますが、19年度同じような状況の中で90パーセントということの補填になれば、更生園については174万6,000円の補填、新生園については332万4,000円の補填というような試算をしております。

以上でございます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 清水議員のただいまのご質疑でございますけれども、2目、3目、身体障害者福祉費あ

るいはまた知的障害者福祉費のトータルの一般財源、今回3,200万ほどの一般財源の減額ということでございますけれども、これは地方交付税も入れて個別に具体的に個々の事業で比較するというのはなかなか難しいのでございますけれども、一つの見方といたしまして、今回二つの目で3,200万ほどの減額ということでございますけれども、当初予算で計上して、一般財源2億3,000万ぐらい予算計上しているわけでございます。それで、今回3,200万の減額ということで、この二つの目で約1億9,800万円ぐらいの一般財源の持ち出しがでございます。それに対して、地方交付税でございますけれども、相対する科目ということで想定をして積算をいたしますと、1億8,690万と。地方交付税の基準財政需要額ベースということでございますけれども、1億8,690万ということで、補正後の一般財源の1億9,800万と比較をしますと1,200万程度の差があると。これは、補正前の状態では4,400万ぐらいの差があったという内容でございます。

以上です。

○議長 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 1点目、2点目については、よくわかりました。新生園、更生園、事業団でいうと500万を超える事業者の経営が改善されたということがよくわかりました。また、一方、社会福祉法人減免を受けなければならないというふうに申請された方が34名から59名に大幅にふえたということもよくわかりました。この制度については、3年の経過措置というふうにも言われております。引き続き市長の各関係者への働きかけ等をまずお願いをして、1点だけ再質疑をいたします。財源のことなのですが、当初は4,400万の差があったということを言われましたが、市の負担が減っていく方向の中で需要額との差は減ると、つまり一般財源の持ち出しがふえる方向ということで理解してよろしいのでしょうか。その要因なんかは、どういう要因でそういうふうになるのか。総事業費が減るのだから、逆に一般財源の持ち出しは少なくなるというふうにも考えられるし、総事業費が減るから交付税総額が減ったのだということなのかもしれません、需要額が。どちらの要素でそういうことになったのかということをお伺いします。

(「質問の趣旨が……済みません、わかりません。もう一回お願いします」と言う声あり)

○清水議員 4,400が1,200に減ったということは、要するに需要額が減ったのか、それともこちらの実際の負担金及び補助金がふえたのか、どちらかですよね、引き算の結果が少なくなったということは。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの再質疑でございますけれども、交付税の需要額ベースでは約1,600万ほど、17年から見て18年にふえているということでございます。これは、主な要因といたしましては、密度補正がある知的障害者援護施設措置人員が103名から125名、人員がふえて約1,400万円が需要額としてふえたという内容でございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第3 議案第10号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議 長 日程第3、議案第10号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第10号 平成18年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案の主な理由といたしましては、保険給付費、老人保健拠出金の増加、さらに医療制度改革に伴う市町村国保保険者システム等改修に伴うものでございます。

それでは、議案に基づき、ご説明いたします。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億1,927万8,000円を追加し、予算総額を55億3,970万9,000円としたいとするものでございます。

同条第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条で、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費289万7,000円を増額し、6,362万円としたいとするものです。これは、人事異動で1名減に伴う人件費の不用額466万3,000円の減と医療制度改革に伴う市町村国保保険者システム等改修に要する費用756万円の差額でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費7,282万3,000円の増、2款1項2目退職被保険者等療養給付費1億78万4,000円の増、これはいずれも療養給付費の伸びにより不足が見込まれることによる増額でございます。

3款1項1目老人保健医療費拠出金4,659万4,000円を増額し、9億2,253万9,0

00円としたいとするものでございます。これは、平成16年度分の精算などによる支出増によるものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。5款1項1目高額医療費拠出金924万6,000円を減額し、7,361万円としたいとするものでございます。高額医療費拠出金の減額が見込まれることによるものでございます。これにつきましては、市町村の拠出金及び国、道による財政支援によりレセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象として市町村に交付金を交付する事業でございます。

5款1項4目保険財政共同安定化事業拠出金1,624万4,000円を減額し、2億4,824万3,000円としたいとするものです。これは、保険財政共同安定化事業拠出金の減額が見込まれることによるものでございます。これにつきましては、平成18年10月から実施された事業でございまして、市町村国保間の保険税の平準化、保険財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超える医療費を対象として、市町村の拠出金をもとに交付金を交付する事業でございます。

6款1項1目保健衛生及び疾病予防費88万3,000円を減額し、3,735万8,000円としたいとするものでございます。これは、健康なまちづくり推進事業に要する報酬、共済費の減によるものでございます。

続きまして、8款1項3目償還金2,255万3,000円を増額し、2億6,033万1,000円としたいとするものでございます。これは、平成17年度に概算交付されました国庫負担金が精算の結果、超過交付となっていたことによる償還でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目療養給付費等負担金2,627万6,000円を増額し、10億2,287万1,000円としたいとするものです。これは、一般被保険者療養給付費、老人保健医療費拠出金に対する国の定率負担分ですが、これらを歳出で増額補正したことに伴う増額でございます。

2款1項2目高額医療費共同事業負担金231万1,000円を減額し、補正後1,840万2,000円としたいとするものです。これは、高額医療費拠出金に対して国が4分の1を負担しているものですが、歳出で高額医療費拠出金を減額したことに伴う減額でございます。

2款2項1目財政調整交付金722万6,000円を増額し、補正後4億9,188万2,000円としたいとするものです。これは、一般被保険者療養給付費、老人保健医療費拠出金が増額となることに伴い、増額相当分が財政調整交付金のうち普通調整交付金として見込まれることによるものでございます。

2款2項2目後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金250万円を増額し、補正後250万円としたいとするものでございます。これは、医療制度改革に伴う国保システム等改修に要する費用に対する定額補助でございます。被保険者2万人未満の場合につきましては、補助額が定額で250万円となっております。

続きまして、3款1項1目療養給付費等交付金7,227万円を増額し、補正後11億8,090万7,000円としたいとするものです。これは、退職被保険者等療養給付費の伸びに伴い、増額が見込まれることによるものでございます。

4款1項1目高額医療費共同事業負担金231万1,000円を減額し、補正後1,840万2,000円としたいとするものです。これは、高額医療費拠出金に対する道の負担分4分の1に相当するものですが、歳出で高額医療費拠出金を減額したことに伴う減額でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。5款1項2目保険財政共同安定化事業交付金5,086万9,000円を増額し、補正後3億1,535万6,000円としたいとするものです。これにつきましては、交付金の増加が見込まれることによるものでございます。滝川市国保の場合につきましては、平成18年度、拠出金よりも交付金の方が上回っておりますので大きなメリットとなっております。

7款1項1目一般会計繰入金1,901万1,000円を増額し、補正後5億8,076万円としたいとするものです。これは、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分などを精査したものでございます。

7款2項1目国民健康保険準備基金繰入金3,000万円を増額し、補正後3,000万円としたいとするものでございます。これは、平成18年度末で財源不足が見込まれますことから、財源補填のために基金を取り崩したいとするものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。8款1項1目繰越金1,574万8,000円を増額し、補正後1,575万円としたいとするものです。これは、平成17年度末において剰余金3,575万円となりましたことから、国民健康保険準備基金に2,000万円を積み立てをした、その差額でございます。

以上を申し上げます、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第4 議案第11号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 日程第4、議案第11号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第11号 平成18年度滝川市下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、歳入歳出の補正についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,211万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,985万8,000円としたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとしたいとするものであります。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正のとおりとしたいとするものであります。

次に、補正予算の内容について歳出からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。1款1項6目下水道整備事業費で、入札差金及び事業費精査により828万9,000円の減でございます。

7目個別排水処理事業費は、376万円の減で、当初18基の予定でございましたけれども、15基となり、3基減となったことによるものでございます。

2款1項2目利子では、91万円の減で、精算に伴うものでございます。

3款1項2目消費税納付金では、84万2,000円の増で、消費税納付額の確定によるものでございます。

以上、歳出合計1,211万7,000円を減額補正し、補正後の額は21億7,985万8,000円となったところでございます。

次に、歳入ですが、8、9ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。3款1項1目下水道事業費補助金60万円の減で、事業費精査に伴うものでございます。

4款1項1目他会計繰入金2,648万3,000円の増で、これは交付税の確定によるものでございます。

7款1項1目下水道事業債3,800万円の減で、繰入金及び事業精査に伴うものでございます。

以上、歳入合計1,211万7,000円を減額補正し、補正後の額は21億7,985万8,000円となったところでございます。

なお、2、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、5ページの第2表、地方債補正並びに6、7ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で議案第11号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第5 議案第12号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第5、議案第12号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第12号 平成18年度滝川市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、医療費の増加等によるものでございます。

議案に基づき、ご説明申し上げます。第1項で歳入歳出の総額にそれぞれ2億7,496万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億2,586万円としたいとすることでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、国庫支出金の減による財源内訳の変更のみでございますが、この国庫支出金の減額については歳入でご説明申し上げます。

2款1項1目医療給付費2億9,044万8,000円を増額し、56億522万円としたいとするものでございます。これは、現物給付に要する経費の伸びによる増額でございます。

2款1項2目医療費支給費1,548万4,000円を減額し、7,220万8,000円としたいとするものでございます。これは、柔道整復、マッサージ、補装具などの現金給付に要する費用の減によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目医療費交付金1億4,331万1,000円を増額し、30億4,053万円としたいとするものでございます。これは、医療給付費の伸びによるものですが、支払基金と公費の費用負担割合が平成18年10月から一般、いわゆる1割負担の人の場合50対50となっておりますが、その50パーセントに相当する額でございます。

2款1項1目医療費負担金8,488万7,000円を増額し、18億1,131万6,000円

としたいとするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました公費負担のうち、国、道、市の負担割合が国33.33パーセント、道、市がそれぞれ8.33パーセントの負担となっておりますので、医療費の伸びに対する国の負担分33.33パーセントに相当する増額でございます。

2款2項1目事務費補助金16万2,000円を減額し、187万3,000円としたいとするものでございます。これは、医療費適正化推進費補助金として補助率2分の1以内の補助ですが、補助額が減となったことによるものでございます。

3款1項1目医療費負担金2,122万1,000円を増額し、4億4,294万3,000円としたいとするものでございます。先ほど2款1項1目医療費負担金のところでご説明いたしましたうち、道の負担に要する8.33パーセントに相当する額でございます。

4款1項1目他会計繰入金2,138万4,000円を増額し、4億4,961万2,000円としたいとするものでございます。この増額につきましても、前段の道負担と同じ負担割合により一般会計から繰り入れられるものでございます。

6款2項1目第三者納付金432万3,000円を増額し、725万7,000円としたいとするものでございます。これは、交通事故等、第三者からけがをさせられた場合、加害者または加害者の加入する損害保険から負担することになりますが、老人保健により治療を受けた場合は後日加害者または加害者の加入する賠償保険等から負担額が納付されます。その負担額の増加によるものでございます。

以上を申し上げまして、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第6 議案第13号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議 長 日程第6、議案第13号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第4号)を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第13号 平成18年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算案は、介護保険制度改正による施設介護サービス等給付費の減及び医療制度改正に伴うシステム改修のための補正でございます。

それでは、議案に基づき、ご説明を申し上げます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,807万4,000円を減額し、予算の総額を26億622万3,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございます。18年度予算を19年度に繰り越して使用できる経費は、第2表によるところでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きください。1款1項1目一般管理費を192万6,000円増額するものでございます。医療制度改正に伴い、平成20年4月から現行の介護保険料の年金からの天引きに加えて、65歳以上の方の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料につきましても特別徴収を現行の介護システムを使用し、行うこととなったため、システム改修が必要になることから、委託料を増額したいとするものでございます。

2款1項3目施設介護サービス等給付費につきましては、介護保険制度改正に伴い、居住費、食費の扱いが変更になり、施設介護サービス等給付費が減になることから、6,000万円を減額補正したいとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。保険給付費総額で6,000万円の減額でございますが、これにより国、道、支払基金等、それぞれの負担率に応じて歳入予算を減額するものでございます。2款1項1目、国庫負担金でございますが、負担割合が15パーセントですから、900万円の減額、2款2項1目、国庫補助金の調整交付金でございますが、これは負担割合が5パーセントですから、300万円の減額、3款1項1目、道負担金につきましては17.5パーセント、1,050万円の減額、4款1項1目、支払基金交付金につきましては、31パーセント、1,860万円の減額、6款1項1目、繰入金、一般会計の繰入金でございますが、これについては12.5パーセントでございますから、750万円の減額、続きまして10ページ、11ページでございますが、6款2項1目、これは基金繰入金でございます。これにつきましては、19パーセントですから、1,140万円の減額となり、合計6,000万円の減額となります。

また、システム改修につきましては、8ページに戻っていただきまして、2款2項4目事業費補助金として国から追加交付169万7,000円、それと6款1項1目一般会計繰入金22万9,000円を増額補正し、対応したいとするものでございます。なお、今回計上いたしましたシステム改修

に係る経費につきましては、年度内の執行が困難なことから、次年度に繰り越して執行する予定でございます。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、2点お伺いいたします。

12、13ページ、1款2項3目施設介護サービス等給付費で負担金補助及び交付金の減少6,000万円は、ホテルコストに伴う市の補正分の確定によるものであります。そこで、06年度の1年間の見込みとして特別養護老人ホーム、老人保健施設における1人平均のホテルコスト負担額は幾らになったのか、またホテルコストを支払った市民の人数について所得階層別にどのようになっているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ホテルコストに関するご質疑でございますが、平成17年10月から食費と居住費の自己負担ということでございますが、その改正後の金額につきましては滝川市で介護老人福祉施設の特別養護老人ホームに入っている方と、老人保健施設に入っている方に分けてご説明を申し上げます。全体といたしましては、特別養護老人ホームが228名で、月平均でございますが、2万8,850円が228名の方の負担です。その中で、非課税の方にこの制度は配慮されてございますので、非課税の方の平均については2万2,306円ということになってございます。老人保健施設の部分ですが、全体103名の方でございますが、月平均2万7,679円、また非課税の方だけを抽出いたしますと月平均2万2,740円ということになってございます。

また、ご質疑ございました階層ごとの人数でございますが、まず特別養護老人ホームの方につきましては課税世帯が該当者52名、それと第3段階、市民税が非課税であって所得が80万円以上の者ということになりますけれども、それが29名、第2段階、市民税非課税であって収入が80万円以下の者、これが143名、それと第1段階、この方は市民税非課税世帯ですが、老齢福祉年金あるいは生活保護の方ですが、4名ということになってございます。それと、老人保健施設、これにつきましては課税世帯が18名、第3段階が22名、第2段階が59名、第1段階が4名ということでございます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第7 議案第14号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議長 日程第7、議案第14号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 ただいま上程されました議案第14号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第2条、収益的収入の補正でございますが、第1項、医業収益で738万9,000円の増額、第2項医業外収益で410万4,000円の減額、第3項、高等看護学院収益で328万5,000円の減額ということで、収入の総合計といたしましては収支差し引きゼロということでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、予算の第4条中、2億9,224万3,000円とありますのは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますが、これを2億8,472万7,000円に、2億9,212万7,000円とありますのは、過年度分損益勘定留保資金であります。これを2億8,461万1,000円に改め、同条の表中、収入の方では第1款第2項補助金で670万円の増額、支出の方では第1款第1項建設改良費で81万6,000円の減額をしたいとすることでございます。

次に、第4条、継続費の補正でございますが、継続費の総額及び年割額を記載のとおり補正をしたいとすることでございます。

2ページ目には補正予算の実施計画、3ページ目が資金計画、4ページ目に継続費に関する調書を記載してございます。また、5ページ目、6ページ目に予定貸借対照表がございまして、これについてはお目通しをいただきたいと思います。

7ページ目の方の収益的収入明細書でございますけれども、1款1項3目その他医業収益で738万9,000円の増額でございますが、これは公衆衛生活動収益といたしまして人間ドック収益の分の増額を見込んだところでございます。

2項3目他会計負担金410万4,000円の減額でございますが、これは一般会計負担金の減額でございます。また、交付税の確定によるものでございます。

3項1目学院収益328万5,000円の減額でございますが、これも一般会計の負担金、交付税の確定によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出明細書でございます。まず、収入の方でございますが、1款2項1目補助金670万円の増額につきましては、基本計画に対しますところの暮らし・にぎわい再生事業補助金の交付決定によるものでございます。

次、支出の方でございますが、1款1項2目改築費でございますが、81万6,000円の減額でございます。消耗備品費で5万5,000円の減額、委託料で76万1,000円の減額でございますが、金額の確定に伴いますところの継続費の減額のうち18年度分に係る分を減額したいとするものでございます。

以上、ご説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、質疑をさせていただきたいと思えます。4問ほど質疑をいたします。

まず、1問目でございますが、平成18年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）の1ページ、一番下の第4条の表の継続費の補正の事業名、病院改築基本計画事業で補正前は7,000万円少々だったものを補正後に6,000万円少々にした理由、ここをご答弁いただきたいと思えます。

2問目にまいります。3ページでございます。3ページの平成18年度滝川市病院事業会計資金計画の表でございます。受入資金の当年度予定額の5、未収金が7,884万円となっているわけですが、これに関連しまして次の諸点についてお尋ねしたいと思えます。1点目でございますが、未収の患者の年齢層あるいはおおよその人数、これ1点目。2点目でございますが、1人で最高の未収額はいかほどか。3点目でございますが、1人当たりの平均未収額。4点目、回収の実態とか努力のぐあい、これを発表願います。5点目、最も古い未収の残っている年度、これをお願いしたいと思えます。

3点目にまいります。4ページでございます。継続費に関する調書で、病院改築基本計画事業による国、道、市の補助金についてであります。18年度670万円、19年度1,230万円とのことであります。1点目でございます。20年度以降、この補助金がどれぐらい予定されるのか、予想で結構ですが、願います。2点目、それで最終的にこの総額はどれぐらい予定されているのか、答弁いただきたいと思えます。

最後であります。5ページへまいります。5ページの18年度病院事業会計予定貸借対照表の流動資金の（2）、未収金についてであります。現年度未収金の欄、8億5,500万程度と書いてあります。その下に、過年度未収金3,450万円程度のところにアンダーラインが引かれてあります。そして、8億8,950万円程度とあるのですが、この欄が現年度と過年度が逆ではないかなと思うのですが、そこをご答弁いただきたいと思えます。

以上、願います。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまの渡辺精郎議員のご質疑にお答えをいたしたいと思えます。

まず、第1点目のご質疑でございます。継続費の補正の理由ということでございますが、これにつきましては今回継続費の補正前の額7,025万5,000円の中には基本設計の額といたしまして5,625万2,000円、地質調査費として1,250万、現況測量費として128万1,000円、備品で22万2,000円ということをとータルで見込んで7,025万5,000円としました。これがそれぞれ基本設計あるいは地質調査等々の金額が確定したということに伴って、6,043万7,000円に減額になったということでございます。

次に、3ページの資金計画の中の受入資金として未収金、これは7億7,800万でございまして、7,884万円ではございませんが、この点ということでございますけれども、未収金の患者さんの年齢層、人数等々、細かいご質疑でございましたけれども、今手持ちの方に資料がございませんので、これについてはちょっとお答えできない状態でございますが、回収の実態、努力ということでございます。この7億7,800万の中には、患者さんの自己負担部分の未収金がございますけれども、この金額の大きいのは保険者からの方の未収金、つまり診療行為を行いましても実際に入ってくるのが2カ月、3カ月とずれてくるわけです。したがって、年度を締めても入ってくるのがおくれるということがございますので、どうしてもそこが保険者の部分が大きな部分として未収金が残るということでございますので、まず保険者の方については月おくれで入ってくるということになります。また、個人の方の例えば患者さんの負担であります3割負担の部分ですとかいろんな部分、これらの部分につきましては、まず未収金を発生させないということが第1条件ということで、ただ最近経済情勢その他の中でやはり一遍には納められないという患者さんもいらっしゃいます。こういう患者さんにつきましては、窓口でよくご相談させていただいて、分割納付等について十分にご相談をさせていただいているということがございますし、しかし残念ながらそれでも納めていただけないという方については電話による催告あるいは手紙等による催告、そしてまた訪問徴収というようなことをやっているところでございまして、これらの部分については極力発生をさせないように努力をしているところでございますけれども、社会情勢等の中では分割納付等については当院としても、それは十分患者さんの経済情勢の相談に応じているという状態でございます。

次、4ページの国の補助金の関係について、これは暮らし・にぎわい再生事業補助金につきまして今回ここに載せておりますのは、あくまでも基本設計に係る部分ということでございます。今後この暮らし・にぎわいの部分につきまして、建設工事等々につきましてはまだ建設工事等の額も確定してございませんし、またこの部分までが対象になるのかという精査が必要になりますので、今の段階では総額幾らということについてはまだ言える状態にはないということになります。

それから、5ページの貸借対照表でございましてけれども、この未収金は先ほども言いましたように現年度未収金というのはその大部分が保険者からの未収金でございますので、ここに記載のとおり現年度が8億5,502万9,000円、過年度分が3,451万6,000円ということで誤りはございませんということでございます。

以上で回答とさせていただきます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。どうもありがとうございました。先ほどの7億7,800万円の方、10分の1にいたしまして、済みません。それで、先ほどの7億7,800万円とただいまの現年度未収金の8億5,500万円との差、この差だけご説明をいただきたいと思っております。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 3ページの記載は、資金計画ということでございまして、俗に言うキャッシュフローの動きを記載しているものでございますので、現金として当該18年度中に入ってくるものと、したがってこの未収金の中には先ほども言いましたように17年度の部分が資金的には18年度

に入ってくるというようなずれが出てまいります。一方、5ページの方の貸借対照表といたしましては、18年度末における債権としての未収金が幾らあるのかとの、この違いによるものでございます。

○議 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎です。私は、議案第14号 平成18年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)に反対の討論をいたします。

今回のこの補正予算は、まさに市立病院改築に向けての準備であると思います。しかし、一般市民には市立病院改築だけが聞こえても、何もわからないうちに改築への一里塚が近づいているのであります。まず第1に、先ほど質疑をいたしましたように、病院を建てようというときに、やはり未収金問題、これは先ほどのように保険者の方からの未収金ということが多く、こういうことがありましたが、しかし一般の患者からの未収金も当然あるわけでありますから、こういう事柄の欠損を生じないように、赤字移行のないような、そういう病院会計が第1に必要なのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。第2に、先ほどの継続費に関する調書でも明らかになりましたように、市立病院改築基本計画事業における国、道の補助金の少なさであります。本建築への補助金は、市町村合併であれば4分の1ほど出ると、こういうことでございましたが、これはゼロになるかもしれません。市民負担は、ますます多くなるのではないかと、こういうことが懸念されるわけであります。第3に、ただいま滝川市は活力再生プランの行財政改革の道半ばであります。本日の朝刊、北海道新聞の紙上に、田村市長が夕張市の財政再建団体関連のインタビューで、財政健全化のさらなる推進に向けて活力再生プランを厳しく見直し、財源不足を財政調整基金などの繰り入れに頼らない体制づくりを目指す、このように明言をされております。そのとおりだと思います。市立病院改築を急ぐ余り、一般会計から財政資金を投入し、一般会計に影響を及ぼして、結果的に活力再生プランに無理を生じさせるおそれがあると思うわけであります。このように市立病院改築に向けての病院会計補正予算に市民の声連合の渡辺精郎はしっかり反対を表明し、討論をいたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第8 議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

## 備等に関する条例

○議長 日程第8、議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、昨年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関連する本市の14条例について条文整備等を行いたいとするものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をお開きください。まず、第1条でございますが、滝川市助役定数条例の一部改正ですが、助役を副市長に改めたいとするものであります。

第2条といたしまして、職員定数条例の一部改正ですが、第2条中の助役、収入役を副市長に改めたいとするものであります。

第3条といたしまして、滝川市特別職報酬等審議会条例の一部改正ですが、第2条中に助役、収入役とありますものを副市長に改めるとともに、第1条ほかの改正につきまして所要の文言整理をしたいとするものであります。

2ページ目となりますが、第4条といたしまして、市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部改正ですが、第2条第3号及び第4号において引用されております地方自治法第109条、第109条の2及び第110条につきまして、議会制度の見直しに伴い、項ずれが生じたことから、これを改めたいとするものであります。

第5条といたしまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第1条、第3条及び附則第2項中の助役を副市長に改めるとともに、収入役が一般職の会計管理者となりますことから、本条例の対象から除きたいとするものであります。

3ページ目をお開きください。第6条といたしまして、職員等の旅費に関する条例の一部改正ですが、別表第2中の助役、収入役を副市長に改めるとともに、所要の文言整理をしたいとするものであります。

第7条といたしまして、滝川市税条例の一部改正ですが、第2条第1号中の市吏員を吏員制度の廃止に伴い、市職員に改めるものであります。

第8条といたしまして、滝川市行政財産使用料条例の一部改正ですが、第1条において引用されております地方自治法第238条の4につきまして、行政財産の貸付制度の見直しに伴い、項ずれが生じたことから、これを改めたいとするものであります。

4ページ目をお開きください。第9条でございますけれども、滝川市監査委員条例の一部改正ですが、監査委員制度が見直され、その定数が法定化されたことに伴い、条例においてその定数を定めていた第2条を削除したいとするものであります。

第10条といたしまして、滝川市学校校舎等使用条例の一部改正ですが、滝川市行政財産使用料条例同様、第1条において引用されております地方自治法第238条の4の項ずれについて、これを改めたいとするものであります。

第11条といたしまして、滝川市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の一部改正ですが、滝川市税条例同様、吏員制度の廃止に伴い、第10条、第11条及び第12条中の当該吏員を当該職員に改めるとともに、第1条ほかの改正につきまして所要の文言整理をしたいとするものであります。

5ページ目となりますが、第12条といたしまして滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正ですが、第4条中の収入役を会計管理者に改めたいとするものであります。

第13条といたしまして、滝川市災害対策本部条例の一部改正ですが、第2条第2項中の助役を副市長に改め、第2条第2項、第3項及び第4条につきましては所要の文言整理をしたいとするものであります。

第14条についてご説明申し上げますので、改正文の方へお戻り願います。改正文の裏面、2ページ目ということになりますが、2ページ目の下の方でございます。第14条といたしまして、収入役身元保証に関する条例ですが、収入役制度の廃止に伴い、一般職の会計管理者となりますことから、条例を廃止したいとするものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を法の施行期日であります平成19年4月1日としたいとするものであります。しかしながら、ただし書きといたしまして、第4条の市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部改正、第8条の滝川市行政財産使用料条例の一部改正、第9条の滝川市監査委員条例の一部改正及び第10条の滝川市学校校舎等使用条例の一部改正につきましては、既に法が施行されておりますことから、公布の日から直ちに施行したいとするものであります。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。清水議員。

○清水議員 議案第18号の1条関係について質疑をします。

改正案では、副市長の定数は2人とするというふうにされています。今回の条例改正は、ご説明にありましたとおり地方自治法第161条の改正に伴うものですが、地方自治法改正では、一つは助役から副市町村長、もう一点はこれまで助役の定数は条例でこれを増加することができるとされていた文言が今回は定数は条例で定めるとされています。今回改正されて、文言的にはこの二つが変わっていると。当然現在の2名というのを1名にということは、今改正でも可能だったのかなと、すべきだということを検討されたかについて伺います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質疑にお答えをいたしますが、助役の定数については、私としてはいつもどうすべきかということは頭の中に置いております。しかし、滝川市が滝川市のみならず、一部事務組合等の事務局を扱って、極めて多様な広範な業務を扱うと、市長としても幾つも組合長をやっておりますし、助役としても同様であります。したがって、市町村合併は進んだとしても、広域行政は国としてはさらに必要であるというふうに表明しているところでありまして、私はしばらくはこの条例は2名以内という条例上での規定を改正する考え方はいたしておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まさに意外なご答弁でした。この日本の地方自治体の趨勢あるいは市民世論にかみ合わないご答弁だったのかなと。既に助役2名が凍結されて1名になって8年間がたちました。この間、広域行政含め、交付税削減の中でさまざまな大変な時期を1名で乗り切られた。しかも、前深村助役がご病気で療養されているときは、総務部長等がそれを補佐されて乗り切ってきた。こういった中で、助役は1名でできるということは8年間の実績がまさに証明をしてきたというふうに言えるのではないのか。市長は、今広域行政等、今後のためにいつも考えているが、当分1人とする考えはないというふうに述べられましたが、この8年間の実績で十分に1名で足りるということがわかったというふうに私は思うのですが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 組織はいろいろあるというふうに思いますけれども、例えば民間企業等は執行役員制度をどんどんつくって、やっぱり指導体制の強化というのは図っているわけです。必ずしも世の中の動きはトップとナンバーツーだけいけばしっかりできるのだというふうな形ではない。多様な形が議論されているわけであります。私は、行政の執行機関としてもそういう多様な形が議論されるべきだと。今直ちに助役の定数について手をつけるということだけでなく、市職員も350人体制ということを現在の活力再生プランの中で目指しているわけでありますから、管理監督の任にある体制づくり、職員の全体の執務執行のための組織のあり方論、そして特別職の組織体制、こういうものはどこか一つじくってということではなくて、もう少し総体的に考えられるべき大きな課題であるというふうに認識をしているところであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 タッグ計画を私持ってきましたが、17ページに市役所内部の改革と。市長は、よく内なる改革、そして外の改革というふうに表現をされますが、ここでは職員定数の見直しのほか、業務量の変動に対応できる体制を整え、住民のニーズに迅速、適切に対応するとし、①として、管理職ポストを削減し、少ない職員数で機能しということで、とにかく少ない人数で行うと、そして同時にその際に必要なことは何かというと、職員の能力向上。つまり今まで1人でやれたことを能力の向上で少ない人数でやる。これは、職員に関しても当てはまるのであれば、当然特別職についても当てはまるというふうに考えてつくられたのが活力再生プランではないのか。特別職に関してだけ、今の時代に助役を1名から、実質今1名ですから、これを2名にしなければならないという必要性というのは、私はマスコミを通じて、あるいは市民との対話を通じても聞いたことはございません。助役を2名にしなければならないような要素が今の時点で残っているということが市長のご答弁ですが、具体的に市民にわかるようにその件についてご説明をいただきたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 清水議員とは、どうも見解が違います。片方に管理職及び特別職の体制があり、片一方に一般職の体制があると、私はそんなことは考えません。市役所の組織総体としていかに円滑に効率的に組織運営ができる体制にしていくのかということであります。私は、今直ちに助役をそれではふやしますと申し上げているわけではありません。職員の定数を超えて採用できないのは当たり前であ

りますけれども、今は定数よりも実人員の方が少ないわけでありまして。それでは、それを直ちに1人少なくなったら1人定数減らすというふうに条例改正するのかということ、そうではない。上限は上限として、これを超えてはいけないという制約をしつつ、最小限の経費で運営していく体制づくりは必要わけでありまして。それは、私はトータルな問題として、特別職がどうのと一般職と差をつけて物事を考えるということではなくて、トータルとして組織運営をやっていくのが市長としての重要な責任だと、そういう意味では清水議員といささか見解を異にいたします。

○議 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を否とする立場で討論を行います。

まず、1点目です。タッグ計画では、内部改革として職員の削減、この3年間で目標をはるかに上回る約80人の減少、そして管理職ポストの削減。そういう中で、一人一人の職員の皆さんは、能力向上、密度の向上に努められてきました。これに対して、特別職は別だというような、私と見解が異なるというご答弁でしたが、そのような見解が述べられました。これに市民の納得は、私は得られないと考えます。

2点目は、財政規模、また人口等が同じような市ではどうなのかということ調べました。滝川市よりも人口が約1万人多い登別市では、既に条例で1名となっております。そして、滝川市よりも若干人口は少ないですが、同等の財政規模とされる網走市は、今回の定例会で2名から1名にするという条例改正を行う予定であります。このように同等の、広域的にもその中心を担うような自治体では副市長は1名というのが常識となっている中で、どうすべきか頭に置いているが、1名にするということについては、それからかなり遠いお考えであるということが明らかになりました。

3点目として、1名で十分だということは、8年間の実績で既に証明をされています。こういった実績に目を向けないという点では、まさに市長としての資質に欠ける。次の4年間の市政を任せるに足らずというふうにも私は考えます。

以上3点を申し上げて、まず反対討論とし、さらには来週の月曜日に予定されている議会運営委員会に日本共産党は副市長を1名とする議案を議員提案をすることをこの場で皆さんに表明をいたしまして、他の会派の皆さんもそれについてご検討いただきますことを心からお願いをして、反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は可決されました。

◎日程第9 議案第20号 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

○議長 日程第9、議案第20号 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第20号 職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、職員の失職の例外についての改正でございます。

議案第20号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。第6条の2の改正でございますが、地方公務員法第16条第2号で規定されております禁錮以上の刑に処せられ、またその執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者は、条例に定める場合以外は職員となることができないという規定でございますけれども、それが本条例により失職の例外を定めているところであります。現行では交通事故による職務上の過失によるものを失職の例外として定めておりますが、近年公務の執行に当たりまして担当職員への個人責任、管理責任が問われ、訴訟になるケースも想定されております。事例といたしましては、医師、看護師、薬剤師などの医療ミスによる医療事故、イベント事業における管理責任が問われる事故、道路補修がおくれたことによる土木工事に関する事故などが想定されますことから、失職の例外条件について交通事故によりを削除させていただき、職務上の過失によるものを失職の例外としたいとする改正であります。

第5条と第9条は、文言の整理でございます。

附則第1項につきましては、平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

附則第2項につきましては、改正に伴います経過措置規定でございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

お諮りいたします。若干早いのですけれども、この辺で昼食休憩といたしたいと思います。よろしいですか。

(何事か言う声あり)

○議 長 では、昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第10 議案第21号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第21号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第21号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、職員の年次有給休暇を暦年付与から年度付与へと改正をしたいとする内容でございます。

議案第21号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。第13条第1項及び第2項の年次有給休暇の改正でございます。現行は暦年制度で毎年1月に年次有給休暇を付与しておりますが、暦年から年度への改正により年次有給休暇を年度付与制度とし、毎年4月に年次有給休暇を付与するよう改正したいとするものでございます。一般的に職員の採用は4月、退職は3月という人事サイクルに年次有給休暇の付与を合わせたいとするものでございます。道内では、札幌市を初め11市が改正しているところでございます。

附則第1項につきましては、平成19年4月1日から施行したいとするものでございます。

附則第2項は平成19年4月における経過措置、第3項は派遣職員等の経過措置、第4項は平成20年4月における年度制度への改正に伴います経過措置規定でございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第11 議案第25号 滝川市社会教育審議会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第25号 滝川市社会教育審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第25号 滝川市社会教育審議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、教育基本法が平成18年12月22日に全部改正されたことにより、滝川市社会教育審議会の設置根拠となる条文が変更となったこと等により、改正したいとするものです。

参考資料の新旧対照表によりご説明をいたします。第1条中、旧教育基本法を示します昭和22年法律第25号の第7条から新教育基本法であります平成18年法律第120号の第12条第2項に改めたいとするものであります。

また、第3条第2項中の改正につきましては、文言整理によるものです。

また、施行日につきましては、改正後の教育基本法が公布と同時に施行されていることから、本条例についても公布日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は可決されました。

◎日程第12 議案第26号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第26号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第26号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文言整理のための改正で、盲学校、ろう学校、養護学校を障害の種別を超えた特別支援学校に一本化することから、滝川市民福祉条例中のひとり親家庭等医療にかかわる規定部分の文言につきましても平成19年4月1日から同様に改めたいとするものでございます。なお、受給者の方々にメリット、デメリットが生じるものではございません。

それでは、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。第47条の2第3項第1号中、盲学校、ろう学校若しくは養護学校を特別支援学校に文言を改めたいとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

◎日程第13 議案第51号 公平委員会委員の選任について

○議長 日程第13、議案第51号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市ほか5組合公平委員会委員であります高田常弘氏が平成19年3月31日で任期満了となりますために、その後任として同氏を再任をしたいというふうに考えております。地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、高田常弘氏の略歴書につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、お目通しを賜りたいというふうに思います。

よろしくご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

#### ◎日程第14 議案第52号 市道路線の認定及び廃止について

○議長 日程第14、議案第52号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました市道路線の認定及び廃止につきましてご説明を申し上げたいと思います。

参考資料でご説明いたしますので、次のページをお開きいただきたいと思います。今回市道路線の認定、廃止する路線としましては、認定する路線が2路線、廃止する路線が3路線でございます。

廃止する路線番号313番は、起点、大町5丁目9番5地先から終点、大町4丁目347番28地先を廃止し、これを新たに路線番号313番といたしまして、起点を大町5丁目9番5地先、終点を大町4丁目339番4地先として認定したいとするものでございます。

次に、廃止する路線番号601番は、起点、朝日町東1丁目14番5地先から終点、朝日町東2丁目11番2地先及び路線番号623番は、起点、黄金町東1丁目14番23地先から終点、黄金町東

4丁目139番8地先を廃止し、これを新たな路線番号601番として、起点を朝日町東1丁目14番5地先、終点を黄金町東4丁目139番8地先として認定したいとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月12日までの5日間休会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月12日までの5日間休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時11分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第1回滝川市議会定例会（第8日目）

平成19年 3月13日（火）

午前10時00分 開 議

午後 5時22分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷 田 部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市 民 生 活 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君	教 育 部 指 導 参 事	早 瀬 公 平 君
教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君	監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君
病 院 事 務 部 長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君
総 務 課 長	伊 藤 克 之 君	企 画 課 長	館 敏 弘 君
財 政 課 長	西 村 孝 君		

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

- 田中議員 おはようございます。新政会の田中でございます。早いもので、4年というのはあっという間に過ぎ去ったかなと思いつつ、反省と、またいい意味での意欲といいますか、そんな気持ちでここに立たせていただいております。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、3年間の成果と課題
- 2、4年目のまちづくりと改革の成果

きょうは、前半市長の基本姿勢ということで、4年間のまとめと申しますか、それぞれを市長にお聞きしたいと思っております。まず、3年間の成果と課題であります。まず、1点目、市町村合併についてであります。私も特別委員として合併問題を精力的に勉強させていただきました。結果としては、あの時点で滝川が離脱したことは、産炭地の95億の基金の問題、夕張が赤字再建団体になった、産炭地で栄えた各市町村を抱えている空知の財政状況などを新聞等で拝見しながら、自分の心としては離脱してよかったかなと、そんな気持ちでございます。現状の滝川は、4年間田村市長が市民、議会とともに協調の中に滝川市活力再生プラン、タッグ計画に基づき着実に進めてきたことは、私は高く評価をするものでございます。成果と課題は若干ありますけれども、財源があればすべて解決できるわけでありまして、市長として今期4年の成果をどのように考えているのか、また次の道州制、合併のことも含めて市長にお伺いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

- 議 長 市長。

- 市 長 おはようございます。田中議員のご質問にお答えする前に、昨日からの豪雪です。降雪46センチでありました。しかし、風を伴ってございましたから、場所によっては相当吹きだまりがで

きたというところもあったように思います。猛吹雪ということもありまして、出会い頭の交通事故というのが3月12日の朝から13日の朝にかけて結構ございました。人身事故4件、けがをされた方9名であります。物損事故は23件です。吹雪によって相当見えないということと凍結した路面状況ということがあるというふうに思いますが、季節外れの大雪だけに、安全ということについては警察及び市役所の関係課も一層啓発に力を入れたいというふうに思っています。ただ、昨年比で申し上げますと、人身事故も負傷者数も大幅に減少しているという実態はございます。

早速ご答弁を申し上げますが、1点目の市町村合併ということについてお答えを申し上げますが、4年の成果というご質問でございましたが、さらに具体的なご質問がございますから、総括的にこの点についてはお答え申し上げたいというふうに思います。初めの市町村合併についてであります。合併しようということで、6市町による任意の協議会から法定協議会に移して真剣な議論を行ったところであります。結果は先ほどご質問のございましたようなことでございますが、私は将来的には合併は求められる課題だというふうに思います。ただ、そのときに前回の合併協議の課題として残るところは、まちづくりへの共通認識をどう持てるのかと、そしてそのために解決すべき課題というのはどういうことがあるのかという共通認識が必要だ。つまりどんなまちをつくるのかというのがやはり第1に議論しなくてはならないということになるのではないかと。それと、もう一つは、行財政の基盤をどうしていくのかということについても共通認識を持てるというようなことがなくては、合併は成就しないのではないかとこのように思います。したがって、当面自立という方針で法定協議会から離脱したわけでありまして、そういうことを念頭に置きつつ、滝川市としてもいい将来像を描いて、それに進んでいく、行財政の経営基盤もしっかり固めていく、そして滝川となら合併してもいいなど、そういうまちを今築き上げる、そういうことが一番大切なことだというふうに思います。一方、中空知は広域行政の先進地としてこれまで名をはせてきたわけでありまして、新たな広域行政ということについても現在検討中でありまして、引き続き広域行政の将来性ということについても議論をしていく必要があるというふうに思います。北海道市町村合併構想によりまして、5年間の期間内に一定の組み合わせを示して合併を促進しようという北海道の考え方もあるわけでありまして、そういうことも念頭に入れながら課題として認識していく必要があるのではないかとこのように思います。

4年の成果という意味では、財政再建団体にしないというのが大きな柱でありまして、そういう意味では内なる改革を初めとして着実な成果が得られたというふうに思いますし、内なる改革を土台として市民の皆さん方に外なる改革のお願いを申し上げましたけれども、基本的にはご理解をいただきながら改革は着実に進みつつあるというふうに思います。一方、まちづくりもかつてのようにハード中心のまちづくりというわけにはいきませんが、これからの低成長、安定成長の時代、地域住民の皆さん方がいかに力を合わせて公助、共助、自助の地方分権時代のまちづくりを進めていくのかという意味では、大きな飛躍の4年間でもあったという認識をいたしているというところでもあります。道州制につきましては、北海道は道州制特区ということで手を挙げて、道州制特区にかかわる法律もできたわけでありまして、道州制特区として適切な歩みを進めてほしいというふうに思います。ただ、現状では期待するほど大きな権限が与えられているわけではありませぬので、知事がおっしゃっている

ように小さく産んで大きく育てる、そういう方向にいくべきだというふうに思いますが、一方特区ではなくて、道州制ということについてはもう少し全国的な議論が真剣に行われて、本来の道州制ということについてもっと着実な議論と歩みが進められるべきではないのかというふうな感覚を持っております。

以上でお答えを終わらせていただきます。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 厳しい中でありますけれども、一層の努力を期待したいと、このように思います。

次に、市役所の機構改革についてであります。今も市長が言いましたように、市長も内なる改革を推進され、組織機構についても市民からの強い職員数の削減など行政改革、地域懇談の中でいろんな課題が与えられ、着手してきました。効果的な行政運営を進めてきたと私も評価をするところでありますけれども、職員費では億単位の大きな節減ができたことは大変喜ばしいことでありますけれども、スタッフ制の効果が発揮できるのかなど、こういう心配も感じながら、今日思いながらおりました。このまま退職を促進をするとなりますと、市長が最終的に352、あるいはまた退職促進を今回また2年追加いたしましたから、今国で言っている地域の格差でないけれども、50代から60代にかかる間の年齢の格差が出てくるのでないか。職務の流れ、運営がいくのかということとは心配な部分でもありますけれども、職員が職務に精励できるような環境づくり、そして健康管理を十分、私もこの部分は今までも2回か3回申し上げておりますけれども、少ない中で効果を上げるわけですから、当然残業、土日出ないとならない場合もあるでしょう。そんなことを考えたときに、市長の機構改革の効果的な行政運営の推進の評価、私は評価するわけですが、その辺について今後の考え方あるいは今回の4年間の中で進めた中で問題点を含めてあるとしたら、市長の口からそういう部分を含めて私としてはお尋ねしたいと、こう思います。

○議長 長 市長。

○市長 市役所の機構改革についてのご質問でございますが、市役所職員、例えば西高教員だとか市立病院の医療関係者であるとかそういう方々を除いた場合に、ピーク時533人でありました。今年度末、18年度末では375人であります。これが先ほどご質問のありましたように活力再生プランでは350人体制を平成22年度で構築するというを申し上げておりますので、そういう意味では着実に進んでいるわけであります。しかし、これほど職員数が減ってくると、減るだけでは済まないわけでありますから、ご質問の機構改革を含めて仕事の仕組みを変えていくということにしなければいけない。あるいは民間でできるものについては民間へ、企業の能力の向上ということが極めて急速に進んできておりますから、だから民間でできるものについては民間に委託するというにしなければいけない。一方、職員の研修も十分進めて、職員の能力開発もやらなくてはならない。こういうことをやって、市役所職員を少数精鋭にするということに取り組んできたわけであります。一気に物事が進むわけではありませんが、着実な進展が図られたというふうに思います。そういう意味では、仕事の仕組みを変える、その一つとして機構の改革を行ってきたわけでありますし、スタッフ制ということの導入も図ってきたわけであります。スタッフ制も、これも一気に物事が進むということではありませんので、内部でのミーティングをしっかりとやると、そして情報はしっかりと共有する。

あの人がいなければわかりませんということにならないような体制づくりで進めてきたという内容がございませう。一方、課の統廃合、それに伴う新たな事業に対応するための室の新設、そういうことをやっけてまいりました。平成16年の7部28課7室体制から7部23課にいたしました。ただ、新たな事業に対応するにはいけませんから、そういう意味では7室を13室体制にしたということで、時代に合った形で機構の改革も進めてきたつもりであります。今後とも、少数精鋭というのはタッグ計画に見られるようにまだ道半ばでありますから、ただいま申し上げたような基本方針に基づいて着実にそれを進めていきたいというふうに考えるところであります。

一方、それだけ職員が少なくなってくると職員の年齢構成がいびつになるのではないかとということがございませう。ある意味では、今いびつであります。年齢の高い皆さん方が非常に多くて、つり鐘型の職員構成であります。したがって、これもまた一方是正していかなくてはいけないというふうに思っていますので、私は3年間は職員凍結と、採用を凍結するというタッグ計画での計画事項でありますけれども、財政健全化の動向と関連をいたしますけれども、許されることであれば20年度については1年凍結を早めて新職員の採用というものも検討すべき重要な課題だというふうに思っております。

○議 長 田中議員。

○田中議員 今市長にそう言っていただきましたから、余り年齢の格差が大きく開かないうちに、若干そういう手当てをしながら、長い目で順繰りとサイクルが回る、そういう形の実現に向けて、20年にそういう形にしていきたいというお話でしたから、私なりに理解をしたいと思ひます。

次に、活力再生プランの効果であります。私もこの立派な、最近一生懸命読んでみたら、すごく重みがあるなと、枚数の重みでなくて中身の重みがすごいと。他市町村にここまで、行革をやっけてプランを立てて、市長を含めて職員のエネルギーをここに結集して、これだけの内容を私は再認識し、体が震えるような感じがいたしました。いい意味です。私は、これに準じて各幹部の皆さん、そして職員が一丸となって活力再生プランを順調に進めてきているということは、市長が前半申し上げたことがこれに基づいてきているということは市民も納得するだろうと、納得せざるを得ないだろうと、こう思ひます。私は、そのために、市長も前半言ひていますが、このプランの効果というのは非常に大なるものがあつたと思ひます。これを読んでみますと、計画の策定の背景だとか、16年策定して、合併協議終了後、先ほど言ひましたように自立の道を切り開くためにこれらを重視してきたし、計画の目的はきちつと行政改革あるいは財政改革の道筋を示しているし、そして22年まで6年定めているということは非常に先がきちつとされている。そういうことでは、だれが見ても理解ができる。いい意味で途中でいろんな流れの中では、修正といひますか、そういうものを視野に入れながら考えていかなければならぬ、あるいは市民の声を聞きながら進めていかなければならぬということがあると思ひますが、活力再生プランの効果、実施されて、19年にも今度入るわけですが、市長としてこのプランについて今申し上げたことをまとめて、再生プランの成果といひますか、前半言ひていることも成果の一端でありますけれども、もう一度プランの部分について市長に対してお伺ひしたいと思ひます。お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 活力再生プランの効果に関するご質問がございませうけれども、活力再生プランは16年

度中に策定をして、17年度から実施をいたしました。そういう意味では、17年、18年、2年間実行してきたわけであります。計画年次から申し上げますと、まだ道半ばということでありますから、活力再生プランの全体の効果そのものも道半ばであります。ただ、平成22年度に単年度黒字にしようという黒字化の実現ということについては、着実に黒字化に向かって歩を進めているところであります。行政需要は、その年によってどんな事業を行うのかによって収支は異なってきますから、ですから基金の繰り入れをしなくてはならないと、特に目的基金の繰り入れをしなくてはならないという年も出てまいります。しかし、22年度以降、そういうものを除けば安定的に黒字化できると、こういう体制が必要だというふうに思います。計画策定したときは、22年度に単年度だけで11億円赤字を生じるという状況でありました。しかし、平成17年、単年度の取り組みで計画をつくって、初年度、約7億円の収支改善をいたしました。18年度は、まだ決算が見込まれておりませんから、これから数字の整理が始まるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように単年度黒字に向かって着実な歩みをしているということについてはご答弁を申し上げておきたいというふうに思います。しかし、そういう行財政改革の中でも、平成17年度はこどもセンターの建設を行いました。平成18年度では、国営土地改良事業に対するガイドラインの数億にわたる支払いということも議会のご理解をいただいて行いましたし、江陵団地の建てかえ事業といったような新たな行政需要にも対応できたというふうに思っております。一方、貯金を取り崩して生活をするということでもありますから、その貯金がどうなったのかということも、これは重要な切り口だというふうに思います。ちょうど19年度はプランの道半ばでありますから、19年度の当初予算編成後において財政調整基金、減債基金、土地開発基金、この3基金がいわば何にでも使える貯金と、3基金の残高、これは19年度末見込みでこういうふうに計画を立てましょうというふうに言った計画よりも1.3倍、まだお金が残っております。目的基金もありますから、基金全体では1.7倍以上の基金の残高を確保いたしております。そういう中で必要な事業をやってきたつもりであります。

ただ、地方交付税の減額も、それから市税の減も予想した以上に進んでいます。したがって、今のまま進めば、平成22年度においては単年度で1億3,000万円を超える単年度収支の不足が生じてくるというふうに想定をいたしております。したがって、改革は、先ほど田中議員がお持ちになっておりましたあの分厚いプランを着実に進める。しかし、経済の動向、つまり地方交付税や市税の動向によっては、この計画を新たに大々的に見直して22年度の単年度黒字を目指すという状況もあるかというふうには思いますけれども、基本的に22年度単年度黒字化するという目標に向かって着実な歩みを進めたいというふうに思っております。

○議長 田中議員。

○田中議員 次に、関連がありますけれども、4年目のまちづくりと改革の成果ということでうたっておりますので、たくさんありますけれども、その中で今回五つほど抜粋をさせていただいて、まず、市長も子育ての関係では今市長が言っております花月のこどもセンター、新しい花月の児童センターなど、あそこに子供たちの夢が集えるような施設を設置されて、大変活用もよいようであります。子育て、子育ての応援の充実ということでお尋ね申し上げます。市長はひとりからみんなで進めるまちづくりということで、重点施策の中で子育て等の応援団の実施の取り組み、こういうことで市長が充

実を図っております。これについて市長はどのように進められてきたのか、この辺は大変大きなすばらしい施設でもありますし、あれを拠点にしておりますので、大変好評だと聞いております。この点、市長のお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 子育て、子育て応援の充実ということでございますが、子供は未来からの贈り物と言われるように、私たちは子供たちを優しく、しかもたくましく育てる責任を持っているわけでありまして、市民の皆さん方のご協力をいただきながらさまざまな施策に取り組んでまいりましたけれども、子供に関する施策を総合的に進める必要があると、各課でばらばらでやっているということではいけないのではないかとということで、子育て応援課を設置をいたしまして、子育てを総合的に進めるための行政的な窓口の整備というものを行ってまいりました。

二つ目は、子育て支援の総合施設といたしまして滝川市こどもセンター、名称を公募いたしましたら「め・も・る」がいいのではないかとということで、選定をさせていただきましたが、こどもセンター「め・も・る」を整備をいたしました。これは、多機能型の保育所、いろんなことができる保育所、それから児童センター、子育て支援センター、子育て中のお父さん、お母さんが気軽に相談をしたり子育て中の皆さん方が交流をしたりということができるよう、こういうような総合施設を建設をいたしました。私は道内だけでなくこれは全国的にも誇れるような総合施設だというふうに思っておりますし、そういう機能も持っておりますので、ぜひとも今後ともご利用をさらにしていただきたいものだというふうに思っております。一方、保育所でも従来の保育所の役割に加えて、障害児を含む一時保育、産休明け保育を実施をしてまいりました。留守家庭児童を持つ親の会と協力をいたしまして、放課後児童の健全育成事業、いわゆる学童クラブということについても充実をしてきたつもりであります。一方、家庭の教育力の向上ということが大きな課題ではないかということがございまして、家庭教育を進めていただくための市民組織をつくっていただきました。この市民組織ではいろいろな活動をやっていただいておりますが、特にすばらしいなというふうに思いますのは、子育て実践、子育ての10のポイントを選んでいただきました。今後は、こういう子育て実践という具体的な行動あるいは食育の充実ということについても今後市民や市民組織の皆さんも含めて行動していく、その基礎ができたというふうに理解をしているところであります。

○議 長 田中議員。

○田中議員 次に、今我々は人生80年と言われておりますけれども、市長が挙げております健康寿命80歳のまちづくりの推進ということで、重点項目に入っております。すべての人が健康で安心して暮らせるまちでは、当然保健、医療の充実、高齢者福祉の充実、障害者の福祉の充実、防火対策の充実ということで市長のメニューの中の重点項目に入れ、着実に進められていると思うのですが、特に21年度に向けて市立病院改築の基本構想が作成され、計画の着手あるいは設計の関係で議会が承認したところであります。市長としては、これから特に病院なんか大変でありますけれども、進めていくということでありますから、このあたりの考え。21年に病院は全面改築をするというような説明だったと思うのですが、これら含めて、今申し上げた健康だと、安心ができるということは、当然国民健康保険を使われない、あるいは病院にかからないことで、そういう部分では負担が節

減できるわけでありまして。病院にかからないと病院の経営は減収になりますから、プラ・マイはあるかも知れませんが、健康で健やかに地域のいろいろな活動をできるだとか、あるいは自分で自分のことはできるとか、いろいろな介護を受けなくてもみずから自分である程度の年齢までは頑張れると、そういうことと言えば保健、医療の充実というのは大変大切な部分だと思います。今申し上げたように市長としてこれらを重点項目で挙げておりますから、説明ができる範囲で結構ですから、市長からのご答弁をいただきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 健康寿命80歳のまちづくり、健康寿命というのはわかりづらい表現ですけれども、平均寿命というのはよくわかる。平均寿命から要介護になったり、あるいは要支援状態となると、その期間を除いたのを健康寿命と言っているのです。だから、要支援になったり要介護になったり、そういうことになるまでの健康で生きていられる期間ということです。平成16年まで統計があります。間もなく17年度というのが出てきますけれども、16年は滝川市はどうなっているかということ、男性の健康寿命は75.3歳です。全国平均より男性は3年ばかり健康寿命の期間が長いのです、滝川市民は。一方、女性は79.0歳、女性の平均寿命は長いですから健康寿命も長いのです。全国平均に比べると、男性は3.0年長いのですけれども、女性は1.3年長い。滝川の健康寿命は、男性の方が全国平均に比べると少し水準が高いということが言えそうであります。ただ、これは、それでは健康寿命が滝川市は全国平均より高いということにどういう要因が大きく結びついているのかというのは、なかなか難しい課題であります。したがって、総合的に物事を推進しなくてはいけないということになります。ただいまご質問のありましたように、市立病院の機能を強化をしていくということは、検診なんかで心配があれば直ちに病院に入って治療する、治療したら直ちに病院を出て、また健康づくりに励むと、こういう条件を整えなくてはいけないというふうに思います。そういう意味では、市立病院は市民の皆さん方及び周辺の地域の皆さん方にも期待される病院でありますから、機能はしっかり市民の皆さん方のニーズに応じた形で整理をしなくてはいけないというふうに思います。

一方、食べるということも健康には極めて重要なことでもありますから、特に安心、安全な地元の食材を活用しながら栄養、食生活の改善指導あるいは子供たちを含めた食育の推進、こういうものはしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。特に、例えばお母さんと乳幼児に対する市役所の職員の数、国は地方交付税で母子保健に関する職員の数は10万人に1人というふうに決めているのです。したがって、母子保健に関する人材についてのお金は、滝川の場合0.5人しか来ていないのです。だけれども、母子保健のために滝川市は保健師2人、栄養士1人、母子保健だけについてです。高齢者の保健、成人保健、これはまた別であります。そうしなければ、住民の健康というのは維持できない、増進できないと、そういう形で強化をしております。したがって、こういうこともまた健康寿命を延ばすために重要なことだというふうに思います。あるいは、最近では生活習慣病というのが心配でありますから、ウォーキングの普及ということもやってまいりましたし、そういったことを通じて生活習慣病の予防促進、健康診断の受診率もだんだん高まってまいりました。そういうこともまた重要だというふうに思います。介護予防のための温泉教室なんて力を入れてやったりしておりますし、温水プールで水中ウォーキングの講座とかいろいろやっております。滝川市は、温泉浴、森

林浴、日光浴、これほど効率よく健康づくりができる条件が整っているまちというのは、ないのではないですか。私は、こういうこともこれまでやってまいりましたが、滝川の地域に合った形で健康寿命を80歳に近づけていく、そういう努力はさらにやるべきだというふうに思っております。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 今市長の話で食育が大事だというお話がありましたけれども、私もこれには力を入れている一人なのです。今の食生活がいじめだとか、栄養のバランスが偏らない。そういうものが保健センター、あるいは学校でも道からの派遣の中で食育の協議会をつくったりして、学校では結構充実させているようですけれども、地域でも保健センターが核となって、あるいはそれに関連する団体がそういう部分で食の研修会だとかそういうものも積極的にやっているように新聞等で見えますし、市長もこの部分については力を入れているようにも聞いておりますけれども、食育は今後とも健康管理の推進のためにぜひ大きく力を入れていただきたいなということで要望しておきます。

次に、中心市街地活性化と街なか居住の推進についてであります。特にことし、昨年見ていますと、栄町地区だとか本町地区あるいは空知町地区にお年寄りの介護施設ができた、ショップメイトもあそこに立派な建設がされ、上の方は賃貸マンションという形で、街なかにも新しいビルが建って、何か新鮮さを感じます。そういうことで、駅前の盆踊りだとか、あるいは夏祭り、いろんなイベントが行われておりますけれども、まだまだこれは、活性化は進んでおりますけれども、もう一度駅前をこれ以上に、ことし以上に来年、来年以上に活性化をさせるためにも市としては物心両面の支援が必要ではなかろうかと、こう考えます。この辺、市長として、建物については街なか補助制度を使って、ショップメイトなんかその対象になっています。そういう部分では、建築促進につながっていると、それがまた固定資産税でも入ってまいりますから、いろいろな意味ではマイナスよりプラス志向になっていると思いますけれども、このあたり推進されている、支援をされている、こういう立場から、市長の街なかを含めて移住の推進について再度確認したいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 中心市街地の活性化と街なか居住の推進ということについてのご質問でございますが、中心市街地活性化協議会を設立いたしました。新しい法律に基づく国における支援をいただきながら中心市街地の活性化を進めようということを基本的に考えておりますから、その要件に合致するように中心市街地活性化協議会を設立をして、その中で市民の皆さん方を含めて、こういうことをやったらいいという具体的に行動するというを前提とした事業を考えていただいて、それでそういう計画を立てていくと。今基本計画の見直し作業を進めているところであります。中心市街地活性化協議会を法定の協議会として設立したのは、道内では2番目であり、全国でも15番目。したがって、早くやればいいというものでもありませんけれども、早くしっかりと計画を立てて、そしてそれを着実に実行に移す。実行に移すときに、行政だけでなく関係機関及び市民の皆さん方のお力をいただくと、そういうことを基本に今計画策定中であります。街なか居住という意味では、先ほどご質問のございましたように民間の活力を生かすということで助成制度を創設いたしました。ご質問のありましたように1軒16戸を採択をさせていただいて、間もなくオープンというところであります。一方、この制度の該当にはなりませんけれども、中心部は非常に便利なところだとい

とで、ケアつきの有料老人ホームが数戸計画をされたり、既にオープンをされたりしております。そういう意味では、街なか居住は着実に進んできているというふうに思います。私は、高齢者だけではなくて、確かに医療機関もある、購買施設もある、交通機関も身近だ、そういうところは高齢社会にとって中心部は極めて住みやすい地域のはずでありますけれども、年齢構成的にもバランスのいいものでなくてはいけないというふうに思っております。そういう意味では、今回の16戸のオープンというのは極めて好ましいことだというふうに思いますし、公営住宅の誘導ということについても計画的に進める課題であるというふうに思っております。

一方、中心市街地活性化基金という3,000万円の基金を拠出させていただいて、これも商店街の皆さん方や市民の皆さん方、中心市街地活性化協議会を中心としていろいろ知恵を絞っていただいて、プランを実行していただいております。既に空き店舗活用など9事業の支援が行われております。消費者協会なんかは、あそこに街なかショールームということででき上がりました。消費者の皆さんが大変集まっていたいただいて、いろんな活動をしていただいておりますが、それなんかも中心市街地活性化基金の一定の成果だというふうに思っております。一方、たきかわホール、駅前広場「く・る・る」、親子広場「とんとん」あるいは太郎吉蔵、こういうところに市民の皆さん方がお集まりいただいている。そして、子育て応援や芸術文化活動が市民の皆さん方の力によって行われている。そして、街なかのにぎわいは、かつてのようにはまだいきませんが、次第にかつてのような形に近づきつつある。こういうことは、すばらしい滝川市民の力だというふうに思いますし、私ども行政としてはこれを計画的にいかによりと安定的にいい街なかにしていくのかということについては引き続き最善の努力を尽くしたいというふうに思っております。

○議長 田中議員。

○田中議員 なお一層の市の物心両面の支援を期待したいと思います。

次に、担い手の育成など元気な農業振興ということで、商農の滝川のまちでありますから、農業振興について市長の重点施策の中に入っておりますので、前半の話とちょっと重複ありますけれども、担い手の農村青年の生きがいとやりがいのある育成ということで、今後とも元気な農業振興、発展のために、市も力を入れておりますけれども、地産地消を基本に先ほど市長が言いました食育の推進計画をなお一層活用していく、そして市民の健康増進に役立つ施策につながっていくということで、その効果は今後も先ほども市長が言っておりましたように食育による生きる力の源の効果が推進されるような形で、農業振興も農産物がまず地域で、そしてそれが各地方に滝川の安全な安心できる、そういうような有機肥料といいますか、無農薬とか、こういうものを推進することによって、若者が自分のお父さん、お母さんの後を引き継いでいく。担い手がないということでもあります。それで、農業を閉じないとならぬという話もたまに聞くことがあります。滝川は、商農あるいは農商のまちでもありますから、若手の育成に市長の重点項目にありますように力を入れていただきたいと思いますし、その部分について市長の方から若干考え方をお聞かせいただきたいと思います、こう思います。

○議長 市長。

○市長 担い手育成などの元気な農業の振興についてというご質問でございますが、地産地消を中心とする食育の推進というのは本当に重要な課題だというふうに思います。後ほど議員さんからの

通告質問の中で食事に関するアンケートの通告質問がありますから、そのときに教育委員会から、朝食をしない子供の数の答弁があるというふうに思いますけれども、びっくりしました。朝食をとらない子供たちがこんなにいるのだと、栄養バランスは一体どうなっているのだろうかと心配があります。したがって、食育の推進というのはもう少し力を入れてやらなくてはならないというふうに考えます。一方、外国から随分農産物が入ってくるようでありまして、どれくらい入ってくるかといいますと、60パーセント入ってくる。つまり私どもの体の60パーセントは外国の農産物ででき上がっているわけでありまして、こんなことでいいのかどうかという疑問も感じます。そういう意味では、やっぱり地元産物は安心、安全なわけでありまして、ぜひともあそこで作っている安全な農産物、有機肥料で減農薬でという見える農産物を使っていただくと、これまた重要なことだというふうに思います。そういう意味では、いろんなことをやってまいりましたけれども、米なんかも随分評判よくなりました。おいしくて評判がいいというのが一つです。それから、できるだけ農薬を少なくしようということで高度クリーン米というのを作っているグループがある。そして、それに見習って、ああいうお米をつくらうということがますます農業者の間で広がってきています。これまたすばらしいことだというふうに思っております。

新規就農者、ことし8名です。普通の年は4名ぐらい、多い年でも5名です。そんなふうに農業は少しずつ魅力ある産業になってきているのです。私は、こういうふうに若い人たちが地元に戻って農業をやろうと、そういうふうな状況になりつつあるということは極めて頼もしいことであるし、必要なことだと、今後とも元気な農業をさらに回復するためのさまざまな施策について一生懸命やっていきたいというふうに思いますが、営農振興室をつくったりいたしました。そして、農協と一緒にやって営農指導体制を充実するというところに力を入れてまいりました。北海道から職員を派遣いただいて、2年働いていただきました。この室長は、道内でも施設園芸についてはトップクラスのトップの方です。そういう人物が滝川に来て、特に施設園芸について指導助言を、朝の5時から動いています、営農振興室。そういう情熱をかけてやっている人たちもおりますし、本当に情熱をかけてやっている農業者も多くいらっしゃる。そういう中で元気な農業の回復が進んでいくのだというふうにも思います。ハルユタカも評判いいですし、いろんな意味で農業は可能性のある産業にますますなりつつあると、頼もしいことだというふうに思っております。

○議長 田中議員。

○田中議員 市長には最後の質問になりますけれども、安全、安心あるいは安心、安全で快適なまちづくりの推進という項目が市長の重点項目に入っております。地域防災計画も見直しが新しくできましたし、各町連協の自主防犯組織の育成も組織化が着々と進んでいるようでありまして。町内単位で組織化され、安心で安全な快適なまちづくり、防犯体制の強化も着々と進んでいるようでありまして。人が健康で安心して暮らせるまちづくりを市長として推進をしたいと、重点項目の中身を見ますとそんな感じがいたしますが、この点詳しくはあの中にも載っていますので、市長のかいつまんだ中での部分で結構ですので、この辺について考え方を伺います。

○議長 市長。

○市長 安心、安全で快適なまちづくりの推進ということについてのご質問でございますが、極

めて多岐にわたる個別内容がございますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

(「いいです。短くて結構です」と言う声あり)

○市長 地域防災計画の見直しを行いました。滝川市国民保護計画というものを作成をいたしまして、万全の体制を整えるという努力をしてきたところであります。自主防犯組織も15の地区町内会連合会で結成をしていただきました。こういうふうに市民の皆さん方が一生懸命努力をしていいまちをつくるという動きというのは、この4年間本当にすばらしいものがあるというふうに思います。変なおじさんが出てくると、そうなれば地域と学校と保護者が連携して子供の見守りパトロールをやらせよう、すぐ動きが出てくる。こういうこともすばらしい動きだというふうに思います。一方、高齢者の皆さん方を中心として、消費者被害に遭うということも多発をいたしました。最近はおかげさまで滝川へ行っても商売にならぬということかどうかはわかりませんが、鎮静化してきているわけでありまして、その背景として消費者被害防止ネットワークというものができて、関係機関が一生懸命やっているということも、その成果の一つだというふうに思いますし、自主防災組織は6町内会で結成がされました。そして、ある町内会はマニュアル、自分のところで市役所に来たりいろんなところに行ったり、自分たちでマニュアル書いて、そのマニュアルどおりに訓練をやらせようということでも自主防災組織ができ上がっているというところもあります。行政としては、個人情報保護法でなかなか情報公開ができません。しかし、何かがあったときに、どこにだれがいて、どうやってだれが助けに行くのか、それもわからないということでは困るわけですから、要援護者をしっかり把握をして対応するという準備も進めているわけでありまして。

一方、消防防災体制、江部乙地区での救急体制を強化をいたしました。江陵支署が4月1日にオープンいたしますけれども、高規格救急車を配備をいたします。滝川市の消防本部から江部乙の12丁目に行くのに、救急車で10分ぐらいかかります。12丁目で交通事故があつて、救急車といったって10分かかって、市立病院に来るのにまた10分かかるわけでありまして。しかし、江部乙に高規格救急車が配備されましたら、行くまでの10分間は不要であります。そんな形での消防救急体制の整備ということも進むわけでありまして。一方、3市1町で広域で水道事業を統合いたしましたので、今公共料金の値上げというのが軒並みでありますけれども、平成20年4月1日からは水道料金値下げであります。公共料金が値下げされると、こういう広域行政の成果ということもありますから、できるだけ広域行政でできるものは広域行政で進めていくということも安心、安全で快適なまちづくりの要素だというふうにも思います。市道の整備も道路改良舗装1.5キロ余り、車道の舗装で1キロ、歩道の新設で2キロ余りの路線をやってまいりましたし、どこの道路をどうやってやるのだと、勝手にやっているのではないかという疑問がまちづくり懇談会で出されましたので、そうではありませんと、こういう基準に基づいてやっておりますという選定基準を市民の皆さん方に公開する。そして、どの道路は完成した。計画前はこんな状況だったけれども、工事の後はこういうふうになりました。使用前、使用後みたいなもので、そういう状況もインターネットを通じて公開をさせていただいている。安心、安全、快適なまちづくりの状況が多くの市民の皆さん方に見ただけだと、そういうことについても力を尽くしてきたつもりであります。

○議長 田中議員。

## ◎2、教育行政

- 1、学校給食費未納状況について
- 2、平成18年度西高等学校の生徒数について
- 3、いじめに関する保護者アンケート調査結果について

○田中議員 次に、教育行政についてお尋ねをいたします。1点目、12月にも私は学校給食費の未納状況についてお尋ねいたしましたけれども、再度、年度が締めになってきましたので、17年から18年度の学校給食費の未納状況についてお尋ねします。新聞等では、給食費の未納全国ワーストツ一、南は沖縄がワーストワン、北海道はどういうわけかワーストツ二なのです。2番目に未納が多いということでもあります。文部科学省の調査では児童生徒の比較では沖縄県でありますけれども、問題は道の学校給食研究協議会というのがあって、先般の新聞でも掲載されておりましたけれども、その中での対策専門委員会が検討された中で、徴収に対する保護者の理解を得るための方策や未納者への法的措置など報告が、ことしの7月に徴収に対することでまとめたものがこの間新聞で報道されました。道内での給食費の未納としては、児童生徒の全体の2.4に当たる1万1,000人が未納者である。滝川でないです、全道です。2億7,500万に達しているということです、北海道だけで。これが全国のワーストツ二になっているわけです。北海道は平均2.4パーセントであります、滝川は2.74パーセント、計算してみますと0.3ポイントほど未納率が全道の平均より高いです。その理由は、その研究会で各関係の方々が集まって協議した中では、学校側が保護者の責任感や意識の希薄によってと認識しているという紹介がされたそうでもあります。その方法としては、滞納督促を裁判所に申し立ててから未納件数が減ったというデータもあります。学級費やPTA会費の関係や学校への不満が背景にある可能性を調べることで、また学校で親子レクだとかいろいろな行事があります。そういうときに保護者に給食を食べてもらって理解を得る。地道な活動をして未納の問題への取り組み、課題、こういうものが出されていると。ですから、当然滝川も私が12月に申し上げましたように早期に学校給食費、これは私が毎日新聞で見て、九州のあるまちでありますけれども、ファックスでお願いしたら、それをきちっと向こうの教育委員会から、給食センターから送っていただいたのですが、学校給食費納入確約書というのを、後ほど聞きますけれども、きちっとつくって保証人もつけているわけです。保証人をつけると、こういう問題を知っていたら、ひょっとしたらということで保証人になる人が少ないかもわかりませんが、それだけやって大変効果が出た反面、若干問題もあるということに向こうの教育委員会では言っていました。これは、学校給食費納入確約書をきちっととって、そういう形で進めているということです。後ほど教育委員会に差し上げますけれども、そういうことを考えたときに、滝川の現状は17年、18年は途中でありましたから、18年の途中でお聞きしましたけれども、未納状況についてお尋ねいたします。

私は、そういう意味では滝川も大変多いように感じます。300万から400万近い金が年間未納が出ていているということでもあります。年度別には申し上げませんが、未納率が先ほどの全道平均から見ても、15年は3.13パーセントぐらいの未納率、これは中学校です。小学校は、11.5パーセントを切っております。18年度は1.4パーセントに2.7ですから、18年度は17年度

から見ても未納率が少し下がっているのかなど、そういうことでご苦労されて徴収しているのかなど、こんな気がいたしますが、小学校、中学校の給食費未納件数並びに未納金額というのか、これについてお尋ねしますことと、もう一つ、生活保護世帯は多分支給日に振り込みだとかそういう制度をとっていると思いますし、準要保護の給食費というのがあるのですが、この対象者がどのくらいおられるのか。また、小学校、中学校の対象者の支給額、これらについては公的に支払っていると思うのですが、生活保護以外にあるということでありますが、どのくらい支出されているのか、この点をまずお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 田中議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、17年度と18年度の給食費の未納状況でございますが、比較のために同じ2月1日現在ということで比較をさせていただきます。まず、17年度、昨年度の状況につきましては、小学校において未納件数が159件、未納金額が224万1,484円、未納率が2.36パーセントとなっております。中学校におきましては、未納件数が63件、未納金額194万1,420円、未納率3.36パーセント。合わせまして222件、418万2,904円となっております。全体の未納率は、2.74パーセントということになっております。これが平成18年度、同じ2月1日時点でございますが、小学校におきましては未納件数が135件、未納金額228万3,884円、未納率が2.43パーセント。中学校におきましては、未納件数が92件、未納金額175万9,272円、未納率が3.02パーセント。合わせまして227件、金額で404万3,156円、全体の未納率が2.66パーセントとなっております。この二つの数字を比べますと、件数では5件ほどふえておりますが、金額では約14万ほど減になっておりまして、未納率としても0.08パーセント、わずかですが、前年に比べますと未納率は下がってきているということでございます。

また、準要保護の要件でございますが、生活保護基準の1.3倍未満となっております。なおかつ2,000シーシーを超える車両を保有してはならないというのが要件になっております。どのくらい対象者がいるのかということでございますが、大ざっぱな数字ですが、小学校におきましては約350名、中学校においては150名、合計で約500名が準要保護の該当になっております。給食費の合計としましては、小学校で1,400万程度、中学校では700万程度、合わせて2,100万円程度が準要保護の方に係る給食費ということになっておりまして、給食費総体の調定額が年間1億5,200万円となっておりますので、約1.4パーセント弱が準要保護の方の給食にかかわる分ということになってございます。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 大体300万円台です、毎年。結局これが払っている方に全部プールにされて、例えば正常でいけば1食300円かかるとしたら、それらを引くと、単純なことですけれども、250円ぐらいになるとしたら、本来300円のもの払っている人は食べられるのに、それをプールされることによって、単価を下げた栄養士さんは苦労されていると思うのですが、12月にも申し上げたのですが、これら教育委員会あるいは市の給食連合と未納者対策は、私が12月に申し上げましたから、

検討されたと聞いておりますけれども、教頭先生の組織の中でそういう意見交換を小中でやっているということでもありますけれども、この対策を今後どのように進めていくのか、未納者を少しでも少なくさせるための手段、方策、こういうのが話し合われたのでないかと思うのですが、この点お聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 給食費につきましては、各学校の私会計で実施をしておりますが、教育委員会としましては議員さんおっしゃいました各学校の教頭先生で組織をしております学校給食運営委員会事務局長連絡会議というものを持ちまして、その中で18年度3回開催をいたしまして、その中で未納の解消について協議を重ねて、あるいは情報交換をしてきているところでございます。各学校におきましては、確約書、一部の学校については保証人をつけてやっているところもあります。今年度は、19年度から全学校で最低確約書というものを出していただくというような形で取り組みをしておりますし、さらに19年度で少額訴訟等の法的手段を取り入れて未納対策を進めたいとしている学校もあります。委員会としましては、既に取り組んでいる先進的な地域の調査あるいは議員さんおっしゃられたように7月に出不されます報告書等を含めて、各学校が未納対策に向けて取り組めるような形で、できる限りの支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 小学校7校の中学校が四つ、11ありますから、この学校では確約書をやるけれども、こっちはやらないでなくて、一貫性をもって統一してやった方が私はいいと思いますので、その辺は今後検討して、新年度からそれに向けて、少しでも未納を防止をしていくということを力を入れていただきたいと思います。

次に、18年度西高の入学生徒数と、本来総務文教常任委員会で報告があるのですが、なかったものですから、卒業数あるいは進路の状況について教育長職務代理者にお尋ね申し上げます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 西高の平成18年度の入学者につきましては、会計ビジネス科2間口80名、情報ビジネス科2間口80名、普通科3間口120名ということで、合計7間口280名が入学、定員どおりの入学者ということになっております。一方、18年度の卒業者につきましては277名で、会計ビジネス科が77名、情報ビジネス科が80名、普通科が120名という内訳になってございます。3月1日現在での進路状況ですが、決定者のみで申し上げますと4年制大学につきましては決定者が75名、短期大学について20名、専門学校等が103名、合わせまして進学が198名となっております。卒業者に占める割合が71.5パーセントということで、近年初めて進学率が70パーセントを超えたということでございます。一方、就職の方につきましては64名、その他として5名という方がいらっしゃいます。10名ほど、まだ未決定、発表待ちという方がございますが、3月1日現在での進路状況は以上のような形になっております。

以上です。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 最後になりますけれども、いじめに関する保護者のアンケート調査の結果についてお尋ね申し上げます。時間がありませんので、もうちょっと中身を申し上げていきかけたのですが、アンケートの結果に対する学校、教育委員会の今後の対応について、若干結果の内容を含めて教育長職務代理者にお尋ね申し上げます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 保護者アンケートを昨年の12月に実施をいたしまして、この結果をもとに3月5日の日に西小学校、開西中学校の保護者、教職員の方を対象に懇談会を実施をいたしました。懇談会では、いじめ問題での学校の取り組みとして、家庭や学校でうざいなどの言葉を使わない宣言をしたらどうか、あるいは学校でのいじめ対策をもっと情報提供してはどうなのかといったような活発なご意見、提言が寄せられたところがございますので、今後の心の教育推進事業に生かしていきたいというふうに思っておりますし、今後につきましても中学校区について同様な懇談会を進めていきたいというふうに思っております。なお、保護者アンケートは道教委が実施をしました児童生徒、それから教職員、教育委員会へのアンケートと同時に実施をしたもので、今回は市教委が行った保護者アンケートの集計結果が出たということでございます。道教委の方の結果が先日一部中間で出たのですが、それが支庁単位での数字ということで、まだ市町村単位での集計が出ておりませんので、その結果が出ましたら、子供と保護者の受けとめの違いなども含めて懇談会で保護者の方等について周知をするとともに、広報等も通じて広く市民の方にもその結果について周知をしていきたいというふうに思っております。なお、結果の方につきましては、既に新聞等で出ておりますけれども、まだ今現在いじめが続いているというふうに感じていらっしゃる保護者の方が144名いらっしゃる。あるいは、その方が学校に相談をしたというのが約5割という形になっております。また、その対応について満足しているかどうかという部分につきましては、満足しているという方が半分を切るというようなことで、これらの結果を重く受けとめて、今後の心の教育推進活動に生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 田中議員。

○田中議員 調査の中でまだいじめが、あの悲しい事件がまだされているということは、家庭教育もそうですけれども、子供たちの認識がまだ甘いのではないかと。19年度もこれに懲りず、ぜひ検証しながら、いじめ対策、いじめのない滝川のまちに、教育委員会としてもリーダーシップをとって、各学校との連携、PTAとの連携、地域、こういうものをこれから19年以降もぜひ推進をしていただきたいということを申し上げて、時間が来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長 以上をもちまして田中議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 本日は、統一地方選挙前ということで、たくさんの傍聴の方が来られております。今どんな時期なのかと、私は統一地方選挙前というのは各候補が公約を市民の皆さんと対話をする中でつくっていくと、そういう時期だと思います。ですから、4月15日告示の選挙の際には、今皆さんか

ら上げられているいろんな要望、これを公約として掲げられるもの、また4年間では難しいというもの、そういうことについてまとめていると、そういう段階だと思います。この一般質問では、この間寄せられた要望の中でぜひ実現をすべきだということもありますし、田村弘市長も次の立起を既に表明されております。選挙はどちらが勝利するか、それはわかりませんが、もし再選されるならば、どうするのかという立場でご答弁をいただきたいと思います。

## ◎1、農政

- 1、品目横断による見込み
- 2、農業経営と休耕農地の状況
- 3、土地改良事業
- 4、中山間地域等直接支払交付金について
- 5、新規作物支援について
- 6、二国間交渉の中止を政府に求めよ

まず、1点目、農政です。品目横断による見込みについて伺います。品目横断的経営安定対策は、言葉は安定と書いてありますが、反対に道内各地での試算では畑作で1割削減、米作でも転作部分の減収等が言われております。市内農家の昨年度との比較を市長としてどのように把握し、見込んでおられるのか。小麦、大豆、ビートの純畑作農家の場合と米作中心の転作の場合で伺います。また、特に品目横断で春まき小麦及び初冬まき小麦、これについては生産実績に基づく交付金、いわゆる緑ゲタ部分と言われておりますが、これが秋小麦に比べて1反当たり約1万円も安いと、こんな状況になっております。ハルユタカが滝川の名産となって、今後どうなっていくかという点で市としてどのような支援を考えているのかについても伺います。

○議長 経済部参事。

○経済部参事 ご質問の純畑作農家と、それからまた米中心の水田農家の場合の影響額についてお答えを申し上げたいと思います。

個々の農家によりまして収量、そして過去の生産実績がばらばらで、平均値となりますと上下から引っ張られて75ということでもありますけれども、そのようなこともあります、正確な影響値が出せませんけれども、代表的な純畑作農家と水田農家についてモデル的な数値をお示しをしたいと思います。まず、純畑作経営農家ということでございますけれども、春小麦が5.1ヘクタール、秋小麦が16.5ヘクタール、大豆が9.6ヘクタールで設定をいたしました。作物別の詳細な数字は申し上げますが、これを合計いたしますと現行の対策でいきますと816万円、そして品目横断では799万円ということで、17万円の減ということで、マイナスで2.1パーセントぐらいの減収となる試算結果であります。これは、過去の生産実績に基づく支払い、緑ゲタと申し上げましたけれども、面積当たりの単価を算出する際に用いられる春小麦の基準反収が低いということもあって、春小麦の現行対策に比べて交付額が減少している試算結果となりました。次に、水田農家のモデルでございますけれども、水稻が32.6、麦が春小麦はなしということでゼロ、秋小麦で32.3ヘクタール、大豆で6.7、その他は菜種、ソバなどへ転作ということで試算をしましたら、現行では1,536

万円、そして品目横断では1, 284万円ということで、差額といたしまして252万円、16.5パーセントの減となりました。産地づくり交付金の現行の基準では1, 057万円で、交付基準を見直した19年度の交付の試算額では1, 055万円で、2万円、0.2パーセントの減となります。これらを合計いたしまして、現行対策では2, 594万円、それから平成19年度の交付試算額は2, 339万円で、差額として255万円、約10パーセントの減収となるところでございます。このモデルにつきましても、過去の生産実績に基づく支払いの交付単価が高い大豆の過去の生産実績が十分でないため、交付額が減少しているという試算結果となりました。また、ビートにつきましては、栽培面積が少ないことから、試算しておりません。また、個別の農家につきましては、JAにおいて過去のデータを所有しておりますことから試算をしておりますことを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長 市長。

○市長 特に春小麦のご質問がございました。先ほどご質問のありました緑ゲタ部分、過去実績ということですが。春まき小麦については最近やり始めたものだから、過去実績が乏しいわけです。最初農地は少ない、だんだん技術がしっかりしてくるとたくさんでき上がってくる。こういうふうなのをどうするのかということが大きな課題です。このために、特にハルユタカの初冬まきについては過去実績が乏しいものですから、実際緑ゲタ部分が少ないという話になるのです。こういう問題があるから、こういうものについては過去実績を見直してほしいということを今強く要望しているところであります。直ちにはなりませんけれども、これは特殊な事例としてあるわけで、特殊なものについては何とか特殊事情を認めてほしいということをこれからも関係機関含めて一生懸命要望していきたいというふうに思っております。

○議長 清水議員。

○清水議員 問題点として、緑ゲタ部分、生産実績が少ないところが大きなダメージを受ける。しかも、過去3年間で今後ずっと足かせになっていくという点で、その改善を国に求めていくという答弁は評価をしたいと思います。

いずれにしても、今から7年前、全国の生産農家324万戸が2015年、8年後には40万戸に減ると、こういった数字も農政官僚から言われるほど、実は経営できない農家がふえていくという中身であります。今からでもこの品目横断的経営安定対策については、延期または中止をせよ。例えば今の生産実績についても、急に出てきた話で、今から用意ドンと3年でやるのだということであれば、また大分違ったことになると思うのです。現実として1割減収という試算が物語っているのだと思います。政府等と交渉される際には、そういった点を考慮いただきたいと思います。

次、農家経営と休耕地の状況です。非認定農家、または経営不振、高齢化などさまざまな理由での廃業が休耕地を生み、農地を荒廃させることは避けなければなりません。休耕地の現状と対策、今後の見通しについて伺います。

○議長 市長。

○市長 休耕地の現状については、所管からご答弁を申し上げます。

休耕地は現実にあるわけでありますから、これをどう休耕地が、遊休の農地がふえないようにしつ

かりしていくかということ、やはり重要な課題であります。条件の悪いところほど遊休の農地になりやすいという現状もあるわけでありまして、なかなか耕作できない、どなたかにつくっていただきたい。しかし、そのどなたかも、そういう方ばかり受けて、だんだん、だんだん大きくなっていく、もう限界だということも耕作放棄地が現実にあるということに対する実態であります。これに対してどうするかということでありまして、農地の利用集積が期待されるような法人化の設立あるいは若手農業者の育成に取り組む、こういう方針のもとに農政課に法人化窓口あるいは担い手育成総合支援協議会を設置をいたしまして、担い手の育成、確保に努めているところであります。法人化も2法人が既にスタートいたしました。この法人がそれでは休耕地をやっていただけかということ、また別問題でありますけれども、法人化して、できるだけ農地を保全していくという役割も、また新たな手法として将来的に可能性が出てくるというふうに思います。これまでも利用集積はやってきましたけれども、これからも利用集積は具体的な手だてとしてしっかりやらなくてはいけないというふうに思います。あわせて、新年度から農地・水・環境保全向上対策が進んでいきますから、地域の皆さんと、ここには菜種を植えようとか、景観作物をつくって、そこで菜種油搾って、それで安心、安全なものをつくろうと、菜種油でんぷら揚げようとか、こういうことも現実には可能になるわけでありまして、できるだけ休耕地をそのままにしておかない、少しでも利用していける、そういう方向については一層努力をしたいというふうに思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ご質問の休耕地の関係でございますけれども、農業委員会が昨年8月に実施いたしました農地パトロールの結果なのですけれども、滝川市の農業振興地域の農用地区域における休耕地、耕作放棄地については約22ヘクタール、11カ所15戸でございます。これらにつきましては、農地として耕作可能な土地につきましては、農業委員さんがおられますので、個別に近隣の農家などに当たるなど、早目の集積対応をしているところでございます。市長も申しましたように、農地の利用集積を今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長も法人化を進め、担い手をふやしても、休耕地をやってもらえるかどうかかわからない。まさにそれが現実だというふうに思います。今回の品目横断的経営安定対策によって、3年前の実績による交付金の少ない土地はだれも買いたくないし、だれも借りたくない、こういう実態。そして、産地づくり交付金についても3年後は廃止と、こういう中でますますこれから休耕地がふえる環境ができてまいります。そういう中で、農地・水・環境対策を休耕地対策にするのでは、実際に利用できる農地に利用できないということにもなってまいります。ですから、休耕地が起きないように、収入が減る、交付金が減る農地対策というものが今求められているのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 やはり利用集積を図るのが基本です。それでもどうしてもならない遊休地が生じる場合に、それでは地域の皆さん方と、こういう制度があるわけですから、どういうふうに対応していくのかということが次なる課題だというふうに思います。品目横断的な経営安定対策というのは、従

来は補助金、交付金だったわけです。補助金、交付金制度で要綱、要領でいくものですから、ある意味では猫の目行政というふうに言われました。今度は、法律ができたのです。法律ができたということは、法律自体、法律の運用で手直し部分というのは、先ほど申し上げましたように緑ゲタの過去実績を見直してくれと、こういう部分についてはいろいろ言っていかななくてはいけません、法律ができたということは恒久的、継続的な支援が行われるということでもあります。したがって、これは法律に基づく安定性が出てくると。農業も安定した職業として、したがって8戸も私は帰ってくるのだというふうに思います。一方、過去実績というのもある意味では意味があるというふうに思います。先ほどのような問題は、確かにあります。ありますけれども、意味がある。一生懸命作付した。作付面積は大きい。それから、収穫量に左右されない。作付面積や収穫量に左右されない。毎年確実に安定的な収入を見込むことができると。したがって、農業経営の見通しをちゃんと立てることができる。こういうよさも従来にはない制度としてあるのではないかというふうに思っております。したがって、こういう制度のよさを最大限に引き出す農業経営のあり方ということについて、私ども農業者、農業関係機関、行政が一緒になりながら探っていくことによって制度を効率的に運用していく、効果が上がるように運用していく、そして問題のところはしっかり指摘をして、その実現を図る。そういうことがより重要だというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 8戸の新規就農者がふえる。これ自体非常に喜ばしいことですが、ある調査によれば、それらの経営が成り立つかどうかは非常に微妙だと。また、休耕地がなぜ生まれるかという、採算が合わないから農業をやらなくなるケースが多いわけで、緑ゲタの中の少ない生産実績の農地が休耕地になっていくおそれがあると。しかし、この問題だけではありませんので、次に移りたいと思います。

次、土地改良事業ですが、江部乙西地区、滝の川東地区の整地、暗渠、用水のパワーアップ事業が19年度、地区設立、設計、20年度開始の5年間の計画で進められています。これまでの土地改良事業と比較しての市の負担金総額と財源について、またその他地区についての考え方を伺います。また、特にパワーアップ事業はこのように地区設定をしていくということもあって、待っていたらうちの地域は10年後か15年後かという中で、しかし暗渠は入れたい、整地はしたいという要望がかなりあります。そういう点で、市の負担分と個人の負担分ございます。どうせパワーアップで市の負担を出すのであれば、そういった臨機応変な、パワーアップに乗らない、例えば暗渠の管の資材分等の助成についてのお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 2地区において、今空知土地改良区において事業の促進が検討されているわけであり、行政といたしましても、この事業が取り組まれる場合に支援をいたしたいというふうに思いますし、そしてパワーアップ事業ということに乗れるのであればパワーアップ事業に乗って、農家負担を減らしていくと。そういうことについても対応すべきだというふうに考えております。その事業費と財源等については、所管からお答え申し上げたというふうに思います。

こういう事業に乗らない、乗りがたいものについてどうするのかということでもありますけれども、

これはそれではどういう要望があるのかと、そこら辺をしっかりと把握しないと、今ここで明快にお答えすることはできません。基盤整備というのは重要な課題でありますから、それでは補助事業に乗らない事業についてどうするのかというのは、実態とニーズに応じて検討するべきだというふうに思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 土地改良事業の關係の事業費でございますけれども、市が計画している深沢川の改修工事の概算事業費が5億1,000万、それから土地改良区が計画している用排水路等の概算事業費が18億4,000万、合計で23億5,000万円でございます。それから、負担の關係でございますけれども、市の負担についてはほとんど起債が認められておりますので、深沢川改修の工事を含めた償還額の關係でございますけれども、平均で毎年1,200万円程度、交付税措置がございますので、実質では900万円程度の負担になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、パワーアップ事業でも市町村の負担分が若干ふえてきているのかなと、そういったことで交付税の増額要望、あるいは今個々のケース・バイ・ケースについて調査をして検討したいというご答弁がありましたので、次に移りたいと思います。

次は、中山間地域等直接支払交付金についてなのですが、よく聞かれるのは何か農家の方がすっきりしないと、滝川だけがと、こんなに山、谷あるのに。過疎地ではないから特例でしかないのだと言いますが、私も特例のどこにそれが認められない部分があったのか等を説明することはできないのです。そこで、当時どういう条件が合わないのか、交付金の対象にならなかったのかについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 すっきりしないという印象でのご質問ですが、私もすっきりしていないのです。ただ、該当しない理由は明らかなわけであります。滝川市が地域振興8法の指定地域となっていないということです。過疎地でないのは岩見沢と滝川だけ、岩見沢と滝川は該当しないわけなのです。この8法の指定地域となっていない。だけれども、知事は、特別に認めた場合はいいよと言っているわけです。それでは、特別に認めた場合はいいよというふうに言っているのは何かというと、条件が不利で耕作放棄の発生の懸念が大きい農用地を対象として、知事は知事特認で認めてもいいと言っているわけです。ただ、これに条件があるのです。三方または四方が8法のうちの5法地域に囲まれていて、専業農家率が55パーセント以上の旧市町村であるということなのです。専業農家率が55パーセント、江部乙地区、専業農家率42パーセント、旧滝川地区、専業農家率33パーセント、55パーセントの専業農家率がないから、だめだというわけです。そういう意味では、理由ははっきりしているわけです。理由ははっきりしているけれども、どうも納得もいかぬと。したがって、こういう理屈を考えました。滝川市は、農業生産条件の極めて厳しい特別豪雪地域であると。特別豪雪地域という法律の指定を受けているのだから、ここは特に認めよと。これがなかなか認めてくれない。今後とも認めてもらうように一生懸命努力をしたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 意見が一致いたしましたので、これについては次に進ませていただきますが、これは1戸当たり上限100万円まで交付される制度ですから、滝川の農家は周囲の市町から見て大きなハンディを負っているということをぜひ考慮に入れながら農業政策を行ってほしいと思います。

次、新規作物支援ですが、1次生産及び2次加工での支援ということで、今後予想されるもの。私は、国の補助が3年延長に延びたが、滝川の顔である菜種については補助金なくては成り立たずと。たまたま今オーストラリアで菜種が9割減少生産という中で、高値になっている。高値になっているといっても、4,500円ぐらいだということです。今補助金と合わせて1万円です。ですから、補助金の5,500円がなくなったら、全く生産費すら賄えない。また、2次加工ということ言えば、それを搾油をして、2次加工でその分を賄うと、あるいは農家の奥さん方が多品種にわたって、いろんなイベントでジュース等を売られていると。ああいったものをブランド化していく、こういったところでの行政支援というのはどのように考えられているのか伺います。

○議長 市長。

○市長 菜種は、昔は随分作付されました。僕らの子供のころは、至るところに黄色いじゅうたんがありました。しかし、どんどん外国産が入ってくるようになって、99.6パーセントは菜種油については輸入であります。その年によって違いますけれども、0.06パーセントくらいが国内産。その国内産は、滝川市と青森県横浜町を中心とする地域で作付されているのが中心であります。ある意味では、菜種が独立独歩、自立していくための支援のための3年間の補助金であります。だから、この補助金をいただいている間に何とか補助金がなくてもいいような、そういう方向を見つけ出そうということで今一生懸命努力をしているわけであります。しかし、油が倍で売れるわけではありませんから、なかなか厳しいことでもあります。しかし、少しずつ純正菜種油を使って加工食品をつくろうという動きも出てまいりました。菜種油のドレッシングをつくろうとか、菜種油を使ったシフォンケーキをつくろうとか、こういういろんな動きが出てまいりましたから、これだけで現状維持できるかということは極めて難しいわけでもありますけれども、私はこういうことを含めて多様な方法で菜種の栽培というものは応援していかなくてはいけないというふうに思っております。それは、やはり景観作物として随分滝川にカメラマンも押し寄せていただけるようになりましたし、滝川のイメージも菜種、コスモスということで向上してまいりました。一方、特に北海道の菜種は無農薬であります、完全無農薬。したがって、輸入油とは全く違うわけですから、そういう油を利用した全く安全な油であります。きょう傍聴に来ていただいている皆さん方も、滝川産の菜種油、多少高いけれども、ぜひ使ってやろうではないかと、こういう動きが菜種を継続させていくエネルギーになるというふうにも思っております。ぜひとも多様な方法を考えて、農家の皆さん方とともに、日本一になったわけですから、ここまできた菜種を存続する努力をしたいというふうに思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 菜種については、この間の国への要請等もありますので、引き続き姿勢というふうに考えますので、次に移ります。

2国間交渉、オーストラリアとの交渉については、今動きとしては国会で衆参で重要品目以外の交渉なら入るという決議がされています。しかし、重要品目でないものということ自体の定義すらない

という中で、今市長会を含め18団体ですか、大反対をしているのですが、交渉に入るなということは求めていないのです。そこで、交渉に入るなというふうにしないと大変なことになるというふうに思うのですが、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 日豪EPAは、私としても非常に危機感を持って成り行きを見詰めているところでありますし、現実には農業が日豪EPAの犠牲になってはいけないということで、農林水産省にも北海道市長会を代表して、昨年の暮れ要望してまいりました。先ほども田中議員のご質問にご答弁申し上げましたけれども、食糧自給率40パーセント、フランスは121パーセントです。ドイツは99パーセントです。農地がどこにあるのかわからないようなイギリスでも自給率六十数パーセントなのです。私どもは、食糧安全保障というのをしっかりやらなくてははいけないというふうに思います。そういう意味では、特に重要品目の中では主に北海道が大変なことになるわけです。北海道の地域経済が今疲弊しているという状況、そういうことを考えたり食糧自給率のことを考えるにつけ、日豪EPAをほかの産業の犠牲にしてはいけないと、そういう強い姿勢をもって今後とも北海道市長会を含めて要望していきたいというふうに思いますが、交渉しないということを基本に持つという要望の仕方はできない。ほかの産業の犠牲に農業をしなさいとくれという立場で強く要望していきたいというふうに思います。

○議 長 午前はこの程度にし、休憩といたします。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
清水議員。

## ◎2、環境

### 1、江部乙旭沢地区の新たな産廃管理型処分場計画について

○清水議員 それでは、5ページの2件目、環境問題について伺います。

まず、1点目、江部乙の旭沢地区の新たな産廃管理型処分場計画についてですが、リサイクルン及び一般廃棄物管理型埋立地の約500メートル南の土とり場に新たな産廃管理型処分場計画が進められています。公害防止協定が結ばれば、空知支庁と事前協議に入ると聞いています。問題は、この地点より南の赤平市共和町には昨年9月、新産廃管理型処分場の設置許可を知事が出したばかりで、この6月にも工事に入るということです。こういう中で、仮に連続してさらなる埋立地ができれば、大型の廃棄物処理施設が4カ所も集中することになります。この地点は、丸加高原カントリークラブの南端と接し、伝習館と約2キロメートルの至近距離であることから、臭気や廃棄物が野生動物に与える影響、キッズキャンプなどへの影響などが危惧されます。市としての基本姿勢について伺い

ます。

○議長 市長。

○市長 産業廃棄物は、私たちが豊かな生活をする上で必要な経済活動の結果として生まれてくるものであります。したがって、どこかで処理をしないといけない。滝川で処理をしないではいけないという気持ちもわからないわけではありませんけれども、現実には滝川の経済活動で生じた産業廃棄物、あるいは皆さん方がうちを壊される、建てかえるときにうちを壊す、こういう建物廃材が現実にはほかのまちに行き行って産業廃棄物として処理されているわけでありまして。私は、しっかりとした基準があって、その基準に適合するというのであれば、やっぱり許容しなくてはならないこともあるというふうに思います。この産業廃棄物処理施設の設置は、北海道知事の認可であります。そして、知事がこの基準に合致するのであれば、それは認可をすることにはなりません。私としては、この産業廃棄物最終処分場の設置手続の指針に基づいて、地元市町村あるいは住民への説明も行われますし、さらに市町村長の意見も求められるということになるわけでありまして、そういう段階で必要な意見をしっかり申し上げるということを基本にして進めていきたいというふうに思います。最終的に認可を与える権限は、北海道知事であります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 産廃銀座化すること、あるいは環境への影響については今ご答弁ございましたが、環境への影響について伺います。

○議長 長 市長。

○市長 環境への影響、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、こういうのがいわば環境への影響ということだというふうに思いますけれども、意見が求められた段階で情報を収集した結果をしっかりと知事に意見として反映をすべきだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この排水をする川の下流に赤平市の共和地域の水田が利用しているため池がある中で、当地域の農家の皆さんが、反対運動とまでは言いませんが、これについては認めたくないというふうにお考えになっているということは、聞いているでしょうか。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 予定されている業者さんのお話、聞き取りの段階ですけれども、この中では伺っております。赤平市の環境所管の方にもこの業者さんは伺っておりますので、これについてどうこうというお話はまだ伺っておりませんが、そういうお話は、事実は伺っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この地域にホクレンが養豚場を、当初18丁目ということもありましたが、いろんなところを探している中の一つの候補地に旭沢地域が予定されていると。例えば5万頭規模の養豚場ができれば、体重300キロぐらいの豚5万頭分のふん尿処理あるいは臭気の処理というのは膨大なものになるのです。こういったものも含めて、環境に与える影響が出ています。基本姿勢をもう一度伺いたいです。

○議長 長 市長。

○市長 管理型の最終処分場です。私どもは、イメージとして産業廃棄物の最終処分場といったら、穴を掘って、そのまま埋めるのだらうという認識があるというふうに思いますけれども、そうではありません。穴を掘って、ちゃんとビニールシートを敷いて、そして地下に浸透しないようにして、そこから出てくる汚水は汚水処理施設でちゃんと処理をして、そして出てくる水が排出基準に合致するかどうかということをしかりと毎年毎年一定の期間の割合で検査をして、そして水質汚濁しないように、土壌汚染しないようにというふうにしかりと管理するわけであります。その管理基準に合致しないというのであれば、これは大いに問題であります。しかしながら、許可がされるということになれば、それは基準に合致するということでもありますから、私はこの申請が北海道が定めた基準に合致するかどうか、そして知事がこれの許可をその基準に基づいてどう判断するのかと、そういう過程の中において市町村長の意見が求められることがあるので、その段階で意見を反映するというふうに申し上げているわけであります。その基本的な考え方には、変わりはありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 法律では公害防止協定そのものが絶対的に必要なものではないとされています。市長が今言われたように、市町村長がどのような強い態度で臨むのか。法の壁を突き破りながら環境を守っていくという、そういう市町村長の強い決意が求められるところでは。

そこで、次に伺いますが、この周辺一帯は地域森林計画区域外の民有地です。広大な土とり場になっていて、掘って利益を上げた後、整地や緑化の後処理をせずに新たな掘削コストをかけずに埋立地ができる、処分場ができる点や国道12号と38号の間にあることから、空知支庁管内に現在6カ所しかない産廃管理型施設が一気に2カ所もこの丸加高原のところにできると。まさに異常事態だと、産廃銀座化だというふうに考えます。産廃銀座化する可能性が高いことについて市長のお考えを伺おうと思ったのですが、1点目でかなりの部分を言われました。そこで、1点だけ伺いたいと思います。いわゆる廃掃法、廃棄物処理及び清掃に関する法律ともう一つ、道の条例の中に1ヘクタール以上の場合特定開発行為ということでもかなり厳しい土地の転用についての条例があると。例えば1度掘って、そのまま土とり場として使った後、その穴があるから使うのだということのを許さないような、例えば整地して緑化して10年たってからとか、そういうことを求められる可能性のある条例もあります。そういう中での市長の基本姿勢、こういったものに対して丸加山の環境を守っていくという姿勢について伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 現地は、確かに土とり場として使われています。ただ、清水議員、誤解があるというふうに思います。あるいは何十年前前、法律体系がしかりしていないときは、そういうことがあったかもしれないというふうには思います。ただ、土石の採取ということでは、北海道自然環境保全条例に基づく特定開発行為として許可されています。これは、土とり場として使った後は、災害防止のためののり面の緑化はちゃんとしなさいとか、穴を掘ったまま、そのまま放置するというのではなくて計画に基づいてちゃんと復元して、のり面緑化までしなさいということになっているわけです。したがって、北海道自然環境保全条例に基づく特定開発行為としての許可条件というのはしかり守らなくてはいけないのです。しかも、しかり守っているかどうかということで北海道がチェックするわ

けです。しっかり約束守らなかったら、ちゃんと計画どおりにやりなさいということになるわけです。それで、その特定開発行為が終わった後に最終処分場をつくるという新たなプラン、計画が認められれば許可されるということになるわけであります。掘った穴をそのまま、最終処分場として間断なく移行していく、そういうことであればとんでもないことでありますけれども、それはしっかりとしたチェックがなされるという認識であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 この問題については、最後に2点触れたいと思います。昨年の9月に認可がおりた赤平市共和町の角山開発、ここは掘った後土砂を入ただけで、のり面緑化等をやらないで、実際はそのままやっているのだと。そんな許可がおりたという例の一つは参考にさせていただきたい。もう一点は、江部乙の農業と生命の水を守る会、これは2年前に既にこういう計画について総会の中で江部乙を中心とした住民の皆さんに注意を呼びかけているということ。市民の運動は、ずっと先に進んでいるのだと。ですから、多くの市民のこういった関係者の意見を聞きながら進めることをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

### ◎3、商業振興

- 1、郊外型商業施設立地のためのこれ以上の農振除外は行うべきでない
- 2、中心市街地以外でも空き店舗対策やイベント開催に使える補助制度の現状について

次、商業振興です。売り場面積が1万8,000平方メートル、ダイエーの1.8倍のホームマックを核とする複合型大型店が10月にオープンの計画、そして東町4丁目、バイパス西側にもヤマダ電機が同じく10月オープンの計画。ホームマック複合店は、2年前、平成16年の12月議会の田村市長の新たな郊外型大型店立地のため農業振興地域除外はしないという方向と明らかに反するまちづくりであり、公約違反ではないか。高橋知事の意見がどのようになって、農業振興地域除外が今どのようになっているかも含めてご答弁を伺います。

○議長 市長。

○市長 今除外の手続がどうなっているのかということについては、所管からご答弁を申し上げたいと存じます。

かつての議会で郊外に大型店立地することについて、大型店を土地利用の規制を緩和して立地したということは今までにもありませんし、今後とも大型店を立地するために土地利用規制を解除して、そこに建てるということは基本的にそういう姿勢はとらないということは貫いていきたいというふうにご答弁を申し上げております。今回の問題は、農振農用地を除外して、そこに大型店を建てていくと、そういうプランではないわけです。基本的には、農振農用地以外のところに建てていくわけであります。その土地が、農振農用地でない土地がなかったら、このプランは成り立たないというふうには私は思います。あれぐらいの広大な土地を農振農用地を除外して新しく大型店を建てるということは、現状の滝川市においてはあり得ないというふうに思います。ただし、これは前回の議会でもご答弁を申し上げましたけれども、農振農用地以外のところに基本として建っていくと、建っていったと

きにさまざまな問題が出てくる。交通処理上の問題が極めて大きく出てくる。そういうときに、それでは一坪たりとも農振農用地は除外しないということで、でき上がった後に交通処理等に非常に大きな問題を引き起こしていいのかどうかと、そういう点では農振農用地を除外する条件に合致すれば、それは禍根を残さないために考えるべきではないのかということをご答弁申し上げたわけでありませぬ。したがって、私は基本的に立地の土地は農振農用地ではないと、市内の交通処理上に最悪にならないように、しかも除外要件に支障がないのであれば、原則に逸脱しない範囲で対応すべきだという前回の議会における答弁に変わりはありません。

○議 長 経済部長。

○経済部長 今回の農振地域の農用地の除外なのですけれども、既に農振除外の決定公告を受けまして、除外をされております。

以上でございます。

○議 長 答弁調整のため若干休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 農振除外の日になのですけれども、3月1日で決定公告を受けております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この件につきましては、先ほどの16年の12月議会で市長はこのように述べています。私は、既存の土地利用を大幅に変えて大型店を優遇して導入するような、そういうような土地利用規制緩和の方法は基本的に適切ではないのではないかというふうに思います。ところが、地権者が結んだ契約だからと言って進めてきました。ホームックの複合店がバイパスから100メートル近くも入った枝道のところから出入りするような環境であれば出店しないだろうというのはおおよそ想像がつくところでありませぬ。しかし、市長はこれをもって公約違反でないと言われる以上、ここで押し問答をしても仕方ありませんので、次に移りたいと思います。

次に、ホームックの大型店誕生なのですが、市長は前定例会で私の質問に対するご答弁で、沿道立地型のバイパスの土地利用というのは、ある程度色を塗る必要があると、沿道立地型のサービスをしなくてはならないから、しかし幅広くは除外しないと答弁しています。非常に重大な中身を含んでおります。どんなサービスをしようとしているのか、またどれぐらいの幅でやろうとしているのかということもお答えをお聞きしながら、農振の除外は沿道立地型のサービスという目的であってもすべきではないというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議 長 市長。

○市長 滝川市全体の都市計画については、今新しい都市計画マスタープランをつくるためのさまざまな作業をやっているところであります。もちろん今のバイパス沿いの沿道の土地利用をどうい

うふうにしていくのかと、土地利用の規制と誘導をどういうふうにしていくのかということも含んで滝川市全体のマスタープランを明らかにしていこうというふうを考えております。そこで、前回ご答弁申し上げましたように、バイパスはバイパスとしての機能を持っている。そして、そこを走る車両のためのサービス機能がなくてはいけない。しかし、これは前回ご答弁申し上げておりますように、そのサービス機能の土地利用はせいぜい数十メートルの範囲であります。私は、道路のそばに何もなくていいということにはならないというふうに思いますのと同時に、農振農用地であってもスプロールは現実的にされていってしまう可能性は残るわけであります。そういう面では、必要なところは土地利用規制をする。そのために逆に誘導していくと、そういうこともあり得る。しからばどういう形で土地利用を規制、誘導していくのかというのは、ずっと国道12号線バイパス沿いを全部するのかどうか。これは、全くまた別の問題であります。私は、今都市計画マスタープランの中で、さまざまな滝川の都市的土地利用について土地利用計画も含めて議論していくべきだというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 議論するのは結構ですが、中心市街地活性化とかコンパクトシティとか高齢化で歩いて利用できるまちづくりとか、いろんなことを言いますが、そうやってどんどん東地域に店舗をふやしていくという方向に市民の理解は得られないと考えますが、次に移りたいと思います。

ホームマックの跡地です。ホームマックの跡地について私がホームマックの開発部長に電話でお聞きしたら、大型スポーツ店という言葉が出てきました。これは、既存の市の商業と競合するのではないのでしょうか。市長の前回のご答弁とは違うというふうに思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 私どもの情報収集では、リサイクル系の店舗と交渉中であるというふうな情報を得ております。しかし、まだ店舗は決定していないということでもあります。どういう中身になるのか、それは具体的にはこれからですけれども、市と商工会議所とで、ホームマックに対しましては既存店に対しての影響が少ない形での跡地利用ということについては強く要望しているところでありますから、それがどういう種類の店舗になるのかということについてはできるだけ早く情報を収集して、もしこういう考え方に反するものであれば、それはまた強く趣旨に合った要望をしたいというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ホームマックは、私にも一つはリサイクル、一つはスポーツ大型店と。ホームマックとマックスバリュあるわけですから、二つのことを聞くのが当然なのですが、そういうご答弁だと、市の商工課は何を聞いているのだ、本当にちゃんと調べる気があるのかという、そういう市民の不信感というのも出てくるのかなと。しかし、大型スポーツ店であれば、これは市長として反対を表明したいということはよくわかりましたので、次に移りたいと思います。

商業振興の最後ですが、中心市街地以外の既存商業地域への中心市街地活性化基金3,000万円と同列というか、同趣旨の基金設立のお考えについて伺います。

○議 長 市長。

○市長 中心市街地活性化基金は、確かに中心市街地対象の基金でありますけれども、今それでは中心市街地以外に何も支援制度がないのかというと、そうではありません。滝川市商工業振興条例に基づく補助制度は活用できるわけでありまして、一方さまざまな融資制度についても利用できるわけでありまして。ただ、それ以外に中心市街地活性化基金に類したものをほかの商店街のために制度化したらどうかというご趣旨だとすれば、近隣商業地域で既存の制度以外にどのような要望があるのかというリサーチは必要だと。その結果、制度化が必要であるということになれば、それは制度化のための検討が必要だというふうにも思います。とりあえずは、近隣商業地域におけるどのような地域づくりが進んでいって、どのような期待を持っているのかというリサーチが先決問題だなというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 何事もリサーチからということで、そのように進めていただきますことを要望したいと思います。

#### ◎4、契約の公正透明化について

- 1、消防支署設計談合疑惑にかかわる捜査の影響について
- 2、透明・公正な制度づくり

次に、4点目、契約の公正、透明化についてですが、まず消防署設計談合疑惑にかかわる捜査の影響、これは一部事務組合のことでお聞きをしているわけではございません。ことし及び一昨年、消防職員が数名、業者数名のほか、市の職員も警察の任意での事情聴取を受けていると聞いておりますが、市長としてどのように把握されているのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 市職員も説明を求められています。ただ、それは、滝川地区広域消防事務組合の入札の制度というのは滝川市の制度に準じているわけですから、滝川市の制度はどのようなのかという立場で説明を求められたという事実はあります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私の聞いている中では、3名ほどの市の職員が聴取を受けていると聞いています。

次の点ですが、「財界さっぽろ」2月号では、何らかの証拠が上がれば、今度こそ田村市長も終わりだろうと記されております。また、商工会議所会頭はプレス空知紙上で、2月上旬に市長と会頭が逮捕されるとのうわさが出たが、事実無根と述べられております。こういった「財界さっぽろ」等について抗議をするお考えがあるのか、市長としてどのようにお考えになっているか、市民にご説明いただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 市長というよりは消防組合の組合長ということだと思いますが、人物は同じでありますけれども、私は善意を持った情報もある、あるいは善意を持たない情報もあるというふうに思います。そういったさまざまな情報について、一々それが真実であるかどうかということを一喜一憂して、毀誉褒貶して、調査をやって、それに対してコメントをするというつもりはありません。しかし、その

事態が市長としての品位を傷つけたり大きく名誉を毀損するという実態があれば、それはそのときの判断になるというふうに思います。私は、真実は真実、真実以外のものはないというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の点につきましては、消防署の幹部3名が聴取された日は、官製談合で大量逮捕者を出した深川市長選挙、その投票日の夜から道警の札幌の二課が任意聴取を行ったということだけを述べまして、善意、悪意ということよりも、いろんな疑いのかかるようなことが行われた可能性がある、そこに市の職員もかかわっていた可能性があるということだけ述べて、次の質問に移ります。

市長は、この4年間一貫して、市職員の再就職制限、職員時代に発注をしていた会社や建設協会等に再就職することについて、一貫してその考えはないというふうに述べられてきました。しかし、深川市では、再就職のあっせん禁止はもちろん、退職前5年間に発注した企業への再就職自粛、民間企業に再就職した場合の2年間の市への営業活動禁止など、要綱を定めようとしているところです。再就職制限について、これは私前定例会でも聞いておりますが、市長4年目の最後の議会ということで、非常に重要なことですので、もう一度お聞きします。さらには、2005年9月、これは消防の談合疑惑があったとき以降、制度改善がどのように行われてきたのか、また今後の予定について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 前回ご答弁を申し上げたことと変わるものではございません。職員の再就職を制限する規定というものを設けるつもりはありませんし、一方市の職員の再就職をあっせんするつもりもありません。退職後再就職する場合において、企業が退職した職員個人の経験、能力、それを適正に評価され、採用するという、それを阻害するということがあってはならないのではないかとこのように思います。しかし、ご質問にありましたように職員のOBが行政に過剰に介入するとか、そういうことも同時にあってはならないと。それは、入札とか、あるいは公共事業への影響ということを含めて、行政に過剰に介入するということはあるのではないかとこのように思います。清水議員、私のこの4年間を通じて、職員OBが前職の地位を利用して営業活動を行うようなところに入っているのでしょうか。そんな事例はありません。滝川市職員は悪いことをするものだ、ということをおっしゃってさまたまごまご規定をつくっていくということはいかがなものかなど、私はそういうふうに思いますし、いろんなところで少しずつそういう規定ができてきているようでありまして、私は今現在直ちにそういう規定をつくるという考え方はありません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題につきましては、4年間聞き続けたことでもあります。第三者を含めた入札契約制度の改善も含めておやりになるという考えも今示されませんでしたので、次の質問に移りたいと思います。

(「答弁漏れを答弁したいと思います」と言う声あり)

○議 長 市長。

○市 長 消防事務組合でのあの出来事以降、滝川市においては入札制度の改革をいたしました。当然消防事務組合も同様、滝川市に準じてやるわけでありまして、同じ形でやっていくことになる

わけであります。どういうふうに変えたかといいますと、土木工事1,000万円以上、建築工事2,000万円以上を対象として、従来の指名競争入札のように発注者から一方的に入札参加業者を指名する方法はやめました。入札参加資格を定める中で希望者を募って、その中から指名業者を選定する、いわゆる簡易公募型及び公募型の指名競争入札制度を今試行導入しているところであります。この制度は、実質的には市内限定でありますけれども、一般競争入札とほぼ同様の扱いになるという中身であります。私は、この試行制度を十分検証して、適切なものであれば、これは試行をやめて全面導入したいというふうに思っております。いずれにしても、入札の適切な競争性、透明性、そういうことが発揮できるということを基本に置いて制度改善したいというふうに思います。ただ、日本国じゅうどこからでも一般競争入札で応募できるということになれば、滝川の税金はどこか大きな町の大手の企業にみんな行ってしまうという可能性がありますから、地域の経済への波及効果ということも十分考えた制度設計でなくてはならないというふうにも思います。

○議長 清水議員。

○清水議員 次の質問に移ります。

#### ◎5、除排雪

##### 1、2006年度の決算見込み

##### 2、小型投雪機モデル事業の成果と今後の事業化について

除排雪については、少雪、温暖ということで1億円浮くということが行政報告で述べられましたので、割愛をさせていただきます。

次に、小型投雪機モデル事業の成果と今後の事業化について伺います。

○議長 市長。

○市長 これからの除排雪は、全市一律でということではもう成り立たないと。したがって、地域に合った形でやっていく必要があるのではないかとということで取り組んだことでありますが、なかなか課題もあります。一体だれが運転してくれるのかと、ボランティアでありますから。それから、ボランティアで戸口とか小まめな排雪をする、投雪をするということに協力してくださる地域が必ずしも多くはない、善意に支えられている地域と。こういう課題も明らかになってまいりましたが、しかし効果も高いということは事実であります。したがって、一気に全市的にどっと導入するわけにはいきませんが、こういう制度に協力してくださる地域については試行でなくて本格的に実施をしていくということも今後の問題としてできるだけ早い時期にスタートしたいなというふうに思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 本格実施について望んでいる町内会が私が聞いている範囲では幾つかございます。ぜひ打ち合わせをして、本格実施に向けた検討を進めていただきますことを要望して、最後の学校教育といじめ問題に入りたいと思います。

#### ◎6、学校教育といじめ問題

## 1、江部乙小事件後の到達点

## 2、保護者アンケート

あと3分しか私の質問時間がございません。多少はしよりますが、前教育長らが1年間隠ぺいした影響もあって、遺族に対する心からの謝罪、また何があったのかということ遺族に率直に語る事が今回の事件では行われていないというふうに私は聞いています。東京で2月に行われたジェントルハート主催のシンポジウムでは、福岡県筑前町の遺族や小森さん、ジェントルハート主宰者ですが、述べられましたが、遺族が最も求めているのは、何があったのか、どういう思いで自殺したのかを知りたい、そういうことです。福岡県の筑前町、岐阜県瑞浪市では、一定の対話と謝罪があったと聞いています。滝川とは明らかに違う状況で、教育委員会の役割をどのようにお考えになっているのか、教育長職務代理に伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 今のご質問にあったとおり、現状では遺族と保護者との対話というのは行われておりませんが、ジェントルハートにあるように、どういう思いで自殺をしたのか知りたいという遺族は、当該の遺族を含めて共通の願いがあるのだというふうに思っております。昨年12月に公表しました調査報告書の中で明らかにした事実を一つの出発点として、遺族と保護者の対話が今後進むように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 この問題では、教育委員会は今述べられたような姿勢が時間がたつにつれて弱まるということではなく、ここに書いてあるとおり、何があったのか、どういう思いで自殺をしたか知りたいというのが遺族の一番求めていることでもありますので、全力で当たっていただきたいと思えます。

最後に、いじめの保護者アンケートについてですが、要旨に詳しく書いてあります。まず、前教育長に私昨年9月議会で質問いたしました。そのときは、いじめと断定したものは4月から9月にはありませんということでした。これに対して、今回の調査では教育委員会へのいじめ報告が61件、約2倍にふえています。学校としてそれをいじめというふうに判断をしたのかどうか。2点目としては、教育委員会に報告した61件以外にどのようなものがあったのか、その合計件数等について伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 いじめというふうに判断をしたのかということですが、昨年末に実施をしました4月から12月までの61件といういじめの発生件数につきましては、文部科学省が平成7年に示しているいじめの定義をもとに学校が判断したものであります。また、学校からの61件以外の件数については、現在把握はできておりませんが、保護者アンケートの中からは、仲間外れ、悪口、からかいなどもいじめの範疇であるというふうに考えられておまして、その中では452件と非常に多くの件数が寄せられているということがございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 ちょっと確認をしたいのですが、1月に文科省は定義を変えているのです。一定の人間

関係のある者から心理的、物理的な攻撃により精神的な苦痛を感じているものと、つまり継続的という言葉を取るなど変わっていますが、新しい定義で61件ということでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 先ほど言いました平成7年の古い定義でのいじめであります。継続的という部分でなくて、被害を受けているという子供の立場に立って考えるという部分での精査をし直したものといたしております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 残念ながら時間がなくなりました。学校の中は同じです。しかし、いじめの定義一つで、このようにいじめの件数がふえる。私は、今現在市内の小中学校で100件を超えるかなり深刻ないじめが起きているというふうに考えています。いじめについて強力に取り組むことを最後をお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 皆様、こんにちは。まず、ことし一番の雪の中、傍聴にまたまたたくさんの市民の皆様が駆けつけていただきました。大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告どおり一般質問をいたしたいと思っております。

#### ◎1、市長の基本姿勢

- 1、「談合疑惑」に対する市長の見解について
- 2、地元新聞記事の「官製談合の噂、事実無根」について
- 3、滝川市立病院改築の基本設計を落札した業者の一方が、美唄市での談合疑惑処分  
の「イワク付き」であることについて

まず、市長の基本姿勢からであります。1として、談合疑惑に対する市長の見解を問いたいと思っております。導入部分は、先ほど清水議員からありました。したがって、私の方は、展開、さらにまとめの方でしっかりと市長答弁をいただきたい。こういうことで、よろしくお願いをしたいと思っております。それでは、まず1点目でございます。滝川における談合疑惑を広域消防関係というようなことで随分逃避しているうちに、先ほどありましたとおり市長のおひざ元で司直の動きがあるというわけでありまして。1月下旬ごろでしたか、デマという話もありますが、ここから具体的にになります。偽計入札妨害罪の被害者が実存する。これを否定することは、どなたもできないと思うわけでありまして。その被害者が行動を開始したわけです。訴えに出たわけです。今まで市長は、広域消防関係というようなことで問題をはぐらかして、広域消防で真相解明をしないで、結局ここまで来てしまった。しかし、排除された業者が偽計入札妨害を受けたというわけでありまして。調べてみたけれども、何もなかったと言いますが、市長としてこれは一大決意で真相を究明すべきだと考えますが、見解を求めたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 滝川市長として逃避しているという表現、そんなつもりは私は全くありません。的確に

いつもお答え申し上げているつもりであります。今回のことについて、滝川市としてどんな役割を果たせるのかというと、滝川地区広域消防事務組合は特別地方公共団体という立派な公法人であります。しかも、そこでは滝川市議会と同じく議会もあるわけであります。

(「過去に答弁済みじゃないですか」と言う声あり)

○市長 私は、こういう特別地方公共団体の権限において行われていることに、確かに滝川市長は組合長でありますけれども、組合長としてしっかりやっているということをご答弁申し上げてきたつもりであります。その中で、談合疑惑の情報が提供されて、それで調査もいたしました。しかし、事実は確認できなかったということで、一部始終を公正取引委員会に報告をしているわけでもありません。しかし、告発がなされて、そして関係者の事情聴取も行われたということでもありますから、滝川市長として何らコメントすべきことではありませんけれども、私はそういう結果がどうなっていくのかということに注視しているということだけを申し上げておきたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 後ろからお声があったように、市長のその答弁は何回も聞いたわけであります。ですから、広域消防関係ということであれば、それは結構なのです。だから、その機関でしっかりと調べて、その筋から市民に対して、こういうことがありましたと、そういうことをしっかりと述べていただければ一般質問でしなくてもよろしいと、こういうことになると思うわけであります。しかし、偽計入札妨害罪の被害者あるいは市民にその説明が広域消防からないというわけですから、やっぱりどうしても一般質問になると、こういうことになるわけでもありますから、広域の方はわかりますけれども、市民あるいは被害者に対して、これは広域消防の方でしっかりともう一度やるというのであれば、それはそれで結構ですから、そのお答えをいただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長 渡辺議員、一部事務組合の関係で、今滝川の市長が事務組合の関係について、ここですとかしないとかの答弁はできません。滝川市長に対して、今の滝川の議会の中であなたの言うことであれば、既にさきに答弁は済んでいるのです。ですから、消防議会で組合長さんが判断することは、今滝川の議会では答弁はできないと思います。

渡辺議員、続けてどうぞ。

○渡辺議員 しかし、それで市民は納得するものではないわけであります。これで終わったら、それでまたしばらく終わり、また何かうわさが出てくる。そういうことではどうにもならない。ですから、市長の立場として、こちらの筋ではっきりさせますと、それはそれで結構ですと先ほどから言っているのです。きょうはここになじまないから、それではそちらの筋ではっきりさせたいと思いますとか、そういうふうに要望するというようなことを示していただければいいわけであります。お願いします。

○議長 渡辺議員、そちらのことは市長の権限ではありません。

○渡辺議員 では、大衆の面前ですから、これでもってまた隠れみののになって、そちらの筋の方から何にもないなんていうような、こんなことでは市民はだれも納得しない。また次の事件が起きてくるとか、そういうことではとんでもないのではないのですか。やっぱり一般質問にこういうのはなじむのではないかと思っているのですが、せっかく議長のそういうような示唆がありましたから、そのよ

うにいたしますが、これはここで一般質問を中止させて終わりと、そういうことにはならぬということで明言をしておきたいと思います。

では、次にまいります。2でございます。地元新聞記事の官製談合のうわさ、事実無根についてであります。先ほど清水議員がほんの導入部分を質問していただきましたので、私は1点目、2月21日、具体的になります。地元新聞記事に地元有力者の官製談合のうわさ、事実無根と、こう掲載されましたが、この地元有力者がお話しされている席には市長が同席していたということでございますから、よくご承知のことと思うのであります。ところで、この官製談合のうわさ、事実無根の談には、事実誤認があるのではないのでしょうか。それは、2月上旬に商工会議所会頭と市長が逮捕されるといううわさが流されたとありますけれども、なぜ市長が逮捕されるうわさとなるのですか。私に入った情報では、市長が逮捕されるような、そういう被疑事実はないと、こういうふうに思われますけれども、市長の逮捕といううわさは市内に大変大きな影響を及ぼしております。デマだと信じます。しかし、市長の身に覚えがあることなのではないのでしょうか。どのような見解を持ちますか、そこをお答えをいただきたいと思います。

○議 長 市長、今の質問の趣旨、よくわかりますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 市長。

○市 長 どこでどんなうわさが立って、そのうわさが本当なのかどうなのか、私に聞こえてくるうわさもあるでしょうし、聞こえてこないうわさもあるでしょうし、それを一々調査して、それはどうなのかという根拠を明らかにするつもりも私はありません。私は、今回の事実について、滝川市職員を含めて真実は真実であると、後ろめたいことは一切やっていないと、そういうことを強く確信をしているものであります。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、傍聴者もいらっしゃいます。何のことやらという地元新聞記事をしっかりとご紹介をいたします。まず、プレス空知2月21日号でございます。滝川は相次いで事務所開き、ある市議会議員の後援会の事務所開きの席上で、猪股会頭があいさつで官製談合のうわさ、事実無根。また、田村市長とともに来賓として出席した猪股栄三商工会議所会頭が最近市内でうわさになっている官製談合について触れ、一部で2月上旬に会頭と市長が同時に逮捕されるとのうわさを流されましたが、事実無根。私が警察に事情を聞かれたことはありません。こうしたうわさを吹聴している人の中に市議がいることは悲しいことと述べ、官製談合の関与を否定した。これが全文でございます。さらに、2点目なのですが、この地元有力者の談で、こうしたうわさを吹聴している人の中に市議がいることは悲しいことと述べているわけではありますが、これは議会で談合問題をこうやって追及している私のことと推定しているように思われますので、真相を話しておきたいと思います。実は、マスコミ関係からの情報で重要参考人に当たるとされる人の写真収集を求められました。私がカメラ、写真が趣味ということで、依頼が参りました。これをもって市議がうわさを吹聴との逆襲に、まことに驚いているわけであります。司直の動きとそれを察知したマスコミから出たうわさを市議会議員に押しつけたものだと思うわけであります。ですから、市議がうわさを吹聴とは事実誤認であり、しかも

マスコミから私にきた依頼では、市長の写真は求められていないわけでございます。

○議 長 渡辺議員、市長に何の答弁を求めているのですか。通告したとおりであれば、今あなたは朗読しているようだけれども、結論を言って市長にどういうことの答弁を求めているのですか。

○渡辺議員 当然同席をした市長として、市長みずから4万6,000人の市民のトップの市長が逮捕される、そういう情報を軽々しく受け取ってはならない。それは、重大なことではないかと。それが地元新聞に載るということは、極めて重大なことであります。ですから、それに対するコメントがなければいけないと、こういうふうに思いますので、そこをしっかりと述べてください。

○議 長 市長。

○市 長 最後の方のご質問の趣旨は、前の質問で十分お答えしている中身だというふうに思います。前段のご質問は、私は報道機関が報道した内容について逐一コメントする必要はないというふうに思っております。この報道の中身そのものについて、私には市議がだれのことをいっているのかもよくわかりませんし、もしそのことをお感じになっている方が名誉毀損であるということであれば、それはそのお感じになっている方が行われるべきことで、何ら市長はこのことについてコメントする中身はありません。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それは、それで結構でございます。しかし、市長逮捕のうわさという、そういう報じ方にも極めて問題が多いと思っておりますが、市民は大変驚いている。それに対しての市長のコメントというのは、極めて大事でないか。最後に、私は、これは市長は道連れというような立場ではなかったかなと、こういう見解を述べて、ここの質問の方を終わりたいと思います。

それでは次、市長の基本姿勢、3の方にまいりたいと思います。滝川市立病院改築の基本設計を落札した業者の一方が美唄市での談合疑惑処分のいわくつきであることについてでございます。昨年12月の議会でも答弁いただきましたけれども、滝川市立病院改築の基本設計を落札したJV業者の一方が美唄市での談合疑惑で排除処分のいわくつきであるということについて、市長から美唄市は美唄市、滝川市は関係ない旨の答弁がありました。独立の地方自治体としての原則論としては、そうであるかもしれません。しかし、地方自治を預かる首長の発言としては、極めて問題があるのではないのでしょうか。政治的モラルに欠けた見解だと市民の間に批判があるわけであります。法の下で地方自治があるわけであります。また、北海道として、問題業者排除基準、これを示しているのではないですか。これは、12月に示したとおりであります。このような独善的な考えに他の自治体から、滝川市に構造的談合を生む素地、そういうものが存在すると言われかねません。見直す必要があるのではないかとということで、見解を求めます。

○議 長 市長。

○市 長 他の自治体から、滝川は談合を生む危険性があると、そういう定めになっていると。同じ基準を使ってやっているのに、そんなことになるのかなというふうに思います。渡辺議員には少し誤解があるのではないかとこのように思います。きょうは大勢傍聴の方がお見えになっていますから、少し説明的にお話を申し上げたいというふうに思います。国の基準というのは、競争入札妨害または談合による指名停止の時期はいつなのかということであります。これが渡辺議員のご質問の趣旨なわ

けです。これは、逮捕された場合と書類送検の場合と二つに分かれます。被疑者が逮捕された場合は、直ちに指名停止になるということであり、しかし、仮に逮捕されても、身柄を送検されて、検察において不起訴になれば、指名停止を解除しなさいということなわけです。美唄の例は、逮捕された例ではありません。書類送検された例です。警察から書類送検されました。検察では、不起訴処分になりました。したがって、こういう場合は指名停止も何もないわけであり、美唄の場合は、書類送検された段階で指名停止をやったわけです。これは、美唄は美唄の定めとしてやっているのしょうから、それらについては恐らく美唄の定めどおりであり、それから、通常国の指針は、それが不起訴になったら指名停止の解除を行いなさいということなのです。美唄は、指名停止の解除をやらなかったのです。それは、美唄は美唄としての独自性があったからだろうというふうに私は思います。したがって、美唄は美唄なのです。

滝川市は、国の基準に基づいて、起訴されなかったら、仮に指名停止をしていても指名停止を解除しなさいという基準でありますから、滝川はその後においてプロポーザル方式で業者を選定をし、そして最優秀者に特定をして契約を結んだわけであり、それも極めてガラス張り、市民の皆さん方にも提案を申し上げて、そして決められた。そのことに基づいた契約であります。私は、美唄には美唄の事情があって、国の基準はそうなのだけれども、指名停止を解除しなかったというのは美唄の理由によるものだというふうに思います。滝川は、多くの自治体がそうやっておりますように国の基準に基づいて粛々とやっていると、そういうことを改めて申し上げたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長のを聞いてみると、まことしやかであります。しかし、国の基準というものは、裏の裏だと聞いているわけであり、表は何かというと、しっかりとこういう措置基準があるわけであり、その措置基準というのは、市長も言っておりましたように逮捕と公訴であります。公訴された場合であります。公訴を提起された場合と、こうなっているわけであり、ですから、それが起訴になるか不起訴になるかの問題ではなくて、公訴されたということで、それをもって指名停止をやる。これは美唄市から取り寄せたわけであり、美唄市はそのような基準でやっているわけであり、だから、市長のは、確かに国の基準ということでまた別冊があるそうであり、それを表にして、市長の言ったのは裏の方で、国の基準として確かに不起訴になった場合には指名停止を解除しなさいと。そればかりが生きている。裏の裏が生きているというのは、おかしいと思うわけであり、表というのは、しっかりとこういう基準があるわけであり、それは、12月にも申し上げたように滝川もほとんど準じています。指名停止の月数とか、そういうところが滝川は甘いとは指摘しましたが、それはそれぞれの機関の基準はいいのですが、このように表にはしっかりと逮捕か公訴であります。だから、市長の言っているのは、裏の裏の方から。国の方からそういう文書が来ているというのは、確かであり、それをもって、裏の方の基準をもって滝川市がそれに準じて選考している。これは、どこまでも理屈に合わない。表向きはしっかりと基準があるので、美唄市と同じような基準があるので、その基準に基づいてやるべきではないか。そこだけをお答えいただきたいと思います。裏の裏であるというのは、認めます。

○議長 市長。

○市 長 渡辺議員、国の基準を裏だとか表だとか裏々だとかという……

○渡辺議員 基準というのは、地方公共団体にしっかりとこういうものがある。そんな基準を私たちには一切見せないものは、裏でないですか。それでは、その基準があるということであれば、その基準も同時に私たちはいただくべきであります。どこの市町村も、そんな国の基準は一切いただかない。それは、滝川市の基準、そして美唄市の基準であります。だから、表であります。だから、これに従いなさいというのが私の論法です。ですから、国のものを裏と言うのがおかしいとすれば、なぜその文書を市民に渡さないのですか。実施するのは、この表の基準でやるべきではないですか。それを私たちにいただけないような、そんな文書で措置をして、そして切り抜けて、不起訴だから指名停止基準を解除しましたと、こういう解釈なんかは一般市民や私たちは何にもできないわけであります。そういうことでとってください。

○議 長 市長。

○市 長 情報公開条例もちゃんとあるわけですから、皆さん方が基準を公開してくれと言ったら、だれでも手に入れられるわけであります。ましてや、議員さんであります。どこにどんな基準があるのかというのは、情報公開条例に該当するかどうかはよくわかりませんが、すぐ手に入るのではないのでしょうか。どういう定めになっているのかということについては、定めはちゃんと情報提供いたしますから、それをもとに十分お調べになっていただきたいというふうに思います。

それから、何度も申し上げますけれども、国の基準は基準としてある。自治体で手を加えるところもあるでしょう。私は、美唄の例がどうなっているかわかりません。先ほど警察が書類送検したと、書類送検した段階で美唄市は指名停止をやったわけです。それは、恐らくそういう定めになっているからでありましょう。国は、必ずしもそうではありません。美唄の場合は、そういうことであります。指名停止をやった。検察で不起訴処分になったわけです。不起訴処分になったときに、国の基準は指名停止解除しなさいということです。どこも恐らくそうになっているというふうに思う。だけれども、きっと……

(何事か言う声あり)

○市 長 どこも恐らくそういうことになっているのだろうというふうに思います。ただし、それぞれの自治体には事情があるのでありましょう。全国のそういうことについて、私の知り得る範囲ではありません。したがって、美唄は美唄としての何らかの事情があったのでありましょう。あるいは、定めとしてそういうふうになっているのかもしれませんが、しかし、国の基準とは違うのだということをお明らかに申し上げておきたいというふうに思います。そういうことについては、所管もちゃんとおりますから、不明のことについては、市長の答弁で理解できないところについては、また担当から詳しく説明を受けていただきたいというふうに思っています。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係もありますから、これだけやっているわけにいきませんので、ただし説明されたということの解釈にはなりませんから、念のために。根本的には、指名入札に問題があるというふうなことで、隣の深川市でも一般入札、こういうようなことの情報も入っておりますので、利点とか問題点をそれぞれ論じられて、談合疑惑が起きないように検討していただきたい、こういうふうに

思うわけであります。次にまいります。

## ◎2、病院行政

### 1、滝川市立病院改築は市民理解をもとにした提案か

病院行政の1であります。滝川市立病院の改築は、市民理解をもとにした提案かという市民の素朴な疑問についてでございます。1点目、滝川市立病院改築は、市民理解を得られていないのではないかとお尋ねいたします。この段階で、議会の特別委員会に付託しているからというようなことで、市民への提案、PRが不足していることを指摘したいのであります。市民コンセンサスを得ないで建築に突き進むことは、市民不満をうっせきさせることとなります。5万人の中小都市に建てたこの巨塔、11階建ての市役所庁舎の二の舞にならないかと心配されております。現時点での市民コンセンサスを得る施策が必要かと考えますが、見解を求めます。

○議長 市長。

○市長 私は、市立病院の改築という課題は極めて大きな課題であるというふうに認識をして、したがってこれまでにないほど市民の皆さん方にご説明をし、ご意見もお伺いをし、基本構想段階、そしてこれから進んでいく基本計画、基本設計の段階、こういう段階にもそれぞれでまちづくり懇談会を開く、あるいは広報等を通じてよくPRをさせていただく、アンケートを実施する。私は、間接、直接にこれほど市民の皆さん方のご意見を聞きながら進めてきた案件はありません。それでも不十分だというご意見は、甘んじて伺っておきたいというふうに思いますし、一方市民の皆さん方のご意見を踏まえて、議会でも特別委員会もつくって、このプランについて審議をしようということでもあります。プランをつくる過程の中で市民委員会を開いて、たしか8団体、2個人の皆さん方にもお集まりをいただいて、相当な議論もまたさせていただいて、基本構想段階で詰めてきたということがあるわけであります。今後とも実行するまでの過程の中で、さまざまな段階で市民の皆さん方のご意見をお伺いをして、そして市民ニーズにこたえられる市立病院としていいものをつくる必要があるというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、2点目であります。市民コンセンサスの観点から、どのような市立病院を建てて、どのような診療内容で病院をつくるのか、市民負担をどうするのか、市民置き去りの市立病院建築ではございませんか。しかも、初めから市議会の特別委員会に頼り切って、市議会がまさにプロポーザル型に溶け込んで改築したという、こういう大義名分をつくっていくのではないのでしょうか。市長のこの選挙戦、マニフェストにきちっと責任を持って掲載をしていただきたいと、こういうことで市民納得が得られるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 市長は計画を立てる。計画を立てる上で、市民の皆さん方のご意見を直接あるいは間接、先ほど申しあげましたさまざまな機会に住民の皆さん方の要望とか必要性について把握をして、それで市立病院を建てかえる必要があるというふうに判断をしたわけであります。どういう病院を建てるかというのは、これからの問題であります。したがって、私は、市立病院建てかえ基本計画等調

査特別委員会に頼り切って、すべてお任せをして、議会はどうかお考えになるのですかというつもりはありません。提案者は、提案者としての責任を持って提案をさせていただいているわけであります。そして、議会は、議会としての権限、市民代表としての権限をもって、そしてこの計画は適切なのかどうなのか、どうするべきかということをご判断をいただくわけであります。ぜひとも市民のご意見、そして議会における十全なる審議、こういうものの中に方針が定まっていく、それが現代の民主主義の適切なあり方だというふうに思いますし、そのように進んでいるというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 傍聴席、退席させますよ。

(何事か言う声あり)

○議 長 では、退席してもらって。

(何事か言う声あり)

○議 長 渡辺精郎議員、ちょっと待ってください。

若干休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

渡辺議員。

○渡辺議員 そこまではわかりましたが、3点目へまいります。市民への説明は、プロポーザル方式で基本設計ができてからではないでしょうか。そこまで突き進んで、市民負担はこうなりますでは遅いのではないのでしょうか。財政から見た改築、市民負担から見た改築、この市民への提案が大まかでも、やっぱり先にあるべきではないでしょうか。市民の言葉に置きかえれば、大借金の上に大借金を積み重ね、医療収益不振となり、求められるのは市民負担増加、こういう結末とならないことを願っているわけでありますが、市民向けの見解をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 基本構想段階において、基本的なことは市民の皆さん方にもご説明を申し上げているところであります。それを具体的にさらに掘り下げて、基本計画段階に今入っているわけであります。この基本計画段階で、どんな工事になるのか、収支見込みは具体的にどういうふうになっていくのか、新病院の構成、そういうものは基本的にどういう方向になっていくのか、そういうことがさらに踏み込んで検討されていくわけです。この段階で私は、改めて住民説明会を含め、市民の皆さん方にお知らせをして、意見の集約をやっていききたいというふうに思っております。市民の皆さん方が近隣地域の住民を含めてご利用いただいているわけでありますから、本当に必要な病院をつくらなくてはいけないと。そういう意味では、皆さん方が何を望まれるのかということ十分に把握をして、この基本計画段階でも配慮していく必要があるというふうに思います。そういうことに基づいて、基本設計も進めていくべきだというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 午前中の活力再生プランの答弁で、平成22年度には単年度黒字を目指す、ということでございますから、それと同時に、市立病院改築による負債でどういう財政状況になるかということは、がらりと変化するわけでございますから、しっかりと市民負担のところに注目をして、市民に親切に提案をしていただきたいと、こういうことを要望して、終わりたいと思います。

### ◎3、除雪・排雪行政

#### 1、今冬の除雪・排雪の現状について

次、3番にまいります。先ほど清水議員も、これまた導入段階でございました、除雪、排雪の行政でございます。1でございますが、ことしの除雪、排雪の現状についてということで、清水氏もほとんどカットしたわけでありますが、ちょっとやりたいと思います。少雪の現象で市民も近年になく楽をしたわけでありますが、予算執行の現状は議会の初めに報告があったとおりでと思うのですが、例年の半分ほどしか降雪がない。昨夜から、とんでもなくまた、この質問に合わせて降っていただきましたけれども、半分程度であれば半分程度残るのでないかと市民はみんな言っています。単純にでよろしいですから、例年とことしの降雪の比較と予算の残の程度、ここを市民にわかりやすくご説明をいただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 18年度の道路の除雪の決算見込みでございますが、約9,000万円程度不用額が生じる予定をしております。それで、今のご質問でございますけれども、雪の量でございますけれども、本日付でございますけれども、去年は8メートル47ございました。それで、平成19年3月13日、今5メートル44で、3メートルぐらい低いと。それと、積雪深でございますけれども、本日はきのう、きょう雪が降ったことによって積雪深が81センチになりました。去年が80センチで、1センチ多くなっております。それで、降雪量にいたしますと約65パーセント程度でございます。それでは、予算が65パーセント残るのかと、そういうことではございません。基本的に人と除雪車、民間からの借り上げにつきましては拘束をしております。11月の10日から3月30日までの間、人と除雪車については拘束をしております。そのような関係から、ある一定の費用は払わなければならないということから、9,000万円程度の不用額が出ているのですけれども、半分だとか、65パーセントで、あと35パーセント残るといようなことにはなりません。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 大変いい答弁だと思います。そのとおりでと思います。それでは、拘束をしているということで、2番目から3番目を注目していただきたいと思うわけでありまして。出勤のセンチメートルについては何回もやりましたが、ことしも10センチ降らないうちにがらりと、がらりと、こういうふうにして出勤した事実があるわけですが、結局は市民のための除雪、排雪ではなくて、道路がおかしいから、これを維持しなければいかぬという大義名分のもとに相当数出勤して実績を重ねたのではないかと、そういう苦策ではないかと、こういうふうにして市民はおっしゃっているのですが、ここ

についてご答弁いただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 除雪車の出動基準でございますけれども、10センチ以上降雪があった場合は、新雪除雪ということで出動をしております。そのほかに、私どもはわだち解消のための路面整正、それから道路が狭くなったときの投雪、それにプラスアルファ排雪というようにさまざまな状況を判断して出動の指示をしております。そのようなことから、無意味な出動をしたことは私どもではございません。また、私どもは限られた予算、雪の量というのは毎年のように変わります、そのような中で限られた予算の中で最大の効果を上げるように最大限の努力をしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そこまではわかりました。しかし、3点目にまいります。一方、暖気続きで圧雪や氷の状態がさまざま、裏道は今から10日から1週間前のことを思い出してください。つるつる、ざくざく、でこぼこ、車の車輪も脱輪するほどの道路というのがたくさんあったはずであります。そういうところを部分的なグレーダーなり、そういうもので状況に応じて道路維持をやるべきではないかなと、こういうふうにして余るのであれば。そういうふうにして市民は言うわけではありますが、ここについてもお答えいただきたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 融雪期の路面管理ということで、気温上昇に伴います融雪状況、わだち、その他総合的に私どもは判断して実施をしているつもりでございます。特に融雪時の除雪車の出動というのは、マンホールなんかがございます、道路の損傷ですとか、また割った雪を今度わきによけることによりまして、雨水升だとかそういうところによけられるということから、水がはけなくなったり雪解けが遅くなったりということもございまして、非常に難しいということで、出動は地域地域で出すことは可能でございますので、もしそういうところがございましたら、言っていただければ私どもはいつでも出動することは可能でございます。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 部長、明快な答弁ありがとうございました。そういう方針でよろしく申し上げます。

#### ◎4、教育行政

##### 1、滝川市の「教育再生」の課題

それでは、時間の関係もありますので、最後の教育行政の方へまいりたいと思います。大きくは、滝川市の教育再生の課題についてでございます。教育長は熟慮中であり、教育委員長も出席されておられませんので、基本的なことだけまいりたいと思います。1点目でございますが、滝川市の教育委員会改革、これこそ滝川市の教育再生の第一歩ではないでしょうか。予算は市長部局に握られている、だから何にもできないのだというようなことでみずからの保身と隠ぺい体質を露呈した前教育長体制を反省すべきと、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 教育部長。

○教育部長 現在の教育委員会におきましては、さまざまな教育課題に対応するために、調査検討、研修を行うということから、昨年の10月末に教育委員会議とは別に教育委員協議会を開催をし、これまで7回にわたる協議会を開催をしております。議員さんのご質問にありまして、既に教育再生の第一歩は踏み出しをしているということでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 よろしくお祈りいたします。

それでは、2点目へまいります。滝川市の教育長、第一小学校校長、江陵中学校校長が特定の学閥で占められていた事実は否定できないと思います。昨年10月の臨時市議会においても質疑いたしましたように、この際このような特定学閥絡みの人事とやゆされる体制を一掃するのが滝川市の教育再生の原点であると、こういうことで確認したいのでありますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 さまざまな人事につきましては、当然人物本位で行っているということで、適材適所への配置がなされるということでございまして、議員さんのご質問にあるような特定学閥絡みという人事については行っておりません。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、3番にまいりたいと思います。江部乙小学校のいじめによる女子児童の自殺事件の当該学校として、事件の真相、反省、見解、まとめ、こういうものが必要ではないでしょうか。この通告後にも、また校長の懲戒処分が出ましたが、校長、教頭の人事異動が終わってしまって転勤をされてからは、再び学校をやみとして葬り去られるおそれがあるわけでありまして。児童に対する直接の責任は、教育委員会ではないのであります。学校であります。その責任者のもとに、これらのまとめをしっかりと残しておいてもらいたいと考えるが、いかがでしょうか。特にことしの人事異動で校長の異動ともなれば、さらにまとめをしっかりと、短期間であってもしておくべき、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 昨年12月に当該自殺事件にかかわります調査報告書を作成をいたしました際に、当該小学校の教員においても事実調査を行い、事件前における児童への指導体制、教育相談体制に多くの課題、問題点も報告書の中で指摘をし、それらの課題を教育活動に生かしていくために、これからの取り組みとしまして生徒指導交流会の定例化、あるいは学校と保護者の情報共有を積極的に取り入れることという改善点を示しております。それらの課題につきましては、当然当該学校の内容だけにとどまらず、これからの滝川市教育委員会全体として取り組まなければならない課題だというふうに考えておりますので、改めて本件について当該の学校に事件のまとめについて求める考えはありません。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 もう一度まいりたいと思います。先ほど清水議員からもありましたように、何があったか、どういう思いで自殺をしなければいけなかったか、こういうような遺族の思いというのは、教育委員会ではないと思うわけであります。やっぱり直接その児童に責任を負っている学校としてのまとめ、これこそ大切ではないかと。これは、今答弁が出ましたから、私は強く要望して、ここは終わりたいと思います。

最後であります。心の教育、いじめ防止教育が積極的に取り入れられまして、学校教育予算増は大変望ましいことと思うわけであります。しかし、教育委員会あるいは学校長からの一方的な押しつけということで管理体制、研修体制をしいて、職場、教員の自主的な発想を余りにも否定するような、こういう管理体制にしてはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 さきの総務文教常任委員会でも議員さんのご質問にお答えをしたとおり、教職員の研修体制については、それぞれの学校において計画的、主体的に課題意識を持って取り組んでいるものというふうに考えておりますし、教育委員会としましてもただいま申し上げました学校の自主的、独創的な取り組みを委員会としては組織的にサポートするという形で取り進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりました。熟慮されまして選任されました新しい教育長のもとで、国の教育再生とは異なる滝川の教育再生に向けて、市民や議会、少数派の議員の意見、現場の教職員の意見、こういうものを尊重する滝川市教育委員会あるいは滝川市の教育行政執行、こういうものを求めまして、私の質問を以上で終わりたいと思います。私の2期目の4年間、トータル16回の本会議における一般質問をこれで終わりたいと思います。後ろの毎回多数の傍聴の市民の皆様、まことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、1件、市立図書館について質問させていただきます。

#### ◎1、市立図書館について

##### 1、移転計画について

##### 2、指定管理者制度への移行について

市立図書館の街なか移転ということで、先日の総務文教常任委員会で報告をされております。公共施設を移転するという作業というのは、これからもそうたくさんあるものではないということから、重要な問題としてとらえて質問をさせていただきます。

まず、1番、移転計画について。報告はされたようですけれども、まず現在考えている移転場所及び時期とその費用についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 老朽化が進んでおります図書館の移転計画につきましては、市役所庁舎を第1案とし、庁内の検討委員会でさまざまな検討を行ってまいりました結果、図書館機能の維持、移転コストなど移転にかかわる問題を整理する中で、教育委員会としましてまちづくり交付金を前提に街なか移転は可能であるとの判断に至ったところでございます。移転先として、中心街にあり、だれもがアクセスしやすく利便性が高い、ロビー等の空間利用による市民交流の場が提供できる、あるいは市民からわかりやすい場所にあるということで、市役所庁舎の2階ということで委員会の決定を見たところでございます。移転時期につきましては、図書館が個性豊かな地域の創造拠点ということを基本理念にしまして新たな図書館の機能充実等を考慮する中で、平成22年度をめどに移転すべく現在作業を進めているところでございます。移転の費用につきましては、庁舎の改修費、図書館の備品あるいはデータベース化等の費用も積算をしまして、現時点で概算ではありますが、約2億円ということで積算しております。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 それでは、再質問をさせていただきますけれども、街なか移転について総務文教常任委員会において資料をいただきましたけれども、その中の幾つかにポイントを絞って質問させていただきますけれども、市立図書館の街なか移転ということで、これは市役所2階ということの基本にしたプランだと思います。その中で特色は、子供図書館、情報図書館、市民協働ということになっておりますが、まずその中の一つ、移転による効果の中に市民協働への展望、ボランティア活動の充実と書いてあるのですが、余り具体的なことが書いていないのですけれども、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 教育部長。

○教育部長 現在におきましても、図書館活動の中で多くの方のボランティアをいただいております。また、図書館移転が仮に庁舎2階ということになりますれば、例えば1階にありますほほえみ工房さんの喫茶コーナーの活用、あるいは1階にある程度重要図書等を置いた上で、例えばほほえみ工房さんの方にある程度そちらの方の管理をお願いをしたりというような事業展開ができるのではないかなという意味でのボランティアあるいは市民協働という考えでございます。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 では、ちょっとまとめて聞きます。もう一つ、中心市街地のにぎわいづくりというポイントがあります。それについて、移転ということで市役所を1案とした理由の一つだと思いますので、その実際の効果というか、実際はどういうことをやっていくことが考えられるかということが一つ。それから、移転に伴う課題というのが幾つか挙げられております。実は五つ挙がっているのですけれども、そのうちの三つ、駐車場の確保はどうされるのかということと、セキュリティー対策について、それから休館日の取り扱いというところについて。それから、ここに書いていないのですけれども、今はやっている図書館というのは割と閉館時間が遅いところが多いみたいです。市役所の場合、閉館時間はどうされるのかということ。それから、市役所の2階だと、市役所というのは割とかたい

場所だというふうにとらえられるケースがあるかと思うのですけれども、今割と敷居が低い図書館というのをつくられる部分が随分多いと思います。例えば雑誌を置いたり、それから視聴覚を置いたりとか、いろんなことがされていると思うのですけれども、その中で高校生だとか中学生だとかの利用が非常に高くなるということがあるようではありますけれども、そういう部分に対して市役所という場所自体が果たして効果的なのかどうなのかということには若干疑問を持つのですけれども、その件について。合計3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今ご質問のありましたにぎわいづくりへの効果ということでございます。図書館の現行の利用者は、約4万5,000人ほどいらっしゃいます。その方たちが商店街の方から見れば、図書館の利用者ではなくて消費者という形になるのかなというふうに思っております。今2階にということで検討委員会として結論を出しましたが、この後さらにソフト事業の展開等も含めて、それらが中心市街地とどういう形の中で連携をとっていくのか、図書館としてできること、中心市街地あるいは商店街としてできること、それぞれのソフト事業の方も含めてさらに検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、同様に今後の検討の中で駐車場の問題、セキュリティーの問題、またご質問のありました休館日の問題、原則的には月曜日休みですが、市役所はやっておりますから、市役所そのものの機能が開庁しているときに図書館が休めるかどうか、あるいはご質問にありました閉館時間等についても費用対効果の検証もしながら、今後検討組織の中でより詰めていきたいというふうに思っております。また、4点目、市役所としてのかたい場所ということでございますが、先ほど申し上げました1階ロビー等の空間、あるいは2階を選定をしました最大の理由は吹き抜けのスペースが一般的な事務室よりも高さが感じられるということ、それから今は書架がそんなに高くない、割と見渡せるといいますか、大人が立つと反対側が見えるような形での書架という、そういう空間利用等々も含めたレイアウト等の中で、なるべく図書館というイメージをそのまま、別世界といいますか、そういうような形の中で図書館は図書館としての機能、空間を確保したいというふうに思っております。以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 まず、移転に伴う課題というのは今後解決していくとはいっても、市役所に決めてから解決するというのではだめなのではないかなとちょっと思ったのですけれども、そればかりではないのですが、ほかの場所ということは何ほどの程度検討されたのかということ、ほかの場所の可能性は一体どこだったのかということ、それはなぜそこではなかったのかということらについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 検討場所ということでございますけれども、まず基本的に移転コスト等がかからないようなことというふうな前提がございまして、市役所庁舎が350名体制という形の中で、まずスペース的に有効的な活用ができないのだろうかということでございます。渡辺議員さんの質問にありましたように、11階を有効に使うということが市民が望まれる市役所の使い方にもなるのだろうかということ。それから、中心市街地におきます民間の店舗等への移転ということも検討の中にはございまし

たが、賃貸借関係、賃借料をずっと払い続けるということになりますし、施設の建築年数等々も含めて、あるいは市役所以外の公共施設の活用というものも検討はしましたけれども、多層化、1階、2階になってしまうためにバリアフリーとしての基本的な望ましい図書館にはならないとかというようなこともありまして、結論としては庁舎2階ということでの結論に至ったところでございます。

○議長 本間議員。

○本間議員 では、関連していきますけれども、次の要旨に移りたいと思います。想定している国庫補助、先ほどまちづくり交付金というふうに言われましたが、このことは解明しましたから、中心市街地活性化基本計画との関係ということについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 中心市街地活性化基本計画との関連ということのご質問でございますけれども、図書館については重要な施設ということで、しっかりと中心市街地活性化基本計画の中に位置づけたいというふうに考えております。活性化に資する役割ということで見れば、新たな利用者の増加、それが中心市街地のにぎわいの回復の一因となる。あるいは、市役所、商店街等の周辺機能との連携によって中心部における都市機能の強化といったものも期待できるというようなことから、こういう位置づけにしたいというふうに考えております。

○議長 本間議員。

○本間議員 ちょっと広い視点でまちづくりということに広げて話を進めていきたいと思うのですが、中心市街地活性化基本計画の中に入っていますということでございます。それで、先ほど小田部長の方から、市内の民間施設にということも検討されたということが言われました。大きな床を持ったところでないとだめなので、多分中心市街地エリアの中では名店ビル、それから高林デパート、それからスマイルビルと、その3カ所が想定されるのではないかというふうに思うわけですが、確かに老朽化をしております。例えば権利関係だとか、家賃がかかたりもするのかもしれませんが。しかしながら、現在あいているスペースが物すごくあると、完全にあいている建物もあるという部分があるわけでございます。市役所で位置を考えていく場合に、ずっと見ていて自分が感じる部分なのですが、どうしても民間物件というのに手をつけるのを避ける傾向にあるような気がします。例えば未利用地で公園をつくる時も、要するに未利用地があるから公園にしよう的な感じを、印象ですけども、ずっと受けてきたところがあったりします。やはり問題が非常に多いからなのでしょう。市役所で持っているものの方がそちらにいきやすいということに多分なるのではないかなというふうには思うのですが、ただもうそうしたことを少し打ち破っていかなければならない時期なのではないかなというふうに思っています。例えば名店ビルは、もうずっと空き店舗になっています。先ほどまちづくり交付金という話がありましたけれども、今中心市街地活性化基本計画を提出して認定をとった時点で、かなり普通より厚いいろんな補助が出るという格好になります。そうしたことがあるタイミングでもあります。また、問題としては、ちょっと長くなってきましたが、スラム化という問題があります。例えば教育上の問題だとか安心、安全という意味でも、空き店舗が今物すごく多くなって、非常にスラム化してきているという感じがします。どうしてももう少し人の流れをつくるということが必要なのではないかなと、そうしないと閑散としているところにはそういうことが起き

やすいのかなというふうに思ったりもします。それと、今病院を建て直しますけれども、市役所と病院が建つと市役所と病院だけ立派なまちになってしまうのではないかなという、ちょっとそんな思いもいたします。周りが衰退してきている中で、そういう部分の重要な公共施設を移動する場合には相当慎重な判断が必要なのではないかなと思います。今述べたことについて、どうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今本間議員さんからいろいろ懸念される問題等のご指摘がありましたけれども、いかんせん民間物件を避けるように感じているというようなこともございましたけれども、やはりいろいろな問題があります。そういった意味で、限られた予算の中で対応するということになれば、市役所の空きスペース、2階が最適ではないかということで検討されたものでございます。まずは、その部分だけお答えさせていただきます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 多分いろんなやり方があるので、シミュレーションをしっかりとしてみる必要があるのではないかなと思います。幾らかかるのかわからない、何か大変そうだから、やってもいないというのが実は現状なのではないかなと認識しています。ぜひそういうふうにしていただきたいなというふうに思います。

それから、もうちょっとあります。今回まちづくり交付金というのは、国土交通省の補助なわけです。それから、市立病院に入ることが決定している補助も国土交通省でございます。もしかしたら基本計画の認定を、特にまちづくり交付金は必ずしも必要としない部分も若干あると思います。そんな流れの中で、関係省庁の関係からのお話をちょっとお聞きしたのですけれども、経済産業省の北海道経済産業局関係のお話では、他の場所の方が望ましいというような見解もお持ちであるというふうに伝え聞いております。それは、市長も多分ご存じなのかなというふうに思っていますけれども、それからもう一つ、今回道内で2カ所指定されました診断助言事業の関係でお二人、今井先生と今関先生という方が来られていましたけれども、2人の講師の1人は商業関係と経済関係が専門で、1人は都市計画が専門でありました。2人ともこういうようなことを言うておりました。市役所に図書館を置くのは、複合施設というのは基本的にいいことなのだけれども、市役所と図書館との複合というのは非常によろしくないのではないかと、人が集まりづらいだとか、余りいいものではないというようなお話をいただいております。診断助言事業で助言を下さいと言った先では言っているわけですから、市外のそういう関係の方々のそうしたお考えが多少あるということについて、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今経産省の関係で診断助言事業、これについては29日の日にシンポジウムを開催したいということで、相当回数いろいろと先生方とやりとりしてまいりました。ただ、全くそれが望ましくないというようなことではなくて、それも選択肢の一つというような部分で許容されている部分もございました。ですから、そういったことで29日についてはいろいろ発言等もされると思いますので、その場である程度の方向性が見出せるのかなというふうに考えております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 自分もいろいろ直接お聞きした立場ですが、その場で方向性を見出すというのは、その場の方向性にはかなり影響力があるという意味ですか。

○議 長 経済部長。

○経済部長 あくまでも診断助言事業というのはアドバイスですとかそういったものであります。ですから、我々は、それを参考にしながら計画を、特に基本計画というのはことしじゅうに何とか認定をとりたいというふうに考えておりますので、そういった形で受けとめたいというふうに思っています。

○議 長 本間議員。

○本間議員 それでは、また関連しますので、次の項目及び要旨に移っていきたいと思います。市立図書館の指定管理者制度移行のお考えはお持ちかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 図書館の庁舎内への移転という部分につきましては、今までの図書館と維持管理あるいは運営面で現状と大きく変わることが予想されます。また、従来やっております学校との連携あるいは新たに期待される市役所との連携ということで、新たな図書館としての業務全体の見直しも必要になってくるのだろうというふうに思っておりますことから、先ほど申し上げましたように庁内にまた新たなプロジェクトをつくりまして、図書館の運営、ソフト事業など、移転問題を検討していく中で導入先進地の実態、他市の取り組み状況、移行のメリット、デメリット、費用対効果等の調査研究もあわせてそのプロジェクトの中で行っていきたいというふうに考えておりますので、その中で指定管理者制度への移行についても可能かどうかの部分についてあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 まず、指定管理者になった場合の試算を自分なりにちょっとしてみました。17年度決算額の総合計が6,508万何がしなのです。6,500万円ぐらい、うち正職員、それから臨時職員、嘱託職員もいらっしゃるのかな、を入れた給与、手当等の人件費の総額が5,351万2,878円、人件費率82.78パーセントということです。18年予算でございますが、総合計が6,600万円ぐらい、うち人件費総額が5,466万円、ちょっとふえています。82.78パーセントということでございます。もう一つ、図書購入費でございますけれども、消耗品費の中に入っているもので、どれだけ図書購入費に充てられているかというのは聞いておりませんが、平成17年が512万何がし、それと平成18年が460万円、7.87パーセントと6.98パーセントという状況になっています。ずっとお金がないから、図書を買えないのだという話はよく聞いていました。だけれども、この人件費率を見て、ちょっと愕然としているところでございます。前から感じてはいたのですけれども、例えば皆さんが司書でなければならぬ、司書の資格がなければならぬのかなと思っていて、最近になって調べました。ところが、そういう要件は一つもないと、法律上司書でなければならぬということはないということがわかりまして、それだったら指定管理できるのでないかと

いうふうに思うわけです。

そうした場合に、指定管理の試算、例えば5,000万円ぐらいの総合計で試算していった場合、例えば月100万円の家賃がかかった場合、十二、三人の職員さんなのです。それをやった場合で、その人件費を2,200万円ぐらいに抑えた場合とかといろいろやっていると、図書購入費が約1,000万円ぐらいはとれるとか。人件費を3,000万円削減しているわけですから、当然そういうのに回っていくことは確かかなというふうに思います。そういうメリットがあるのではないかなと、メリットというか、どうしてもこれはやらなければならないことなのではないかなと、私はこれでどうしても思います。その関係で、今の移転計画とも関係があるのですけれども、市役所内で指定管理を、特に2階で指定管理を行うということは非常に問題があるのではないかなとちょっと思ったのですが、そのことについてと、もう一つ、移転新設時にやってしまうのが大切なのではないか、場所のことも含めて。あと、民間との連携だとか、指定管理だからこそやれるサービス、それに基づいた施設の設置みたいなものも、そういうサービスもあるのではないかなというふうに思いますので、そういうタイミングにこの決断が必要なのかなというふうに思いますので、大きく2点について。それと、試算をざっと説明した中での感想なども含めて答弁いただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 図書館につきましては、人件費の割合が非常に高いということでございますが、一方収入というのがもともと当初からない施設でございまして、その辺が他の指定管理と比べて条件が違うところでございまして、議員さんのおっしゃられるように人件費部分をいかに削減をして図書の充実ができるかと、金銭的にはそういう形になるかと思えます。また、図書館司書が必須ではございませんが、ディファレンス機能というようなものを向上させるためにデータベース化もあわせて行いたいというふうに思っておりますので、図書館としての機能の維持を指定管理にしたときにどのような形で維持をしていけるのか、維持する方法がどういう形が適切なのか。指定管理によって利用する方が不便さを感じるようなことがあってはならないというふうに思っておりますので、その辺も十分に検討したいというふうに思っておりますし、市役所に移転をした場合に難しいのではないのかということ、確かに事務的な共用という部分については、市役所庁舎に来た場合については他の施設に行った場合よりも若干金銭的にはかかるということも想定はされますけれども、その辺も先ほど言いました図書館の本来持っている機能というような形の中でどういうふうに行くのか、あわせて検討したいというふうに思っておりますし、議員さんの試算がありましたら、またそちらの方も参考にさせていただければというふうに思っております。また、時期については、当然移転をするのであれば移転にあわせて検討すべきだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 大変申しわけない。全般についてですけれども、先ほど平成22年度に移転という計画なのですけれども、このことを最終決定するのはいつにしようとしているのですか、それについてお答えいただけたらと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 移転の時期につきましては、基本的に市役所の庁舎があかないと移転できないということになりますので、現行広域水道企業団の移転時期等も含めて考えなければならないというふうに思っておりますが、最終的な移転時期の決定等については、本年度中心市街地活性化法の認定の時期に合わせて8月くらいの時期までには行わなければならないものというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 いろいろご質問して、答弁していただきましたが、市長にお答えいただけなかったのがちょっと寂しい気持ちではおりましたけれども、平成22年の移転に伴って、ことしの8月までには決定しなければならないと、19年の8月から22年までのものを決めてしまわなければならないということで、多分まちの中もいろいろ変化していくということも実際にあるというふうに思いますので、ぜひ慎重にご判断をいただいて、最終的にどこを選んで移転したとしても納得いくような、ぜひそんなものに仕上げていただきたいと思います。一番最初に申し上げましたけれども、今こういう時代にこれだけの大きな施設を移転するということの計画を立てられることというのはなかなか少ないと思いますので、ぜひいいものにしていただきたいということを要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

この辺で若干休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時39分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、お許しをいただきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。ちょっと順序が変わる場合もありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。長期的な視点での質問ということが多いかと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、滝川市を元気にする基本的スタンスについて

### 2、東滝川地域ビジョンを考える

最初に、私も何回か発言したことがあるのですが、交通の拠点として発展してきた滝川市の歴史ということで、ちょっと順序が逆になりますけれども、これを先に取り上げたいと思いますけれども、この原稿を書きながら、田村市長さんはどうのことを話しているのかなと思って、田村市長さんの書いたものを読んでいたわけですが、社団法人滝川地方法人会滝川支部の創立50周年記念の講演会に田村市長が講演をした、その原稿資料がまとめられたものがあつたものですから、これがちょうど私の論旨に合うものですから、ちょっと引用させていただいたわけですが、私

どうしてこういうことを申し上げるかという、田村市長も第2ステージに向かって政策づくりをしておられると思うのですけれども、基本的なスタンスというものがどこに置かれているのかということをお尋ねするために今申し上げているわけですが、滝川市発展のキーワード、これは何かと、田村市長は第1点目に、交通の拠点性を失ったときに衰退した歴史があると、一方拠点性を確保したときに発展した歴史があると。これを第1番に挙げているわけですが、確かに私がここに挙げたのと同じ発想だったものですから、これを取り上げたわけですが、非常に内容的にいい論文だというふうに思っております。我々、私は長い方ですが、昭和50年に出たわけですが、当時つわものがたくさんいたのですけれども、三浦光正さんとか田中君太郎さんとか、中村正直さんとかがいたのですけれども、滝川がこのように発展した中に、歴史的な経過の中で根室本線をどこを起点にするかということが大きな論議になって、砂川と滝川の引っ張り合いで、これを先輩たちが滝川に持ってきたと、これが大きな滝川市発展の原動力だったということをお先輩がよく言っていました。それと同じように、長期的な視点の中で交通の拠点性というものを、今はモータリゼーション、自動車の社会の中で交通の拠点性というものをどういうふうに市長がとらえるかと、これはこれからの市政を運営する上で大きなポイントだと思うのです。市長もこれは述べられていますけれども、拠点性を失ったときに衰退すると。現に今東町のバイパス付近は、大変な勢いで発展してきています。そういう中で歴史的に見た市長のここに述べられたことの具体的な事例を含めて、市長の見解をまず質問しておきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 なかなか難しいご質問であります。一言で言えない広範な中身を持っているというふうに思いますが、私は常日ごろ都市はどうしたら発展するのか、どうなったら衰退するのかということ始終考えております。それは、先ほどご紹介がありましたキーワード四つであるというふうに思っておりますが、その第1、一番重要なのが滝川は交通の拠点性を確保したときに発展するし、失ったときに衰退するという歴史であります。どういう形でそういう現象が生じているのかと申しますと、例えば交通の拠点性という意味では舟運、石狩川波止場があったときには滝川は拠点地域でありました。あるいは、波止場がなくなって鉄道ができ上がると、空知太まで駅が来ると、このときも交通の拠点性を確保いたしました。しかし、旭川まで鉄道が開通をするということになると、拠点性を失って、商店街は火が消えたように寂れていきます。そうこうするうちに、これでは大変だということで、下富良野線、今の根室本線の建設運動が始まるわけでありまして。昔の人が偉かったのは、滝川が火の消えたような状況になったから、滝川から新しい鉄道をつくってくれということで要望したわけではありません。滝川の先人たちは、北海道の発展のために十勝は極めて重要である。十勝という内陸部を開発するために、滝川から内陸部開発のための鉄道をつくらうという運動を起こすわけでありまして。そして、それは、北海道の開拓の方向性にも沿ったわけでありまして。そういうふうに鉄道についても拠点性の確保ということが行われて、また滝川の経済は浮揚していくわけでありまして。

こういう歴史の積み重ねがあると、そういう意味では、詳しくは触れませんが、国道もそうありますし、特に東滝川は、国道12号と違います。国道12号は、国がつくった道路であります。しかし、旧十勝道路、現在の国道38号は、国がつくった道路ではありません。地域の方々が労力奉

仕をして、つくった道路であります。私は、拠点性の事業手法はさまざまあるというふうに思いますけれども、拠点性を確保するということが極めて重要な滝川発展のキーワードだという認識を持っておりますし、それではこれからどんな拠点性を確保するのかというと、もうないです。空港をつくらうと、なかなか難しいから、航空公園をつくったわけであります。そういう意味では、今まで整備された拠点をいかに地域として活用していくのかと、この活用の知恵による拠点性の確保ということがこれからの大きな課題になってくるというふうに思います。新幹線が札幌まで来たときに、旭川まで延ばそうという話に当然なるでしょうし、そのときに滝川はどうするのだという問題はあられるかもしれませんが、先ほど申し上げたようなことを基本に進めるべきだというふうに思います。

#### ◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

井上議員。

○井上議員 わかりました。それで、次の項目に移りたいと思いますけれども、地域おこしなくして滝川市の発展なしということのタイトルになっているわけですが、市長は常に選択と集中というような考え方で市政運営を進めるということなのだと思いますけれども、今日本においては東京一極集中、北海道は札幌集中と、地方都市においても集中ということが格差を生んでいるということもまた事実です。その辺の考え方について、昔吉岡市政のときには市政方針の中にも均衡あるまちの発展という言葉が出たのです。今は、そういう言葉は余り出ないです。だから、その辺の考え方。そして、格差ということは何が格差かといったら、やっぱり一番大きな格差は情報格差なのです。私は、新政会の行政視察で名護へ行ってきたのです。名護へ行ったら、皆さんご存じだと思いますけれども、国際情報通信金融特区なのです。結局情報がきちっとなっていれば、距離はなくなるのです。だから、岸本市長が今はお亡くなりになりましたけれども、その時代にこの特区構想をやったのです。情報の格差をなくすために大阪以南の情報インフラを整備して、情報特区で大変な企業がどんどん今張りついてきています。若者の2,000人の雇用環境をやるということをやっていました。これは、地方においても地域においても同じことだと思うのです。だから、私は東滝川だけのことを申し上げるわけではありません。ISDNのインターネットのスピードとADSLのインターネットのスピードでは、100倍違うのです。ところが、NTTは商業的な感覚で、200人ぐらい利用者がいなかったらできないということだったのです。けれども、情報格差が地域格差を生むということは、厳然たる事実なのです。そこで仕事できないのです。だから、私は、きょうは町内会の人も来ていますが、必死になってやったのです。そうしたら、ADSL、550戸で200戸のインターネットを使う人がいるというのは、これは難しいことですが、それができたのです。だから、そういう格差を生じないような施策を全市的にやるべきでないかというふうに思いますけれども、市長の考えをお伺いしておきたいとします。

○議長 市長。

○市長 ご質問にもございましたけれども、これまで全国総合開発計画、国の基本の中に国土の均衡ある発展というのが必ず表現として出てまいりました。現在の国の計画の中には、国土の均衡あ

る発展というのは一言も書かれておりません。国土の均衡ある発展は、これからの日本のためには進めないということです。したがって、発展する地域は大いにその特性を伸ばしましょうと、それが日本を引っ張っていく原動力だという発想だというふうに思います。そのせいかどうかよくわかりませんが、三位一体改革及び現在の経済の状況というのは、ご質問のありましたように大都市が発展し、地方が疲弊するということでもあります。これはいかなるものかということで、地方は立ち上がっているわけでありすけれども、安倍内閣によってこちら辺の方向是正がなされるということを私は期待しているものであります。しかし、国も大きな赤字を抱え、市町村においても財政の運営が難しくなり、今までどおりすべての施策をバランスよく、レベルを高くというのは難しい状況になってきたのは周知の事実であります。したがって、選択と集中というのはやむを得ないその施策の基本方針だというふうに思います。

しかし、私は、国がそういうふうになってきているから、滝川市のまちの中もそういうふうになっていいなんていうふうに考えているわけではありません。旧江部乙町地域、旧滝川地域、そしてその中でも東滝川地域、私はそれぞれの地区が均衡ある発展を図らなくてははいけないと。どこか一番人口が集中しているところにそういう地区の人口も吸収して、小さくしようという考え方はありません。それぞれの地区がバランスよく発展しなくてははいけないというふうに思います。しかし、世の中は高齢社会であります。その地区が広く広がっては、不便になるというふうに思いますし、低成長社会でありますから、維持管理するのに低コストでやらなくてははいけません。さらに、子供もだんだん少なくなってくるし、人口減少社会であります。そういう新しい世の中を迎えるに当たって、効率的な地区をつくるためにはどうしたらいいかということを考えて、手を打っていくというのが極めて重要なことだというふうに思います。

○議長 井上議員。

○井上議員 時間が余らないので、次に移りますけれども、東滝川地域ビジョンを考えるという大きな項目で、人口の話が今出ましたけれども、約10年前、平成7年と平成17年の国調で調べたら、人口は若干150人ぐらい減っているのです。ところが、戸数は若干ふえているのです。子供さん、小学生の子供さんが、10年前に90周年をやったのですけれども、156人、それが現在53人です。100名以上減っているのです。急激な少子高齢化が進んでいるという背景の中で、危機的な意識もありまして、みんなで地域のことを考えようやということで立ち上げたのが地域ビジョン懇談会です。お金は、一銭もあつたわけでもないのです。やっていく中で、まちづくりの振興にそれぞれ支援する協会もあるのです。北海道地域活動振興協会というのがあって、そこに補助金を申請したら、市のご努力もありましたけれども、当たったのです。空知で2カ所だけです、大体1カ所ですけれども。そんなことで、7月の17日に立ち上げて、12月の7日ですか、月1遍ぐらいの会合を持って、地域ビジョンを考える東滝川組、組というのも非常に意味があつて、市政と市民との協働という意味で組ということにしたわけがございますけれども、いずれにしてもそういう背景の中でこれができたわけでございます。

これをやっている中で、いろいろなことが浮き彫りになってきたのです。その一つは、規制を外すことによってまちの発展の可能性と書きましたが、これはどういうことかという、ニュータ

ウンこすもす、平成元年からやったのです。私も総括理事でこれに携わったわけでございますけれども、あそこに150戸の住宅団地ができたのです。これは、考えてみたら大変なことなのです。市長が滝川市発展のキーワードの2点目に、公共事業と民活が調和したとき滝川市は発展すると、まさしくそのとおりなのです。そういう中でやって、あそこのニュータウンこすもすができたのです。なかなか大変な事業だったです。百何十回も会合を持ちました。そこで、私が言いたいのは、コスモス団地を拡大しようと思ったら、土地がないのです、白地が。全部農振がかかっているのです。そういう中で、農振地域を外さないと、これは発展しないです。固定化してしまうのです、まちが。だから、その辺のことを考えないと、そういう意味で規制を外すという言葉を使っています。

それと、もう一つは、時間がないのでまとめて質問しますけれども、インターチェンジ周辺の土地利用の見直し、これは東滝川地域ビジョン懇談会の17ページに航空写真入りで載せましたけれども、これは先ほどの交通の拠点性の話を持ち出すために出したのですけれども、これはまさしく滝川の発展が交通の拠点性から出ているという中では、旭川、大体30分で行きます。札幌は45分だ。その流通団地がもう90パーセント埋まったのです。これは、やっぱり拠点性からなのです。だから、この流通団地の周辺の土地利用ということが市長が言っていることとびったりなのです。そのものなのです。だから、これからの大きな視点はここに持ってこなければならぬと。これは、かつて流通団地以北に農村活性化土地利用構想というのがあったのです。約45町歩です。そういう中で、それを流通ゾーンとして活用してはどうかということで、そういうことがあったのです。それは、道の認可ももらっているのです。そういうところまできているけれども、実際の事業はできなかったのですけれども、これは私はやるべきだと、この周辺。それに関して、この二つに関して市長の見解を求めたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 農業振興地域は、国民の食料を提供する、生産するという意味で極めて重要な位置づけを持っているわけであります。そういう意味で農業振興地域をつくって、公共農地についてはできるだけ除外しないで保全しようという制度をつくってきたわけであります。それでも、食糧自給率40パーセント、世界の先進国の中で最低であります。しかし、そういう農地は保全が第一ですけれども、その都市の発展、都市的発展のために都市的土地利用を進めることがいいことだというふうになったときには、やっぱり除外されていくわけです。その除外は、やっぱり条件があって、極めて慎重に審議されて行われていくわけであります。私は、この滝川市全体において都市的発展を進めるためにやむを得ない最小限度の都市的土地利用というのは、先ほど申し上げたような観点から、決断すべきときは決断しなくてはいけないというふうに思いますが、慎重であるべきだというふうにも同時に思います。

それから、流通団地に関連してであります。インターチェンジがあそこにでき上がる。したがって、流通機能を持つべきであると、流通機能は北海道の事業としてもやってもらうけれども、滝川市の事業としてもやろうということで、滝川の土地開発公社もあそこに流通団地の造成を行ったわけであります。当時計画したときは、大谷地がいずれ満杯になってパンクするであろうと、そのときには岩見沢の流通団地、滝川の流通団地というのがこういうふうにならなくて、計画されましたから、

さらにこれを拡大するべきだというふうな構想が持たれておりました。それは、やはり背景に石狩湾新港及び苫小牧東部地区開発というのがあったというふうに思います。これがちゃんとやっていたら、恐らく滝川の流通団地はインターチェンジぐらいまでばっと拡大されていたでしょう。ところが、大谷地もそれほどどんどん入るということにならない、岩見沢の流通団地も売れ残っている、滝川の流通団地も売れ残っているという状況であります。したがって、今後どうするかということになりますと、私は分譲率が95パーセントくらいになったときには次の計画ということを入念に入れておかななくてはならない。しかし、その流通団地がどういう形で機能していくのかという北海道全体における動向、そして滝川においてその事業に取り組んでいいのかどうかという判断、そういうものの事前の調べはやっておいて、95パーセントぐらいになったときに、さてそういうプランをどうするかという判断をする時期だというふうに思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 時間ないのですけれども、今そういう答弁来たから、この件について再質問しますけれども、林さん飛んで申しわけないけれども、吉岡さんのときに80パーセント販売したら、あそこを拡大すると言っていたのです。これは平成3年ごろで、地元もそういうふうに思っていたのです。それで、今95パーセントという話なのですけれども、そうしたら今現在何パーセントなのですか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 中空知流通団地については、今90.59パーセントの分譲率になっております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは次、住宅政策と人口問題ということで、これはどこもそうかもしれませんけれども、農家の方には今はもうほとんど数えるぐらいしか子供さんがいないのです。開発された住宅団地も20年たったら、本当に少なくなるのです。今子供さんが多いのは、公営住宅なのです。だから、公営住宅というのも政策的に僕はやるべきだと思うのです。まだ全然やりたくもないときに、当時私はまだ出ていなかったのですけれども、前の議員さん、社内議員さんのときにここに住宅団地つくって、ほとんど今はやっていないです。だから、公営住宅の関係もやっぱり考えた方がいいのではないかなと。政策と人口は不可分の関係にあるのです。その辺の関係についてご答弁をお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ほんの一部の都市だけが人口が増加し、しかしそれも今後どうなるかわかりません。ほとんどの地域が人口が減少する。そういう中で、公営住宅による人口誘導を政策的に行えと、なかなか難しい課題であります。ただ、東滝川は、人口の割合に比べれば公営住宅比率というのは決して少なくはないのです。それから、大きな団地もありますし。小規模団地というのは、これから廃止していく方針であります。大きな団地は、やはり残していくと。公営住宅についても、全体的には縮小傾向の計画をつくらうというふうに思っております。公営住宅、最近周辺の地域における実態は皆さんご存じだというふうに思いますけれども、公的住宅がふえればふえるほど固定資産税が少なくなるのです。だから、なかなか大変なわけでありまして。公営住宅については、民間住宅がかなり力を持ってまいりましたから、民間でできることは民間でやっていくという方針の一環として、計画的には縮小傾向にしたいというふうに思っておりますが、一定程度必要なものは整備をしていきたいと。老朽化

した公営住宅については、大規模団地で賄うか、もしくは廃止するかということでありますけれども、ぜひ東滝川の皆さんには、ここまでしっかりとしたプランをつくったわけでありますから、この地域における先駆的な公営住宅のあり方ということについて十分議論をしていただいて、さてどうすべきかということについて少し考えていこうではありませんか。

○議 長 井上議員。

○井上議員 それでは次、道立花・野菜センターの関係です。このビジョンを推し進めるに当たって、各地域にある団体等とも懇談をする場面をつくったわけですが、その一つが道立花・野菜センターでした。これは10月31日にやったわけですが、花・野菜センターの場長も出席しておいたのですが、新規就農者研修が実施されていて、その研修者の七、八割は農業後継者で、そのうち三、四名は新規就農を希望する者だと。そして、新規就農も今はお金を結構持っているという話なのです。具体的には、4反か5反あれば就農できるのだと。それで、希望している人が結構いるというのです。ところが、滝川の受け入れ態勢が余り芳しくないのだという話なのです。私も愕然としたのですが、地元の花・野菜センターがあって、滝川との連携が何でできていないのかなど。芦別や北竜が受け入れ態勢が進んでいるということを我々の前で述べられたのですが、私本当に情けなかったです。滝川で受け入れる態勢というのをきちっとつくらなかつたらだめでないかと。花・野菜センターは滝川の財産でもあるし、もっともっと密接な連携をとる必要があると思うのですが、今住宅の定住対策が叫ばれておりますけれども、身近にあるところをきちっとやるべきだと思うけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 今1名、滝川の関係では花・野菜技術センターの中で技術を身につけるための研修をやって、滝川で農業をやろうということで一生懸命頑張っている方がいらっしゃいます。その方もここだけで勉強しているわけではないのです、ここだけで勉強していて農業がばつとやれるだけ簡単なものではありませんから。この方は、施設園芸でトマトをやろうという方です。今トマトの生産組合の組合長さんのところに去年からずっと行って、一生懸命実践的な農業のやり方ということで取り組んでいただいているわけであります。つまり行政が窓口をつくるかどうかということも一つは重要なことであります、そのために窓口もつくっているわけでありますから。しかし、農家の皆さん方が自分の子供のように、農業者として一本立ちできるように勉強させていただける場面もなくてはならないわけであります。そういう面では、やはり力を入れていく必要があると。ぜひとも農業者の皆さん方にもご協力をいただきながら、それを助長する制度のあり方ということも今後、新規就農生も多いわけでありますから、考えていかなければいけないというふうに思います。ただ、あわせて、あんな立派な試験研究機関があるのに、この地域における花、野菜の生産というのはなかなか進まないのです。これもやっぱり大きな課題なわけです。ぜひとも東滝川において、地元の研究機関でありますから、花、野菜、施設園芸を中心としてやっていこうではないかということになり、農業者の皆さん方も我が子のように受け入れて、技術指導をし、そして花・野菜技術センターもしっかり研修をさせると、そういういい関係が進んでいけば、また滝川の農業と魅力の大きな発展につながるというふうに思います。

○議 長 井上議員。

○井上議員 今の話ですけれども、東滝川でもあそこでメロンの研修をして、私の町内ですけれども、メロンを本格的にやり出した。農協の元職員だったのですけれども、そういうふうに関連をとってやっておられる方もいるし、またそのことは非常に大事だと思います。

次に、農業大学校誘致の関係なのですけれども、この件に関しては私は高橋知事の公約だと思うのです。これは、平成17年に「コミュニティの歩み 東滝川」というのをつくって、東滝川のあらゆるコミュニティをここに歴史的に集約した本なのですけれども、これの中に私は今の花・野菜センターの青山場長に登場してもらったのです。そこにどう書いてあるかといったら、平成15年に就任した高橋知事は、青年農業者教育の一層の充実のために農業高等専門学校を設置を公約とし、現在この公約に沿って農業大学校の学校教育法に基づく専修学校化への準備が進められておりますと。これは、道議会議員が言っているとか、そういうことではないのです。担当者が言っているのです。こちらの花・野菜センターの窓口にいた人なのです。この中で言われている中で、私は、去年の1月10日に経済建設常任委員会があったわけですが、これを通告質問したのです。どうしてかといったら、その前の年の暮れに道議と話したときに、道は1,800億の赤字を抱えていて、すべて新規事業は凍結だと、だからこれはだめだと、こういう話だったので。ちょっと待ってくれと、何ぼ何でも、こうやって市長も言っている、道議も言っている、そしてこうやって出てきた農業大学校をそう簡単に凍結されたら困るのではないかと、何とかしてそれを存続する運動をすべきでないかと。市の中でも期成会ぐらいつくってやるべきだという話をし、道とも連携をとっていたのです。そういう中でいろいろ動いていただいて、その調査費的なものがついたというふうに聞いているのですけれども、田村市長の滝川を元気にする政策提言の中にこのことが一つも出てこないです、農業大学校に関して。これは概略だというから、次のページに、次の段に出てくるかどうかわかりませんが、これはきちっとやった方がいいです。ちょっと見解を。

○議 長 市長。

○市 長 私たちにしてみれば、信義に反するという思いもありますが、当初計画は高橋知事の公約は平成16年2月、道立農業大学校を専門学校に転換する。あわせて、稲作、園芸コースをどこかにつくるといふ、それは19年度ぐらいにつくりたいというプランでありました。しかし、こういうものは、表に出てくれば誘致合戦が進んで収拾つかなくなるということが常でありますから、私どもは深く潜行して、この花・野菜技術センターで拡充してもらおうよということによって一生懸命やってきて、それなりの理解、納得をいただいていたというふうに思いますけれども、しかし平成17年11月、新しい行財政改革が北海道でプランが打ち出されたわけでありまして。こういうプロジェクトだけでなく、大型のものは一切やめたということになった。その巻き添えを食ったわけでありまして。したがって、これはどんでもないことだということ、18年度、19年度というのはさまざまな理由で難しいかもしれないけれども、プランをつくることを継続する意味で18年度、とにかく調査費だけでもつけるべきということをお願いしてきた経緯があります。これもなかなか難しかったです。しかし、何とか理解、納得していただいて、関係者の皆さん方のお力もいただいて、調査費が確保されたわけでありまして。19年度はどうなっているのかということ、これは骨格予算であります。だ

から、6月補正に盛り込まれるのかどうか、私どもは皆さん方の力をかりて、6月補正にこの調査費をやっぱり計上させるように力強く要請をしていかななくてはいけないというふうに思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは次、旧滝川畜産試験場跡地の有効利用ですけれども、これは私が議長をしていた平成9年ごろですか、道に要望意見書が出されたのです。私も副知事と会っております。正確には825ヘクタールあると、滝川管内が643ヘクタール、赤平が182ヘクタール。後楽園球場が170個入るぐらいの広大な面積で、道央圏の交通利便のところにこれだけのものがあるということは大変な宝なのです。それで、これの活用、これの有効利用というものが滝川市の発展を大きく左右する問題だと思うのです。だから、その辺に関して当時利用に関する中間報告が1回、平成14年の3月に出ているのですけれども、私はこれをどんどん進めるべきだと思うのですけれども、そしてまたこの環境の世紀に環境にかかわる提案なんかもいい提案がなされているのです。だから、ここをどんどん道と連携してやっていく必要があると思うのですけれども、その点について市長の考えをお伺いします。

○議長 長 市長。

○市長 畜産試験場の畜産の部分が集約をされ、花・野菜技術センターが新たに立地されるという段階で、地元としてはどういうことを希望、期待するのかというお話があったものですから、先ほどの平成14年3月の段階で中間的な報告をまとめて、こういうふうなことにしてほしいという建議をいたしました。基本は、農業公園を中心としたプランであります。ただ、滝川市がお金を出してやるのではなくて、これは北海道が中心となってやってくださいということであります。しかし、バブルがはじけた後の北海道財政ということもあって、これについてわかりましたということで北海道が手がけるという状況に今はないのは事実であります。一方、民間からの用地取得に向けた希望もあるようにお伺いしておりますけれども、今試験用地として活用している、あるいは独立行政法人化するということについての検討もなされているようでありまして、当面は現状維持したいという北海道の立場であります。確かに広大であります、農業試験研究機能が今中心でありますし、これから技術普及部門も一緒になって農業の振興を図ろうという北海道の大きなプランがあるわけでありまして、農業をいかに発展させるかということが機能の中心であって、それが拡大土地利用に結びつくというのが第1に一番いいことではないかというふうに思います。それでもなおかつ余剰地を生じるというのであれば、滝川発展のためにいいプランを立てて、それを実現する道を、土地を持っているのは北海道でありますから、北海道に要請をしていくということが必要だというふうに思いますのと、赤平、滝川に行政区域がまたがる土地でありますから、滝川市単独でああこのことにもいれない。したがって、連携すべきは自治体連携の中にあるいは考えていく必要もあるかなというふうにも思っております。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 時間がないので、ずっと進みますけれども、7番と8番を一緒にやります。少子高齢化の高齢者対策ということで、少子高齢化が先ほど申し上げたようにどんどん進んでいると。ただ、元気なお年寄りもたくさんいると。あと、そういう中でボランティア活動の促進とか、あるいは医療

機関にかかる方もたくさんいるという中で、移動手段、これに関してはいろいろ難儀しているようです、バスの本数も少ないし。だから、その辺に関して地域懇談会でもいろいろ意見が出ておりましたけれども、巡回医療バスだとか、そういうようなものが考えられないのかと。それから、少子高齢化の子供の方ですけれども、子供は先ほど申し上げたようにまた減っていくような情勢にある。ビジョンの懇談会の中では、これに対応する地域の特色を生かした学校づくりというものに取り組みなければいけないのではないかとというようなことをございます。そんなことで、学区の拡大だとか、特別クラスの充実だとか、いろいろとビジョンの中に書かれておりますけれども、市長の見解を求めます。

○議 長 市長。

○市長 東滝川で皆さんが東滝川地域ビジョンというのを作成をされて、それを実現しようということで一丸となっていっていらっしゃる。本当にすばらしいことだというふうに思いますし、こういう地域ビジョンが皆さん方の手ででき上がっていくというのは恐らく滝川始まって以来のことだというふうに思いますから、大変画期的なことだというふうに思います。あわせて、これはいつか申し上げたかもしれませんが、私は神戸の丸山地域におけるまちづくりを通じて、戦う丸山から考える丸山、考える丸山から行動する丸山、そういう表現を引用させていただくならば、戦う東滝川から考える東滝川になったと、考える東滝川から行動する東滝川になったと、こういうこともまた高らかに宣言させていただいて、私どもと一緒に取り組ませていただきたいものだというふうに思います。プランは、実行しなくては価値が上がりません。例えば今ありました巡回医療バスということを考えますのに、東滝川としては、我々はこういう形でやるし、こういう形で協力もするし、どうだという提案をいただいて、私どもはそれを実行するためにはどうしたらいいかということをとともに考えさせていただくと、そういうことがこれからの地域づくりの中で大切な手法になるというふうに思います。総括的な質問でございましたので、総括的にお答えを申し上げます。

○議 長 井上議員。

○井上議員 市長から褒められたので、ついでに言うておきますけれども、この間2月21日に、このビジョンはすばらしいということで、岩見沢からバスを仕立てて来ました、いろいろ懇談をしたいということで、それはいいのですけれども、9番、転作センターの整備充実です。高齢化社会になってきて、座るところから、いすが欲しいとかいろいろ言われているのです。健康と生きがいの拠点というようなことで、この整備充実についての見解を求めます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 転作研修センターの整備充実についてのご質問でございますが、当センターは機能整備及び施設の充実について東滝川の地域ビジョンの中でうたわれております。また、私どもといたしましても、言うまでもなく当センターは地域コミュニティの核となる施設だというふうに認識してございます。また、指定管理者としてたがいまもご尽力いただいております運営委員会の皆さんに深く感謝しております。まちづくり懇談会でもいろいろ今の井上議員さんのお話のことについては出されておりますし、私どもも認識はしておるところでございます。施設としては老朽化しておりますけれども、まだまだ有効に活用できるし、また現在も有効活用されていると、そういう施設であるというふうに思っております。高齢化が進んできまして、座るところからパイプいすに切りかえて、少

しでも楽にいろんな活動ができるようにというお話だと思いますが、これにつきまして私ども今、先ほど申し上げましたけれども、指定管理者として地域の運営委員会の皆さん、ここと常に連携をとらせていただいております。そういう中で、この施設を熟知しております運営委員会の皆さんと我々と知恵を出し合って、皆さん方が利用しやすい、そういう施設づくりにまた取り組んでまいりたいなど、こんなふうを考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 それでは、10番目に移ります。あと2分しかないので、JAたきかわの倉庫のことが書かれているのですけれども、人の財産みたいなものなのですけれども、ちょうど100坪ぐらいの広さがあるのです。昭和44年につくられて、びっとしたものです。中に柱一つないのです。こんなすごいものがあるのに、使われていないのです。それで、軟式野球連盟の森憲明理事長がこれに目をつけて、何とか野球の練習場に使えないのかと。それで、この間2月21日に見に来たのです。そういう中で、こういうことをビジョン懇談会で発信したら、そういう動きが出てくるのです。そうしたら、今度は太鼓もやりたいとか、フォークダンスをやりたいとか、そういうようなことがいろいろ出てくるので、やっぱり取り上げたらいいのではないかというふうに思うのですけれども、市長の考え方をお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 これからのまちづくり、地域おこしは、行動ありきだというふうに思います。このビジョン懇談会の作成経費も、経費は後からついてきた。行動ありきであります。そうすれば、経費は後からついてくる可能性がある。ぜひとも地域においてどういうことがいいのかということいろいろお考えをいただくと、そういう中でその経費はどういうふうに捻出したらいいだろうかというステップが大切かなというふうに感じさせていただきました。

○議長 長 井上議員。

○井上議員 市長の名答弁にごまかされないように、冗談です。あと1分です。11番、農地・水・環境保全向上対策です。今農水省のこれから農政の大転換の中で出てきた経営安定対策の大きな柱であります。その取り組みを東滝川でも第1号で取り上げたのですけれども、これは農業者と非農業者の連携でまちをおこすということで、これは非常に有効な手段だと思いますけれども、これに関して市長の見解があればお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 この制度ができたときに、東滝川地区が他地区に先駆けて、具体的な中身はともあれ、手を挙げようということで手を挙げられて、いろんな議論を進めてこられました。そして、滝川のトップを切って、先日協議会も結成をされたわけであります。そういう意味では、大変敬意を表するものであります。ご質問のように、農地は農業者のためだけではありません。そこでは私たちに大切な食を育て、地域を育て、人を育て、環境を育てていくわけであります。そういう農地を市民の皆さん方と一緒に育てていくということもまた極めて重要なことだというふうに思いますし、ぜひともその取り組みの中でモデル的な活動が東滝川農地・水・環境保全協議会において取り組みがなされることを期待をしているものであります。

○議 長 井上議員、30秒ぐらいある。

○井上議員 大変前向きな答弁をいただきました。特に滝川市発展のキーワードについては、市長みずからの発言ということでもございますし、これを実現することによって滝川は発展するというふうに思いますので、大いに政策提言の中に取り入れられることを祈念をいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

以上です。

○議 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。時間を延長して大変お疲れのところ、最後の質問になりますので、もう少々よろしく願います。それでは、早速入ります。

## ◎1、市長の姿勢について

### 1、教育委員の選任について

市長の姿勢についてです。まず、教育委員の選任について。教育長が不在となって約5カ月が過ぎようとしています。この間は、いじめ問題関係の取り組みや各教育課題、そして教職員の人事などもあり、特に教育長の仕事としては多忙な時期であります。教育部長を初め、関係の皆様方は大変ご苦勞な毎日であったと心より敬服しております。さて、教育長たる教育委員の選任についてでございますが、市長は12月の第4回の定例会、またその前の臨時会の中で、熟慮して最適の中から選任したいと答弁されております。6月の議会の中では選任されると思うわけでありましたが、どんな範疇の中で検討されているのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 教育委員会制度そのものには、全体的には全国市長会を含めていろいろ提言をしてまいりましたし、このままでいいというふうには思いませんけれども、地教行法があって、一部改正されるようではありますが、その中で考えていかなくはいけません。教育長は、教育行政の専門家ではなくてはいけませんから、教育行政の専門家という立場に立って、地教行法が定めた適正な人物を幅広く考えたいと、そのために熟慮しているところであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 教育委員会制度の特性としては、市長からの独立性、そして合議制、住民による意思決定と、こうあるわけですが、合議制という点では、教育委員の会議の中で逐一とまで申さなくても、どのような合議制が行われてきていたのか。それから、前にも一般質問でお話したことがあります。前教育長については教育関係者、教職員の声を実際に聞く態度をほとんどとらない、学校のことについては、校長会を通して聞いて学校の状況は全部把握しているの、一々聞く必要はないと、そういうことを前の一般質問の中でも教育長答弁として言っていたこともあります。そういった教育長が前回選任されて、今のいじめの問題等あったわけですが、そういう教育長に対して市長としては減給等の責任はとっておりますけれども、そういう教育長を選任してきた、そういうことについてはどのように反省されているのか。そこの反省がなければ、次の教育長の選任も私たちとしては納得でき

ない部分があります。前教育長のことを今さらどうこう言うわけではありませんけれども、教育長はみずから退職金も戻され、みずから辞任されたわけでありませぬけれども、その教育長の管理下にあった教育部長、室長等が懲罰を受けながら、前教育長自身は何もない中で辞任されていると、そういうことも含めながら、どのように反省されているのかということを知りたい。その反省なくして次の教育長の選任はあり得ないと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 前教育長についてどういう印象をお持ちかということについては、ご本人は辞任をしているわけでありませぬから、それは差し控えていただくというのが常識的な判断になるのではないかとこのように思います。ただ、滝川市長は、学校の設置者として、あるいは教育長をお選びになるのは教育委員会でありませぬが、教育委員を選任する立場として重大な責任があるというふうに私は思いましたので、その責任はとらせていただいたつもりでありませぬ。いろいろ市民の皆さん方には、そのことについての反応はあるでありませぬ。しかし、私は、全国の中でも極めて滝川市長の責任は重いということで、責任をとらせていただきました。これは、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 前教育長については、社会的な制裁も受けていると、そういうこと等もありますが、そういう教育長を選任してきた、滝川の教育長としてそういう方であったと。滝川にだけは行きたくないと言っている教職員も多くいたわけですから、そういうこともぜひとも……

(何事か言う声あり)

○大谷議員 何ですか。

(何事か言う声あり)

○大谷議員 考えて次の選任に向けていただきたいなと思います。

次に移りますが、私は今の教育委員の方たちはそれぞれが立派な方であると認識しております。しかし、その選考過程でどのようにして決定されるのか。今までのように議会に氏名が上がってきてからでは、人物をどのように確認していけばいいのか非常に難しく、形式的に決まってしまうおそれもあります。後で不満が残るようでは、教育委員になっていただく方にも大変失礼だと思っておりますので、熟慮される段階でいろいろな方、学識経験者、保護者や教職経験者、また各会派の中からも名前を挙げてもらうなど、より幅広い中から検討されていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 私自身の中では、幅広い中での人選を行っていきます。ただ、議会の同意をいただかなくてはならないわけでありませぬ。法律上、議会の同意をいただくための議案は当日配布でもいいのです。法律上は、それでも許されるのです。ただ、滝川の場合は、1週間前に、こういう議案を上程をさせていただきたいということで議案の送付を行わせていただいております。それは、人事案件だけでなく、議会が議決権を行使するすべての議案について、大きく分けると三つの機能でありませぬが、これについて基本的にはそういう扱いをさせていただいておりますので、人事案件だけでなく、すべての案件について一定のお考えをいただいた後に議決していただくと、そういういとまは最小限

とらせていただいているものだというふうに理解をいたしますし、それでは足りない大きな問題については常任委員会、場合によっては特別委員会を設置をして、そのご審議をいただくという方法もあるわけであります。私は、人事案件については、従来の方式で皆さん方に同意、承認をいただける、そういうような努力をするべきだというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 以前には、各会派の中からも名前を挙げてもらったということはあるのでしょうか、聞いたことはあるのですか。会派の中から名前を挙げてもらうというようなことは、あったのでしょうか。

(「それは、市長に対する質問ですか」と言う声あり)

○議 長 議長に聞いているの。

○大谷議員 はい。

○議 長 記憶にありません、そういうことは。

○大谷議員 まず、どんな教育長が選任されるかは、その市の教育を大きく左右するものです。幅広く十分に検討されるよう、いま一度要望したいと思います。

## ◎2、教育行政について

- 1、特別支援教育について
- 2、学校給食費未納問題について
- 3、教育予算について
- 4、学校耐震度診断の結果について
- 5、学校の適正配置について

次、教育行政についてに移ります。特別支援教育について。私は、今まで何度かこの件について質問してまいりました。学校教育法の改正により、2007年度ですから、もうすぐです、今です、4月より特別支援教育が本格実施されるとのことでありますが、目前にして、まだその動きがはっきりしていないわけです。今の状況はどのようになっているのか、質問いたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいま特別支援教育についてご質問いただきましたけれども、19年度からの実施に向けまして、今年度より各学校におきまして校内委員会の設置、コーディネーターの指名、それから校内研修の実施等について、できるところから進めていただきたいということで働きかけてまいりました。これらは、本年度中に各学校でほぼ達成されておりますので、新年度には全小中学校におきまして特別支援教育に係る指導体制を整えることができるものと考えております。なお、これらが円滑に推進されますよう、例えば専門家チームや特別支援連携協議会など、そういった組織の設置など、学校からの要望もございますので、学校が進めやすい状況を整えるべく、早急に検討してまいりたいと考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 指導しやすい環境、状況づくりの中には、人員の確保などもできているのでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 特別支援教育の実施に当たりましては、特別支援教育を担当する教員のみならず、コーディネーターやコーディネーターを中核とする校内委員会や全教職員の共通理解と協働のもとに指導計画や指導方法を工夫して実施することが重要であります。また、議員ご指摘のように、特定の教員に負担が集中することは避けなければならないということも大切なことでもあります。したがって、全教職員の共通理解のもと、全教職員が携わる特別支援教育を進めることができるよう、まずは校内研修会を実施していただきまして、あるいは私どもが開催する予定でございます研修会、あるいは校外のたくさんの研修会がございますので、それらに参加していただきまして、理解を深めていただくことがまずは大事なかと、そういうぐあいに考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 特別支援教育については、その対象となる子供たちに指導内容等、個人個人に特別なプランがつけられると考えるわけですが、実際にたくさんいる学級の中で全体の指導とあわせてそういうことが可能だとお考えなのでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 おっしゃるとおり、LDですとかADHDですとかいう、そういう軽度発達障害という判断は極めて難しく、医療機関のみで行っているということでございます。また、特別支援教育の考え方は、必ずしも診断名が先にありきというものではなくて、児童生徒一人一人が必要とする教育的支援を状況に応じて行おうとするものであります。そのような中、本市におきましては、小中学校の先生方から見ていただきまして教育的支援が必要と思われる児童生徒は、おおむね小学校で55名、中学校で2名、計57名と現在のところ把握しているところでございます。今後教職員の研修が進み、理解が深まってまいりますと、これらの児童生徒数もより多く把握されてくるものと想定しております。先ほどのご質問にも関係あるかと思えますけれども、そういった作業を先生方にやっていただくということは非常に難しい部分もございますけれども、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置など考えられるわけですが、現在のところ地方財政措置がなされるという報道による情報しかない状況でございますので、今後とも詳細な情報の収集に努めるとともに、早期に配置されますよう関係機関に積極的に要望してまいりたいと思っております。それまでの間、当面は介助員や教育相談員の活用も有効であると考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 小学校で55名、中学校で2名と、今回初めて数がそのように出てきたわけなのですが、これは前回言っていたようなチェックリスト等による、そういう選び方によってこの人たちが選出されたということになるのでしょうか。そういうのを受けて、就学指導委員会等でもそれらの子供について特別支援教育の対象である等のいろんな検討がされたと思うのですが、就学指導委員会も通してその数が上がってきたと押さえてよろしいのですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 現在小学校で55名、中学校で2名と申しあげましたけれども、多い学校で二十数名、一般的に1学級に6.3パーセントの子供がいるという発表がありましたけれども、そうしま

すと40人学級の6.3パーセントといいますと2名から3名ということになるかと思いますが。6学級あれば12名、12学級あれば24名と、単純に数字を掛けていけばそうなるわけです。現在のところ、多い学校で二十数名、少ないところではおりませんという学校からの調査結果なのです。したがって、先ほど申し上げましたように、これは研修がどんどん進んで理解が深まりますと、この数字も恐らくはもっともっとふえてくるのではないかなと私どもは推測をしているところでございます。なお、この調査につきましては、各学校でそれぞれの基準を設けてやっていただいておりますので、統一したものではありません。また、就学指導委員会がそれらを診断したということでもございません。新年度において、就学指導委員会がその役割を担うべきなのか、そうではなく先ほど申し上げたように新たな組織を立ち上げて検討していくべきなのか、早急に検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 私は、あくまでも選び出して、選ばれた人たちに特別支援教育を受ける対象者だよというようなことになってはならないのではないかと。子供たちに学級の中で落ちついた環境でわかる授業を目指していくために、少人数学級でそういう指導がされると、そういうことを望んでいるわけがあります。この後全国の学力テスト等もあることから、そういう人たちが学力点が下がるというようなことで分けられると、排除されると、そういうようなことにならないように、あくまでも分離差別するような特別支援教育体制にならないことを強く望んでいるものであります。

次、学校給食費の未納問題についてに移りたいと思います。一番先に、田中議員の方からこれについてございました。それで、ダブる部分については省いていきたいと思っておりますけれども、17年、18年の学校給食費の未納についての状況もわかりました。それで、この未納者に対してなのですが、今までやってきた中では、私も担当したことがございましたが、卒業して、それで払わないでおくとか、そういうことも結構ございました。この後、そういう悪質な保護者に対する法的な手段等をいろいろ検討されていくということですが、卒業していく者に対して引き続いた徴収努力であるとか、また常習悪質な者以外にも、生活が困って、担任や係として相談を受けたときに、状況がわかっているだけに厳しい取り立てというのなかなか言いづらかったという部分もございまして、そういう人たちに対しては、請求するばかりでなく、相談の窓口というのものもないのかなと思うのですが、その点ではこちらに行ってちょっと相談してごらんと言えりような窓口があるのか、お伺いいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 未納対策につきましては、今後におきましても各学校の給食運営委員会と連携をとりながら取り進めていきたいというふうに思っております。新年度から少額訴訟等の対策の導入も視野に入れている学校もございまして。先ほど田中議員さんの質問にお答えしたとおり、教育委員会としてもそれらの法的な問題を含めて支援をしていきたいというふうに思っております。また、ほとんどの学校では、卒業前に家庭訪問あるいは催告状の発付などを強化し、在学中に完納できるように取り組んでいるところであります。また、納付に対する相談につきましては、随時運営委員会等で保護者からの連絡により家庭訪問あるいは電話での相談、場合によっては就学援助の説明というようなことを学校挙げ

て取り組んでいるというところがございますので、特別相談窓口という形でなく、日常的な督促の中で保護者の方と接触をしながら、未納がないような形で取り進めていきたいというふうに考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、積極的な未納者の問題について解決を望むところであります。

次、教育予算について。毎回3月のときには特に教育予算について言っているわけでありまして。今回ほとんどの予算が、骨格予算の中ですが、減額されていると、そういった中で教育費が12.8パーセント増額ということは、市全体で教育施策に真剣に取り組もうとしている、そういう意気込みを感じるところであります。中でも、江部乙中学校の新3年生39人が2学級編制になる。わずかの違いで1学級できていたわけですが、それが市の独自財源の中で2学級にさせていただけるということは大変よかったなど、少人数学級による成果が期待されるところであります。総務文教常任委員会では、2年の中で市内全部の学校を視察しようと、そういうことできたのですが、残念ながら江部乙小中学校の方面はいじめ問題等ありまして、そこだけ残ってしまったわけですが、何とか今期中で行けるような働きかけをしてもらってはおりますが、もしかしたら行けないで終わるかもしれません。視察する中では、校長、教頭の方から、学校の老朽化した部分、改善してもらいたいという部分を詳しく説明していただきまして、みんなで見てきて、本当に学校はこんなに傷んでいるのだなということを実感してきたわけでありまして。見てきた中では、小規模な処理ではおさまらない、屋根の水が漏るとか廊下の張りかえをしなければならないとか、いろいろあるわけですが、最低でもこのぐらいは何とかならないものかなというものでいろいろなものがあります。そして、そんな中で子供たちが毎日多くの時間を過ごしているわけでありまして。教職員団体の方から、毎年教育白書というものを出しております。教育委員会の方にもお話をし、それらについての検討はどのようにされているのか、それらの実態についてどのように思われているのかということをお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校施設の整備につきましては、毎年7月から8月にかけて各学校から学校施設等整備に関する要望事項というものが校長の方から出されますので、それに基づき整備計画等を立てているところです。また、ご質問のように、教職員団体作成の教育白書あるいは教育予算要望なども考慮しております。学校から上がってきますものにつきましては、当然教職員の方とも協議をされているものというふうにありますので、基本的にはほぼ同じような形で学校の方から上がってくる、教員団体の方からも上がってくるということになっております。いかんせん年数がたってきておりまして、修繕箇所も年々多くなるということがございます。これらの要望を踏まえながら、緊急度、危険度、重要性等を考慮し、あるいは直接学校に出向きまして現場を見させていただきながら、優先順位を決めてやっております。基本的には予算の範囲内ということでございますけれども、状況によっては補正等も行いながら適時改善、修繕を行ってきているということがございますので、今後とも学校環境の充実については努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 2年くらい前に、机、いすについて特にひどいものについて対応はしていただきましたが、各学校から、また子供たちからの声としても机、いすを新しくしてほしいという声が大きく上がっております。その後の補充については、どのようになっているのか。また、児童生徒の成長や今に即した教育推進に当たり、新規格が登場しております。旧規格のものは2002年まで有効ということですから、これから買うとなれば新規格のものということになるのでしょうか、その点もあわせて質問いたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 議員さんがおっしゃられたように平成16年度、机はしなかったのですが、ささくれ等のいすの部分について、当時1,137台といういすの交換が必要だということもございました。一般の方の寄附もございまして、平成16年度では850台のいすをかえてきております。その後、17年度、18年度合わせまして179台のいすをかえております。また、17、18年度の、机につきましては458台、天板だけというのもございますけれども、そういうような形の中で当初予算等の中で予算をやりくりしながら整備をしてきております。学校の要望してくる部分に対しまして、整備率といいますか、更新率は25パーセント程度ということでまだまだ低いところでございますが、先ほどありました新JIS規格ということで、A判化に合わせまして奥行きが5センチ広いのが新JIS規格での机ということになってございます。ある子は新JISで、ある子は旧JISと、同じクラスの中で、あるいは学年の中で新旧のJIS規格がまじるということは、非常に難しいというふうに思います。1学年入れかえますと大体400万、全校を入れかえますと3,600万程度の予算がかかるということもございますので、大規模改修等があれば新JISということになりますが、ある程度計画的に行わなければならないということもございますので、今後とも導入方法につきましては検討を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 教室や体育館の照明が暗いというのが何校もありますが、照度の現状について15年から18年度までの照度検査の状況、それから対策はどのようになっているのかを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 照度調査につきましては、残念ながら一部の学校でしか行っていない状況でございます。また、器具につきましては、建設時期の違いから一部照明不足等の見られるところもありまして、学校からの要望も上がってきております。現在耐震診断調査の中で照明設備等につきましてもあわせて調査をしているところでございますので、その中で照度検査を行いながら状況の確認をするということにしております。学校からの要望につきましては、先ほどの机、いすと同様に可能な限り状況に合わせて対応していきたいというふうに思っております。参考までに、平成18年度の照明関係の設備につきましては、教室については第三小学校、体育館については第二小学校、第三小学校、東小学校等につきまして照明設備の改修を行っております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 カウンセラーあるいは心の教育関係など、いろいろ費用がかかっているわけでありませうけれども、子供たちのことを考えまして、備品、消耗品等についても十分配慮いただきたいなど、補正予算等もあることですから、よろしく願いいたしまして、次に移ります。

次、学校耐震度診断の結果についてですが、18年度で第三小学校、明苑中学校、江部乙小学校の診断が予算化されたわけでありませうが、その結果についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 耐震診断につきましては、第三小学校が6月補正、江部乙小学校が9月補正ということそれぞれ予算化をさせていただいておりますが、補助金の交付決定が第三小、江部乙小学校とも12月の14日に交付決定がおりたということございまして、現在12月補正で予算措置させていただきました明苑中学校とあわせまして、その3校とも耐震診断の調査の委託期間につきましては3月の20日というふうになっておりまして、現段階ではまだその結果について残念ながら申し上げる段階ではありません。結果が出ましたら、また改めて所管の委員会等に報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 まだ結果が出ていないということですので、診断に当たっては本当に多額な費用がかかっておりますので、耐震診断結果がどのように生かされるのか、ぜひとも生かされるような方向で進めていただきたいと思うのですが、適正配置等の関連もあると思いますが、どのように生かされるのかお尋ねします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 次のご質問とも関連するかもしれませんが、適正配置の中で、これらの耐震診断に係る結果も含めて市民会議の中で議論をしていただくというふうに思っております。その中で、優先順位等も含めながらやっていきたい。ただ、残りの8校につきましては、ことしの8月とか10月くらいにならないと最終的な診断の結果が出ませんので、その中で結果も含めて総合的に判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 次、学校の適正配置についてですが、タッグ計画の中では18年度までに学校の統廃合について総合的な検討をすることになっておりますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、またあわせまして、19年度で適正配置計画を策定し、21年度着工、25年度めどとあるわけですが、予定どおりに進める見通しがあるのかどうかあわせて質問いたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 タッグ計画の中では、本来は昨年10月からことしの3月、今ぐらいまでかけた中で適正配置について検討していこうということございませう。残念ながら昨年10月以降、いじめ関係の事件もございました。あるいは、耐震診断の部分が全校やれるめどがついたということもありまして、現在では1回目の検討懇談会を2月の6日に開催をさせていただきました。この懇談会の中では、児童生徒を取り巻く社会状況あるいは適正配置を実証していく上で考慮すべき事項等について、

各小中学校における問題、課題等を総合的に検討していこうということで幅広い見地から意見や提言をいただくことを目的として設置をしております。先ほど申し上げましたとおり、本来であれば18年度中に懇談会を終えて、意見、提言をいただきながら一定の方向性の中から計画の策定ということを用意をしておりました。先ほどの耐震診断の結果もこの適正配置に影響が出てくる可能性もあるということから、最終的にはことしの10月くらいまでをめどに時間をかけて懇談会を開催したいというふうに思っております。したがって、10月くらいまでに市民検討懇談会の中での意見集約をして、その後11月くらいに適正配置計画を策定をしたいというふうに思っております。また、計画期間も当初10年間の計画期間ということなのですが、前期5年、後期5年というような形の中で、社会状況に合わせて適正配置も対応できるような形の計画期間というものを想定をしております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 学校の適正配置については、保護者や地域の関心が大変高い状況ですから、こちらの見直し等についても情報等を周知するようにお願い申し上げまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時22分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成19年 3月14日（水）

午前10時00分 開 議

午前11時46分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第53号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	籾 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	末 松 静 夫 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	理 事	谷田部 篤 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	市民生活部長	狩 野 道 彦 君
保健福祉部長	居 林 俊 男 君	経 済 部 長	中 嶋 康 雄 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 部 長	岡 部 豊 君
教 育 部 長	小 田 真 人 君	教育部指導参事	早 瀬 公 平 君
教 育 部 参 事	佐 藤 好 昭 君	監 査 事 務 局 長	山 本 幹 夫 君
病院事務部長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君

総務課長 伊藤克之君  
財政課長 西村孝君

企画課長 舘敏弘君

○本会議事務従事者

事務局長 飯沼清孝君  
書記 寺嶋悟君

副主幹 中川祐介君  
書記 對馬美穂君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、20名であります。  
遅刻の申し出は、井上議員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。  
なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

- 三上議員 おはようございます。公明党の三上でございます。それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。先ごろ読売新聞のアンケート調査がありまして、全国の首長に対するアンケートだったのです。それで、理想のリーダーはだれだということでアンケート調査がありました。その第1位を飾ったのが藩財政を立て直した米沢藩主、上杉鷹山が挙げられたそうです。田村市長も、この4年間財政再建に取り組み、一定の方向性が見えていると私も思っております。次の4年、ぜひ勝っていただいて、滝川の明るい未来が築ける礎となる4年にさせていただきたいと期待しております。それでは、質問に移りたいと思います。

◎1、高齢者福祉

- 1、緊急通報装置サービスについて
- 2、公営住宅における高齢者の住み替えについて

滝川も高齢化率が24.38と、超高齢社会を迎えております。そこで、これまでも高齢化社会に対応したまちづくりということで各分野で進めておりますけれども、きょうは一層の高齢化社会に対応したまちづくりを進めるという観点で何点か質問させていただきます。まず初めに、緊急通報装置サービスの件でございます。この緊急通報装置サービス、これは大変いいサービスだと私も思っております。先日西町で独居の老人の方が亡くなりました。そして、発見されたのが数日後ということで、その方がこのサービスを果たして利用されていたかどうかは私にはわかりませんが、この緊急通報装置サービスなのですが、高齢者の方がぐあいが悪くなったら、ボタンを押すだけで消防署につながるというサービス。これは、各自治体でも取り組まれているサービスではありますが、大変よいサービスということで、まず滝川の現状をお聞かせ願いたいと思います。緊急通報装置サー

ビスの保有台数とサービスを受けられている方の実態をお知らせください。

○議長 市長。

○市長 地方分権の時代であります。かつては幕藩体制から廃藩置県ということでありましたが、地方分権の時代、それぞれの地方自治体の権限を高めていくということでありますから、私は藩財政を立て直した上杉鷹山が期待される、尊敬される人物であるということはやはり地方自治体の自立ということについて国民が極めて深い関心を持ち、そういうリーダーであってほしいというふうを考えているのかなというふうに思いながら、私も上杉鷹山は尊敬する人物でありますから、地方分権に向かって一層確立したものにしたいというふうに思っているところであります。

ご質問でございますが、保有台数については後ほど所管からご報告を申し上げますが、現在119軒に貸与いたしているところであります。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 保有台数でございますが、平成3年にスタートしてございまして、全部では160台ございます。ただ、もうそれから相当年数がたつてございますので、使用できるものが、先ほど市長が申しあげました119軒に配置をしていますけれども、その程度というような状況でございます。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 今119台ということでありますけれども、サービスを受けられている高齢の方、この方々というのはもちろん65歳以上の虚弱の方の独居ということがあると思えますけれども、仮に例えば息子さんが日中いらっしゃらない、そのために日中は一人になるというケースもあるわけです。そういったケースの方々には、現在は貸与されていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 対象者につきましては、市民税非課税でありまして身体が虚弱な65歳以上の方、または一方が60歳以上の夫婦世帯ということですから、日中息子さんがいらっしゃらないとか、そういったケースについては対応してございません。

以上です。

○議長 三上議員。

○三上議員 今説明がありましたように、非課税世帯の方が対象だということで、私もある市民の方から相談を受けました。道市民税を払っているのに、どうして緊急通報装置は申請してもだめなのだという事なのですけれども、そういった方は結構いらっしゃると思うのですけれども、恐らく非課税世帯が対象ということで窓口でお断りされているのだと思えますけれども、今後は弾力的に考えていっていただきたいと思うのです。

それで、2番目に移りますけれども、滝川市の独居世帯数と、その中で不幸にも発見されずに亡くなられている方がいらっしゃると思えます。仮にこの通報装置があつたらば、そのことが防げたかもしれない。そういったことで、滝川の独居世帯数と過去にそういった形で孤独というか、一人で亡くなって、発見されなかったという件数、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市の独居高齢者の数ですが、昨年の8月1日で2,852人です。内訳といたしましては、男性が619人、女性が2,233人となっております。それと、お一人でお亡くなりになられた孤独死というようなことでの表現がございましたが、孤独死という定義というのはなかなか難しいものでございまして、だれにみとられることなく住まいで亡くなった人の統計というのはいません。それで、私どももこういったサービスがどの程度反映されているかというようなことを想定したときに、緊急通報装置ではありませんけれども、例えばヤクルトの友愛訪問をやっています。また、配食サービスなんかもやってはいますけれども、昨年1年間でその配達の折に亡くなっている方が発見されたケースが2人おりました。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 独居の方が2,852人いらっしゃるところで、実際この緊急通報装置を使っている方が119人、もちろんこのサービス自体を知らないで申請されていない方もいるでしょうし、先ほどの道市民税を払っているがために申請できない方もいると思います。そういったことで、2,852人いるということに対して、今現在の保有台数で果たして間に合うのかどうかということをお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 できればこういうサービスは、高齢社会にどんどんなっていくわけですから、対象者もふえてくるし、拡大するのが望ましいというふうに思います。いろんな企業が安い機種も出しているのです。例えば火災だけ対応とか、ガス漏れだけ対応とか、こういうので安い機種もあるのですけれども、広域消防事務組合でやっているのは火災にもガス漏れにも、来てくださいという緊急の急病時なんかの事故通報にも対応できるという極めて汎用性の高い中身であります。それだけにコストもかかるということでもありますから、現状はこういう制限の中でやっております。これからどうするかということですが、これは滝川、新十津川、雨竜町で運営しているのです。ですから、滝川だけがということにもいきませんから、3自治体の中で少し意見交換してみる必要があるかなというふうに思います。それから、今は費用負担は設置費の1,000円だけです。それでは、つけたいのだけれども、費用は払うよという希望を持つ方もいらっしゃるのではないかとこのように思うのです。したがって、この範囲をどう拡大していくのかと。そして、その場合に費用の負担はどういうことになるのかと。かかる費用は全額負担するから、とにかく設置してほしいというご希望をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんし、一方そうなったときに、消防には年間101件の通報があります。そのうち滝川は75件なのです。どんどん、どんどんふえていったときに、消防で対応できるのだろうか、こういう課題も生じてきますから、質問のご趣旨を踏まえながら、どうしていったらいいのかという検討を早急にやりたいというふうに思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 緊急通報装置なのですが、今市長が言われたように民間でもやっているのです。ところが、民間の装置というのは直接消防署につながらないということがありまして、できれば直接消防署につながる装置をお金は少し割高になっても利用したいという市民も現実いらっしゃいます。そうい

ったことで、超高齢社会を迎えた今、こういう制度、サービス自体も弾力的に考えていかななくてはいいけないだろうと思います。老老介護といいまして、年とった子供がさらに自分よりも年とっている親を見るという現実が今そこに迫っております。そういった中で、年とっている子供が介護しているのですけれども、緊急で亡くなってしまうと、介護されている側、親の方は1週間知らないで生き延びていたという現実もあるわけです。そういったことを考えると、この緊急通報装置サービスというのは非常にこれから重要になってくるだろうと考えております。そういったことで、制度的な弾力性を持たせるということで、先ほどの話ではございませんけれども、非課税世帯を撤廃するとか、そういったことが考えられるかどうか、見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 非課税世帯の枠を取り外すとか、そういうことも含めてもう少しトータルな検討をしてみたいというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、先ほどの通報装置なのですが、無線でぴぴっと知らせる装置もあるのです。そういったことも検討されていただきたいなと思います。

それでは次に、超高齢化社会ということでもう一点伺いたいと思います。公営住宅における高齢者の住みかえという問題がございます。10年前、20年前に公営住宅に入居した。ところが、10年前、20年前は、まだ若いから上層階に入居してもある程度対応できたという時代で、10年、20年住み続けると足腰も弱ってきて毎日の生活が大変だといったときに、公営住宅から公営住宅の住みかえというか、移るということがなかなか今は困難な状況であると思います。そういったことで、高齢者に対して制度を弾力的に扱うということを検討されるかどうか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 現在運用の方法としては、中層住宅の階段室タイプ、2階以上に居住されていらっしゃる60歳以上の老人世帯で階段を上るのがなかなかつらいというような困難な場合は、住みかえできているにしているのです。住みかえできているにしているのですが、残念ながら空き住戸が生じないために住みかえが進んでいないのです。したがって、1階において空き住戸ができれば、そういう希望のある方については優先して1階に住んでいただくということにしたいというふうに思っております。ただ、なかなかあかない。それでは、それでいいのかということになるわけでありまして、したがって一つは18年度、19年度で、中層住宅階段室タイプの1階の住戸を高齢者対応とするための段差解消でありますとか手すり設置とか、そのときにそなえてやっているということが一つあります。それでも考えは考えで、成果が上がっているのかといったら成果は上がっていないわけですから、これどうしたらいいかなど。出ていってほしいというのも、これもまたなかなか難しい話でありますから、何らかの形で住みかえが促進されるような、そんな対策がないかなどということで今知恵を絞っているところであります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 もう一つの例として、同じ棟に1階は若い方、3階は高齢者の方ということで、居住者同士で例えば合意するのであれば、ほとんどめったに合意するということはないのかもしれない

れども、合意することがあれば、それは住みかえがオーケーというようなことも考えていくべきだろうと思います。

## ◎2、予防検診

### 1、脳ドック検診

### 2、妊婦無料健診

次に、予防検診について質問させていただきます。脳ドック検診について助成をされてはどうかということで伺いたいと思いますけれども、脳ドック検診自体は約4万ぐらいかかるそうです。それと、脳ドック検診は無症状の人を対象にMR I、MR Aによる画像診断を主な検査とするということなのですけれども、寝たきりになる要因の1番目が脳血管障害による寝たきりということが多いそうなのです。そういったことを考えると、事前に、働き盛りの方も含めて脳ドック検診を受けられる受けやすい環境づくりが必要かなと思います。そういったことで、脳ドック検診に対する助成を今後検討するかどうかの見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 脳血管疾患が多い。したがって、脳ドック検診の有効性はご指摘のとおりあるというふうに思います。ただ、滝川市は今どういうところに重点を置いてやっているかということをおし上げますと、予防可能な生活習慣病の早期発見ができるような基本健康診査を重点にやっているのです。この健康診査の結果に基づいて、脳疾患の原因となるような血圧、高脂血症のコントロール、あるいは糖尿病等の早期発見、早目の指導、そういうことは徹底されることがまず第1に重要だというふうに思っております。現在の基本健康診査の受診率は、40パーセントであります。このうち血圧や高脂血症、糖尿病の要指導、要医療者は、50パーセントであります。今後40パーセントの受診率は、何とか60パーセントぐらいまでに上げていきたい。それから、今は50パーセントですけれども、要指導率だとか要医療率だとかを、これを現状の50パーセントからさらに下げていくような、そういうような体制で進んでいきたいというふうに思っているところであります。脳ドック検診の有効性は認めたいというふうに思いますけれども、今何を重点にしてやらなくてはいけないのかということになれば、そういうことをまず重点に置いてやっていきたいというふうに考えるところであります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 脳ドック検診は、市民も助成については結構望んでいるようなので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思います。

それでは、予防検診の2番目なのですが、先ほどは超高齢化社会に対応したまちづくりということで伺いました。それに対局するものは、少子化対策という部分が挙げられると思います。そこで、妊婦の無料健診について伺いたいと思います。妊婦さんが健診を受けるのは、出産前までに大体14回ぐらい、費用として10万ちょっとかかるらしいのです。それで、先ごろ厚生労働省から通知があったかと思いますが、無料健診の助成については5回程度が望ましいというふうに通知されていると思いますが、その通知があったかどうか、まず伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 厚生労働省からそういった通知がございました。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 その通知があったことに対してこれから検討されるのでしょうかけれども、政府は少子化対策で06年度で330億円、07年度で700億円の交付税措置をされているそうです。そういったことで、徐々にではありますけれども、少子化対策にもかなり力を入れてきていると思いますので、妊婦無料健診をぜひ拡充していただきたいと思うのですが、厚生労働省の通知を受けて、今後どのような形で進むかをお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 前段地方交付税措置ということについてお話し申し上げたいというふうに思うのですが、三位一体改革の中で補助金を削減しようという方針が一つであります。補助金削減されるわけです。削減されて、補助金がなくなるのもありますし、それからこれは地方交付税で措置するというのもあるのです。ただいまのご質問は、補助金から一般財源化、地方交付税措置をされて、その地方交付税の措置されている額を増額いたしますという話です。妊婦無料健診ということだけでなく母子保健全体の地方交付税措置を高めますということです。各省庁がそうなのです。補助金がなくなったのか、いや地方交付税に入っていますと。ただ、地方交付税は、全体的にがっばり下がっていますから、今まで入っていたものを除外していくとか、入っています、入っていますと言うけれども、全体的にがっばり下がっているから、本当にお金が来ているかどうかわからないのです。地方交付税は、一般財源として固定的に使うものではない、それぞれの自治体の決断によって使われる性格のものでありますが、しかし国民の皆さん方はお金来ているではないか、なぜやらないのだということがこれだけではなくて全部に出ているのです。こういう事情が一つあるということをまず前段ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、妊婦無料健診のことについては、平成16年度までは1回分の無料助成券を出させていただいております。17年度以降、生活困窮世帯、つまり非課税世帯を除いては無料助成券というのを中止をさせていただいたという経緯があります。それは何かといいますと、昭和49年からのことでありますが、14回かかるということで、早期の妊婦健診の受診を促さなくてはいけないということで、お医者さんにかからない妊婦さんがいらっしゃるものですから、これはやっぱりかかっただいて、健康な子供を産んでいただきたいということが目的で創設されたものであります。そのことによって、異常の早期発見だとか安全な分娩で子供さんを産んでいただくということでスタートいたしました。どうなったかという、早期妊娠届け率も94パーセントと高くなって、ほとんどの皆さんが14回から先ほどご質問のありました15回ぐらいお医者さんにかかるということになりましたので、子育てとしてはもっとトータルなことでやる必要があるのではないかとということでタッグ計画にも盛り込み、予算という形で市議会の皆さん方にも提案をして、17年度から生活困窮世帯を除いては中止したという経緯があるのです。ところが、先ほどご質問のありましたように、国はこれをさらに回数を高めようではないかと、地方交付税に増額しましたからと、先ほどのようなことはありますけれども、そういう考え方を示したものですから、これは困ったなというふうに思っております。そこで、私としては、国としてそういう方向にいくのであれば、滝川市としても何らかの形で健

康な子供さんを安心して産んでいただくための支援の制度というものは、やっぱり考えるべきだなというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、少子化対策の明るい見通しがあると私は判断させていただきました。2期目に向けて、市長にぜひ勝ち抜いていただいて、滝川の未来の礎となる4年にしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議長のお許しが出ましたので、これより一般質問をさせていただきます。早いもので12年がたちました。井上議員から見たら半分にも満たない年数ですけども、十年一昔を過ぎたわけです。前回から新たな立場での質問を行う、こういったことにもなりましたけれども、ぜひまたこの場で滝川市民の皆さんのいろんな思いを市長や、そして教育長にぶつけていきたい、そんな思いを込めまして一般質問をさせていただきますと思います。

#### ◎1、すべての人が健康で安心して暮らせるまち

##### 1、子育て応援の充実について

##### 2、高齢者福祉の充実について

それでは、1件目、すべての人が健康で安心して暮らせるまち、子育て応援の充実についてを伺いたいと思います。市長が示されました予算大綱の説明の中で、子育て応援の充実という項目があります。その中で、子供に関する施策を総合的に推進するため、子育て応援課を設置しましたと、こういうふうになっていて、こういった子育て応援課ができたということは本当に望ましいことだなと、そういった気持ちで受けとめました。ここの前段にも書かれていますように、他市と比べてすぐれた施策をしてきている部分があるということは十分に認めているわけです。その一方で、保育料問題について市長の思いを変えていただきたい、そんな思いでの質問です。一昨年、保育所に入れられている保護者の方たちが段階的な値上げがされるということで、これは大変という、そういう思いで寒中署名活動を行い、これが一定反映された形で補正予算が通りました。ところが、昨年は、また段階的値上げという形で通ってしまいました。そして、19年度の予算に向けては、残念ながら昨年通った段階的な値上げ、そして19年度の新年度からは3歳児という枠が外され、3歳未満と3歳以上児という形で保育料が設定されてきております。こうした中でも、現実に保育料について子供さんを多数預けている方たちへの新しい施策が盛り込まれたということについては、評価したいと思います。ところが、ぜひ見ていただきたいのは、値上げになる前の平成16年と比較して、この値上げの方針がそのまま通ってしまうと平成21年度にはどんなふうになっていくのか。例えばDの5ランクの方たちですが、新しい税制配分の中で7万2,000円以上9万円未満の税金が取られる段階ということになります。この方たちが16年の改正前までは2万7,000円だったものが平成21年度には4万1,500円、月に1万4,500円ふえる、こういう形になってしまいます。今ある段階を国

の設定の7段階にすることにより、こういった細分化された段階が廃止されることによって段階の税額の境目にいる人たちがかなりの負担増になっていく、こういう現実があります。今の子育て世代の方たちの雇用の状況から考えて、必ずしも正職員という立場でご夫婦が働ける、そういった労働環境にありません。子育ての経済的な負担は、あらゆる面でかかってくる世代とも言えます。そういった中で、タッグ計画の財政的な改善という面で見れば一定の目標を達成しているということもかんがみますと、この保育料をもとに戻せとは言いません。現状の水準で据え置く、こういったことを多くの市民の皆さんが今要望されていると私は思っています。こういう点で、こうした未来を築く子供たちにとっての施策で市長は保育所に預けていない、幼稚園に預けていない、そういった子育てをしている方たちへの施策の充実も含めてやっているわけですから、子育て応援課もつくり、ここに重点を置こうとしている市長だからこそ、この保育料をぜひこのままで据え置く、こういったご決断をしていただきたい、こんなふうに思っている質問で、市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 保育料は、決して安くはないというふうに思います。と同時に、保育料の設定は応能制と応益制をあわせ持った応能応益制で設定をされているというふうに思います。ただ、応能制に重点が置かれているのかなというふうに感じますけれども、そういう意味では所得の高い皆さん方は負担感というのが高くなるというふうに思います。ただ、国が定めてきた基準をまだお金のある時代は市民の税金、皆さんの税金をつぎ込んで保育料を安くするということが可能だった時代があるというふうに思います。しかし、これほど地方財政が厳しくなるとなると、なかなかそういうこともできなくなってくる。したがって、できるだけ国の基準、国の考え方に近づけさせていただく。しかし、一気にできないものですから、これを4年で段階的に改善させていただきたいという提案をさせていただいているわけでありまして。それでは、一体市民の税金が本来のルールよりもどれぐらいつぎ込まれているかというふうに申し上げますと、これが超過負担というやつであります。平成15年度で9,600万円、市民の皆さん方の税金をつぎ込ませていただきました。もちろんこれは、保育料を安くしている部分もそうでありまして、それから私どもが直営でやっていますから、すべて直営でやってきたので、公立保育所です。したがって、コスト高というものがある。この両方を改善しなくてはいけないということで、社会福祉事業団に管理運営を委託する、あるいは保育料をそういうふうに変更させていただく、そういうことで改善にかかっているわけでありまして。それでは、平成18年度見込みはどうなるのかといいますと、今のところ平成15年の9,600万円は4,500万円になりそうでありまして。市民の税金を保育所のためにつぎ込んでいくと、ルール以上につぎ込んでいくと、こういうのは着々と改善をされている。私は、超過負担がゼロとは言わないまでも、相当程度少なくなっていくと。そういう段階で、保育料はどういう保育料にしたらいいのかということはその段階で考えていかなくてはならない。恐らくそういうときには、かなり保育料の減額ということも出てくるのではないかとこのようにも考えますけれども、そういう段階で新たな保育料体系ということについて考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長の答弁の国の基準と超過負担ということとのかかわりについては、これまで何度

もこの問題がいろんな方たちも含めて論議されましたから、聞いています。そのことも十分知っている上で、それでは他の子育て施策が国のルールに基づいてやられているのかと聞いたら、違います。国のルールでこれをやれと決めていること以上にやっている子育て施策も、滝川ではたくさんあるわけです。こういったときに、市民の声がたとえ4,500万円の超過負担でも、私は財政が本当に逼迫して今どうにもならないと言っているときであれば、こういった質問もしないのかもしれませんが、でも、予想を超えたというふうに言っているのか、計画を超えた財政的なタッグ計画の見通しが出てくるとき、確かにこれからどうなるかわからないという状況を抱えているということは十分知っていますが、こうしたときには私は保育料の据え置きということは市民的に合意を得られるというふうに思っているのです。その辺、市長としてこの超過負担は税金の使い方として市民的な合意は得られない。やっぱり段階的値上げの方が市民的な合意が得られると、こんなふうに思っているのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 保育料の改定は、活力再生プランを通じて市民委員会の皆さん方、そしてまちづくり懇談会等を通じていろいろ議論をしていただいた。その結果として、改定すべしということであります。それは、負担を求めるものでありますから、反対される方もいらっしゃるし、それから賛成いただく方もいらっしゃるというふうに思います。私は、活力再生プランは、そういう手を踏んで、しかも議会の議決を経たものではありませんけれども、議会の皆さん方のご意見も反映していただいて市長が決定したものであります。私は、子育て支援施策については、いろんなところで私が参加しない場面でも滝川市の子育て施策は大変充実しているというふうに多くの皆さん方の評価をいただいているというふうに聞いております。私自身もまた、かなり子育て支援施策は充実しているまちだというふうに思っておりますが、それはトータルとして子育て支援ということを考えていかななくてはならないというふうに思います。保育所に行かれない子供さんたちもいらっしゃるわけでありまして。トータルとして子育てのしっかりしたまちにする、そういうことが必要であり、そしてやはり超過負担というのは解消しなければならないというふうに思います。活力再生計画は、個々のこの部分にとって反対ですか、賛成ですかと聞いたら、負担をふやすという提案はほとんど皆さん反対されるのではないのでしょうか。しかし、私はまちを運営していくというのは、そういうことではないと、全体としてこういうプランで進めさせていただきけれども、いかがでしょうかとご意見を聞いて、全体として改善すべきものは改善していくと、そういうバランス感覚のある都市運営が重要だというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 タッグ計画が決まるときに市民委員会が開かれていたのは、その時点では保育料の値上げにすっきりと賛成するというのではなくて、1年目は1年目の保育料改定ということでの補正予算が通ったということで、18年度からというのは新たな保育料について考えるというふうなことでのタッグ計画だったというふうに私は思っているのです。そういう点で市民委員会が保育料の段階的値上げに賛成したというふうな認識は私は持っていないのです。そういう認識の違いがあるのかなということと、私は充実した子育て施策をやっている市長だというふうにおっしゃるからこそ、保育料についてのこうした段階的値上げにストップをかけていただいた方がさらに子育て施策の充実をや

っている市長として皆さんの人気が出るというふうには私は思うのです。そのことを求めまして、言っても結局今の段階で市長が変わるといふには思いませんので、次の項目に移りたいというふうに思います。

すべての人が健康で安心して暮らせるまちの高齢者福祉の充実についてお伺いしたいと思います。昨年は、市道民税の納付書が届いて、あけて見てびっくり、前年の10倍にもなる市道民税、こういったようなことが、お年寄り、高齢者の方たちが驚くような税制改正が行われました。また、さきの議案の質疑にもありましたように、介護保険や医療保険が改正され、ホテルコストが導入され、そういった負担も高齢者にかかるようになりました。また、年金も徐々にですが、削減されてきているという状況になっています。こういった次々と続く高齢者の負担増に高齢者の方たちは、長生きしていることが悪いことのように思えてしまう、本当に早く死ぬということかと、こんな思いをしている方たちもたくさんいると思います。国が決めた法律は、改正されない限りそれが通っていくのは仕方ないことです。しかし、地方自治の本旨というのは、そういった中で地方として住民の生活、健康を守るために何ができるのかということを考えるのが地方自治体のあり方の一つだというふうに思っています。そういった点から、高齢者福祉の充実という、そういう名目のもとに、こうした実態にあえていっている高齢者に対して自治体として目玉となるような負担軽減策が盛り込まれているというふうには私は思いません。骨格予算で、政策予算という中で盛り込む予定があるのかどうかはわかりませんが、ここに書いてあるように例えば介護保険料の軽減対象者枠の拡大、これも軽減制度はあるのですが、その対象者枠が狭められているということから、利用できる範囲の人たちが多くないという実態もあります。また、介護利用料の軽減策、これを独自につくるといったことなど、目玉となるような高齢者負担軽減の施策を求めるものですが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 これからますます高齢社会が進展するわけでありまして。したがって、それに伴う行政コスト、社会的なコストというものがだんだん上がってくる。負担も多くなっていくということでありまして。これは、なかなか大変な社会になってきたというふうには思います。税制も改正をされて、滝川ほど税制について地域に出て説明をしたまちはないのでないかというふうに思いますけれども、相当詳しく各地域において説明をさせていただきました。しかし、税制の改正によって負担も重くなるというのは、事実であります。それを例えば滝川市独自の税制で改善されるかといったら、これまた難しいことでもあります。税を減免するというのは、国が認めていない限り、裕福だから減免するのでしょうか、したがって減免した部分は地方交付税からも削減されるのです。だから、その部分で少なくなるだけでなく、税収が入らなくなるだけでなく、地方交付税も削減されるから、被害は甚大になるのです。それであれば、税制でやらないで個別の単独制度でおやりなさいということになるわけでありましてけれども、これまた今のような状況の中ではなかなか大変です。私は、高齢福祉という意味では、滝川市はこれまで施設福祉を中心として進めてきた。そして、施設福祉という意味ではほかのまちに比べて相当高い水準で、高齢の皆さん方は心配があれば施設をご利用いただくということになってきた。そういう意味では、高い水準だったというふうに思います。しかし、これからこの水準で高くいけるかどうかという、今度は介護保険料を高く払わなくてはいけないということが出てくる

わけでありますから、サービスの提供水準と負担ということが絡んでまいりまして、これまたなかなか選択が難しくなるということがあります。介護保険については、特に国は地域独自の一律の軽減措置は公平性の確保立場から行わないようにということであります。国民みんなで支える制度ということでありますから、そういう考え方も基本に置くということはおわかりですし、今はそういう姿勢で望んでいるわけであります。ただ、ささやかでありますけれども、例えば平成20年度からは広域水道に水道事業を移行することによって水道料を安くしていくでありますとか、あるいはかつて来ご意見のありました高齢者への負担の配慮ということで、ことし、平成18年の所得申告から要介護者の障害者控除を制度化するというのをいたして、市民の皆さん方個々にもご連絡させていただいておりますから、そういう意味では少しずつ、できる範囲で負担を少なくしていくという取り組みを進めているということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 私は、介護保険のことをやれというふうに求めたわけではないので、そういった点では誤解しないでほしいかなというふうに思ったのですが、昨日の市長の答弁にもあったように、まずは要望をリサーチすることだと、その上で市がそれに対して何ができるのかと。そういった意味では、ぜひ高齢者の実態をきちんと把握する。その上で、高齢者が今何をしてほしいのか、当面本当に何をしてほしいのか。それは、例えば介護でないかもしれませんが、例えば交通費の助成ということなのかもしれません。高齢者が今こういった負担増の実態に市として特別に何をしてほしいのか、こういった要望をリサーチする、そういったことを行って、その上で市が何ができるのか、こういったことをぜひ行っていただきたいと思いますが、このことについてのお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 なかなかいい提案でありますから、負担の増加で困るという短絡的なことではなくて、私はこれから地域福祉というものが極めて重要だと。自分でできるお手伝いをして、自立していただくあり方はどうなのか。それができないときに、地域の皆さん方で地域で支えていただくというあり方はどうなのか。そして、税金で進めなくてはいけない本来的な中身はどういうことなのかと。そういうことがこれから求められてくるわけでありまして、何に不便を感じ、何に悩んでいらっしゃるのかと。そのサービスの供給形態はどうすべきかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 お年寄りの実態の調査という形を約束されたというふうに認識して、次の質問に移りたいと思います。

## ◎2、すべての人が参加・行動するまちづくり

### 1、そらぷちキッズキャンプとまちづくり

2件目、すべての人が参加、行動するまちづくり、そらぷちキッズキャンプとまちづくりについて伺いたいと思います。難病と闘う子供たちのために、常設のキャンプ場としてアジアで初めての設置

となる丸加へのそらぶちキッズキャンプの実現は、滝川を日本のみならず世界に発信する絶好の機会と考えます。市としてキッズキャンプ場実現はまちづくりの起爆剤といった位置づけをするとともに、福祉や教育関係者を初め、さまざまな分野の住民が参加する、そして支援とまちづくり行動隊といった組織づくりをするべきではないかなど。これは、今実際の所管は経済建設常任委員会というふうになっているのですが、中身から考えると経済建設常任委員会だけでいいのかなど。難病ということで見れば厚生常任委員会もかかわるのではないかと、そんな思いもしています。私は、江部乙も含めて、丸加にキッズキャンプを実現させること、そのことを本当に生かした形でのまちづくりについて、いろんな立場の人たちが考えるだけではだめ、計画するだけではだめ、本当に行動していく、市長はきのうの答弁でもおっしゃいましたけれども、幅広く市が主体となってそういう組織をつくっていくということが求められるのではないかとというふうに考えていますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 そらぶちキッズキャンプを創る会は、極めて自立性の高い組織だというふうに思います。それは、案外常識的な形で物事を進めていったときに、こんなことは実現しないのです。初めからプラン自体が常識的でないし、日本の制度の中では全く考えもつかないような、夢のキャンプと言っておりますけれども、実現するためにも夢のようなキャンプなわけです。したがって、創る会の皆さん方は、常識を超えたさまざまな手を打って、これを実現するためにはどうしたらいいかということをお考えをいただいている。滝川市は、私自身ももっと応援できる方法はないだろうかというふうに思っています。思っていますが、あの皆さん方の大変なエネルギー、そして一步一步積み重ねていく具体的手法、そういうものを拝見させていただきながら、何か滝川市としてももっと具体的に市民の皆さん方と一緒にやりたいという思いは議員と同じ思いであります、そのあたりは創る会と、どの段階でどういうご協力を市民の皆さん方をお願いをして、さあ、一緒にやろうというふうなことにしていくのか、十分話し合いながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長の答弁にもありましたように、創る会が主体ですから、そこでどう応援できるかということだと思っておりますので、今市長がおっしゃったように、そういう形で進めていただきたいというふうに思います。

### ◎3、豊かで快適な生活環境の整備

#### 1、江部乙支所について

次、最後ですが、豊かで快適な生活環境の整備という点での江部乙支所のあり方について伺います。私は、江部乙支所の位置づけが軽視され、役割が狭められるようでは問題だというふうに考えていますので、支所の位置づけと今後の方向性について市長の見解を問うものです。江部乙支所は、地域住民にとって身近な行政の窓口として重要な役割を果たしてきているわけです。ところが、ここ数年、正規職員の配置が減らされてきています。広大な農村地域とともに、高齢化率が滝川市内でも高い江部乙にとって、支所で行政手続が行えなくなることは住民サービスにとっては大きな後退につながると言えます。新年度予算案を見ると、正規職員3人が2人へと1人減らされ、1人が嘱託職員という

ふうになっています。改善センターは今度指定管理になるということもありまして、そうしたことも考慮されたのかなというふうには思っていますが、こうした実態に支所での行政サービスが制限されるのではないかと、またすべて指定管理になってしまうのではないかと、あるいは支所がなくて、全部役所本庁まで来なければならぬのではないかと、こういった不安があります。合併する前、あそこには70人を超える役場の職員がいました。それから人口は確かに減っていますが、かといって人口が半減したわけでもありません。そうした中で、江部乙の地域にとって支所というのは、いろんな生活上の行政にかかわるあそこが悪い、ここが悪いといったような本当にささいなことでも持っていける窓口なのです。そういった意味では、支所に配置されている職員の方たちは大変だろうというふうに思いますが、ただ身近な職員として本当に頼りになる窓口として存在しているわけです。こういったことが本当に役所としてきちんと位置づけられ、存続されていくというふうにも考えてもいいのかどうか、市長の江部乙支所についての位置づけと今後の方向についての見解を求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 江部乙支所を廃止する考え方もありませんし、今回の指定管理者制度に伴う江部乙支所と改善センターの人員配置というのは、今が完成形かなというふうに思っております。ちょっと誤解があってはいけないので、お話を申し上げたいというふうに思いますが、今江部乙支所と改善センターという二つの施設があそこにあるわけです。江部乙支所は、平成18年度4名です。改善センターは、5名おります。江部乙支所の4名も19年度は変わりません。それから、改善センターは指定管理者制度になりますけれども、これの5名も変わりません。何が変わるかという、先ほどご質問にありましたように主査が2人いたのを1人にして、1人を嘱託職員にかえるということでもあります。なぜそんなことが可能なのかといいますと、改善センターの方の指定管理者制度の効果によるものです。改善センターには、館長とか主査とか、兼務でやっている以外に5名の方がいらっしゃるのです。業務委託とか臨時職員、臨時職員2名で業務委託している方が3名、合計5名いらっしゃる。それ以外に江部乙支所長は館長を兼務し、主査は改善センターの仕事もやっているわけです。どの程度の割合でやっているかという、0.3程度の業務を改善センターの方でやっているわけです。改善センターの方では、指定管理者制度によって総括責任者も置きますし、受け付けの事務もやりますし、清掃管理、ボイラー事務、全部やっていただきますから、そういうことも含めて改善センターの方に具体的に労力として割かれるということは、相当少なくなるわけです。したがって、支所長も、そういう意味では実務的な負担は軽くなる。主査も軽くなる。したがって、そういう部分からトータルに判断して、2名いる主査を1名、正規職員から嘱託化してやっていけるのではないかと判断をいたしております。支所自体は、本庁との取り次ぎが主な仕事ということでは決してないというふうに思います。江部乙地域におけるさまざまな課題を解決していくための窓口にもなっていたかなくてはならないと。私は、そういう意味で今回の指定管理者制度とそれに伴う支所の改革ということではありますが、少しはそういう方向にも割いていける、そういう体制だというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ、江部乙支所を廃止する考えは全くないということだったのですが、支所で行えるサービスの業務を今後縮小していく考えもないのかについて伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 今取り扱っている業務というか手続をやめて、市役所の方に持っていくという考え方は全くありません。むしろ指定管理者制度に移行することによって仕事の範囲というのがしっかりして、江部乙におけるさまざまな地域課題についても解決の糸口を見つけ出していくというご相談にも少しは時間が割けるようになっているのではないかと、むしろ積極的にご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 最後の市長の積極的な形で支所のこれからを考えてほしい、こういった言葉を信じまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 これをもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 皆さん、こんにちは。私は、日本共産党の酒井隆裕でございます。通告の順番でいけば一番最後であります。質問順位からいいますと、本来であれば昼からになると思って案内をかけていたのですが、皆さんさくさくと進められまして、午前中になってしまいました。皆さんほどたくさんではないのですが、質問をしたいというふうに思います。今回は、市民生活に直結します二つの事柄、環境行政と病院運営について質問させていただきたいと思います。

## ◎1、環境行政について

### 1、ごみ処理

まず、一番最初、ごみ処理についてでございます。株式会社エコバレー歌志内が運営する廃棄物処理施設は、本市が加盟しています中空知衛生施設組合が可燃ごみの処分委託を行っております。このエコバレーであります。1月に行った自主検査で同社が申請した基準値0.01ナノグラム、産廃処理法に定められた基準値0.1ナノグラムを超える1.2ナノグラムのダイオキシンが検出され、焼却施設が使用停止となりました。また、経営状況の悪化から、委託料金の値上げを申し入れてきています。2月6日に開かれました中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合、砂川地区保健衛生組合、3組合の事務局長会議では、エコバレーに対して行った質問で、仮に契約を更新したとして値上げを受け入れたとき、再値上げはあり得るのかということには、再値上げはしないという回答。契約しない場合には撤退するのかということには、3組合が契約しない場合撤退するという回答が報告されたということであり、3組合が契約しない場合には撤退するということは当然であります。再値上げしないということにはいささか疑問がございます。当初の見込みより自動車シュレッダーダストの受け入れが少ないことなどが値上げの理由と考えられますが、今後もさらに減少することとなれば、さらなる値上げまたは撤退が想定されます。契約は本年3月末で切れます。仮に委託料の値上げを受け入れた場合、中空知衛生施設組合では約1億1,500万円の負担増になるとのことです。この問題については、3組合が一体となって今後の体制を検討するというものであります。また、契約途中の値上げは認められないということが既に確認されております。しかしながら、市民の負担にも関係する問題であり、3組合の話し合いだけで決定していくことは問題です。さらに、中

空知衛生施設組合だけで決定するものでもありません。そこで、中空知衛生施設組合に対して、本市としてどのように申し入れているのかお伺いします。

○議長 市長。

○市長 中空知衛生施設組合に対して滝川市として今何か申し入れているのかというと、申し入れているという事実はありません。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 申し入れている事実はないということですが、この間さまざまな会議などが開かれております。その中で、市の考えというものが話し合われているというふうに聞いておりますが、こうした会議などで滝川市としてどういった考えがあるのかということをお話したことがあるのかどうか、それをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 酒井議員も組合議員でありますから、かねての総会では組合長から報告があったわけがありますけれども、今議会においてはそのことを申し上げておりませんから、答弁にあわせてご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、委託料の値上げについては、ご質問にありましたように契約途中での値上げは受け入れられないという表明を組合で行っております。ただ、ご質問のありました本年3月ではなくて、平成20年3月に契約が切れるわけでありまして、したがって、平成20年の4月が委託契約の更新時期になるわけでありまして、これに向かつての協議は必要だというふうに考えているという行政報告が行われたところでありまして、仮にこういう新たな協議の中で値上げということになれば、ご質問のありましたようにそれは中空知衛生施設組合だけでなく、ほかの2組合についても処理をお願いしているわけでありまして、この3地区の組合がこれに対してどう考えるべきかという議論は、もちろんなくてはなりません。そこでの合意がなければ進まない話であります。しかし、値上げということに仮になれば、滝川市としても負担がふえるわけでありまして、したがって、予算を組んで、その財源をどこから見つけ出すかということをお考えなくはいけません。したがって、組合の構成員の一員である滝川市としては、こういう値上げ問題については組合における議論の進展、そういうことを踏まえながら、議員の皆さん方には逐一情報を提供して、その対応策について滝川市としてどうするのかということを決めて、組合の中で意見反映していくと、そういう段取りになっていくのではないかとこのように思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 このことで2月21日に構成市町の助役会議の中で契約継続の考えをまとめたこと、結論について早急に詰めていきたいというふうな形で進められたようでございますが、この中身、構成市町助役会議の中でどのようなことが話されたのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長 酒井議員、事務組合の助役会議でしょう。

○酒井議員 構成市町の助役会議です。組合議会として行われていることではなくて、構成する、そのことで求められているのですから。

○議長 組合が招集している組合の助役会議でないの、そういうことであれば答弁はできません。

(何事か言う声あり)

○議 長 酒井議員は、組合議員ですよ。

○酒井議員 はい。

○議 長 組合議会でやってください。酒井議員。

○酒井議員 私がこういうことについてお伺いしたのは、決定していくのは組合なのは当然であります。ただ、事態が市民の負担に直結するような問題ということで、構成市町としてどのような意見を持っているのかということが一番重要なことだというふうに思うわけです。それで、先ほど構成市町の助役会議についてお伺いをしたわけですが、この問題については組合での助役会議だということでございますけれども、ここで契約継続の考えがまとめられたというふうにお伺いしているわけでございます。しかしながら、こうしたことというのは自動的に委託料の値上げというものを容認されるということになってしまうと。既に1月30日に構成市町の担当課長会議なども実施されていると。こういうことは、組合として意見を構成市町に求めているというのが当然の考え方ではないかなというふうに思うわけでございます。それで、こうした考え方について、先ほど滝川市としては3組合の議会の進展を見ながらということでお話しされてはいたしましたが、それでは余りにも無責任だというふうに思うのです。市長として市民に説明する上で、こうした値上げについてどういった考えを持っているのかということについて再度お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 私が先ほどご答弁を申し上げたのは、滝川の市長として責任ある対応をすと言っているわけです。しかし、一部事務組合として組織があるわけで、そこで決定するわけでありますから、そういうことも頭の中に入れなくてははいけません。組合の方をほったらかしにしておいて、滝川市がというわけにいかないわけであります。ですから、特にこういう値上げの問題とか、今の行政、市民生活、そういう状況の中で、極めて困難な課題だというふうに私は思っています。しかし、これはいろんな条件もまた加味しなくてははいけない。そういうことを予算編成をし、ごみ処理をするための責任ある立場の滝川市長としては市民の皆さん方に逐一できる限り情報を提供して、滝川市の意見を反映すると言っているわけでありますから、それが無責任な態度と言われれば、それではどうしたらいいのかというふうに疑問に感じますけれども、責任ある対応をしたいというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 私が伺ったのは、組合長に伺っているわけではないのです。市長にこういった考え方についてどう考えているのかということについてお伺いしたけれども、そうしたことはなかったということで、私は若干残念に思っているわけでございますけれども、次の要旨に移ります。

先ほどエコバレーの撤退やさらなる値上げの可能性について質問いたしました。エコバレーのピット残余期間は、3月末までは受け入れ可能ということでございますけれども、あと半月しかありません。また、これまでエコバレーの焼却炉自身も、安定して運営されているとは言いがたい状況であるのは明らかであります。運転停止、炉の改修等々、完全に稼働されているときの方が少ないぐらいであります。このことから、運転再開後安定運営していくかの保証はありません。先ほど述べたとおり、ごみ処理については中空知衛生施設組合で行われているものであります。仮にエコバレーが使用でき

ない場合の対応策を検討していくのは、組合自身であります。しかしながら、構成市である本市としてもどういった対応をとるべきか検討し、申し入れていくことが構成市町の考え次第で大きく左右することからも重要ではないでしょうか。そこで、仮に中空知衛生施設組合からごみについて収集しない、また焼却しないものの引き取りを要請されたり、江部乙の一般廃棄物最終処分場の利用を要請された場合には、それを受け入れる可能性はあるのかどうか、市長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 さきのご質問に組合長としてというご発言がございましたけれども、私は組合長として発言しているわけではありません。滝川市長としてご答弁申し上げておりますので、誤解なきようをお願い申し上げたいというふうに思います。ダイオキシンの件についてであります。議員の皆さん方にはご連絡が遅くなって申しわけないというふうに思いますが、3月12日の日に中空知衛生施設組合に対してエコバレーから連絡が入りました。おとといのことです。エコバレーの1系統については、改善をした結果ダイオキシン類の濃度が0.0032ナノグラムになったと。エコバレーが定めている基準値は0.01ナノグラムでありますから、それを下回っている。したがって、3月20日操業再開をしたいという趣旨の連絡であります。それでは、もう一系統はどうなのかといいますと、3月の21日から29日まで試験運転をして、そして検査を行って、その検査の結果が良好であれば、もう一系統についても、期日は明確ではありませんけれども、運転再開したいということになります。したがって、3月いっぱい程度はピットに容量があるということになりますから、3月20日に再開すれば、心配なく処理をしていただけるということになるというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 3月20日に再開するというごことですので、とりあえずは一安心かなという感じではあります。ただ、質問の中でも述べたとおり、このエコバレーは非常に不安定な稼働が続いている状況でございます。先ほど1系統については再開されるということでもございましたけれども、完全に稼働しているというのが本当に少ないというのは私自身も感じるところでございます。今後において、こうした場面がさらに出てくるという可能性もないわけではない。そうなった場合、滝川市としても滝川市が管理者であります一般廃棄物処理場なんかを使わざるを得なくなることもあるかもしれない。そろそろ撤退後の考えをまとめる時期に来ているのではないかとというふうに私自身も思っております。こうしたこともぜひ考えていただいて、滝川市としても責任のある対応をとっていただきたいというふうに思ひまして、次の質問に移ります。

## ◎2、病院運営について

### 1、市立病院

次は、病院運営についてでございます。昨年、第4回定例会で前回行った市民アンケートの第2弾を実施すべきだと質問いたしました。前回のアンケートは、建てかえの場所や通院手段などが主なものでございました。市長は、前回何らかの意見集約は行わなければならない、このようにご答弁をされましたが、実施するかどうかについては不明瞭なものでございました。昨日の渡辺議員の質問では、意見の集約を行っていきたいとご答弁され、こういった点では変わりはありません。病院を建て

ることについては市民委員会、議会などで確認はされているものの、その中身、規模や科目などについては現在進められている最中であります。基本構想を受ける前には一定の意見の集約が行われましてたけれども、その後基本構想を受けてのもの、さらに今月末にも出されます基本計画を受けて、市民の意見を集約する必要があるのではないのでしょうか。市民の中では、病院建てかえについてはそういった計画があることは知っているものの、100億もかかるから、だめではないかとか、まだ財政計画も出されていないのに数字だけがひとり歩きするということを聞いております。こういったことは、市民の中でこういったものができるか大きな不安があることのあらわれではないのでしょうか。ついては、市民と手を取り合い、適正な規模のよい病院をつくるために第2弾のアンケートを行うべきだと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 基本計画は、3月の末までにまとめたというふうに思っておりますから、この段階で患者さんのニーズを把握するための入院患者さんあるいは通院されている皆さん方を対象としたアンケート、あるいはバリアフリーということも当然念頭に入れなくてははいけませんから、障害者団体などの皆さん方との意見交換、そういうものを実施したいというふうに思っております。それも含めて、議会の特別委員会には提示をさせていただきたいというふうに思います。基本計画は、財政収支の見込みの概要でありますとか、あるいは新病院の構成をどうするのかということやら、そもそも改築の工事、どんな建物を建てるのかということの概要でありますとか、そういうものが出てまいりますから、いろんなご意見を反映していただけるのではないかとというふうに思いますし、この基本計画に対して、私はご理解をいただくためのまちづくり懇談会等を開催する必要があるかなというふうに思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 第2要旨、第3要旨に係ってのこともご答弁がございました。非常に喜ばしいことだというふうに思います。こうして患者さんたちのニーズを把握してやっていくということは、本当に大事なことだなど。今は、数字がひとり歩きするなど市民の中で誤解されているということがやっぱり問題だというふうに私自身も思います。私は、病院の建てかえについては当然行うべきだというふうに思っております。ただ、今医師確保の問題や病病連携の問題、それから財政面などたくさん課題がございます。こうした問題をクリアしつつ、必要な科目は何なのか、どういった病院にしていくのかということは市民の理解のもとで決めていかなければならない問題だというふうに考えております。その上で、身の丈に合った適正規模なよい病院というふうに議会議員としても努力していかなければならないというふうに思っております。ぜひこうしたアンケート、懇談会などでよい病院に向けてさらに前進することを求めまして、私の質問を終わります。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 清水議員。

○清水議員 私は、先ほどの市長の酒井議員に対する第1項目、第2要旨、ここにかかわって、中空衛生施設組合からエコバレーの第1系統の使用が3月20日から再開されるという報告があったと。これが3月12日に報告がもしあったのだとすれば、酒井議員のこの第2要旨、エコバレーのピ

ット残余期間はあと半月しかないという第2要旨は、明確に前提が変わるのです。これは通告質問ですから、この通告を議運でも、3月12日の12時過ぎに終わっていますが、こういう通告でいいということ認めて、酒井議員もその後どんな再質が必要だとかということ必死になってやった上できょうの質問なのです。それがいきなり実は3月12日に再開が報告された。2日前に報告されたのであれば、少なくとも酒井議員にはこういうことで前提が変わりましたという報告は、通告ですから、通告内容に対して議会前に連絡をするのが議員と市理事者の間の信頼関係ではないのかなというふうに考えますが、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

(何事か言う声あり)

○清水議員 市長の答弁の進め方についての議事進行です。

(「議事進行じゃない」と言う声あり)

○議長 市長は、既に答弁しましたよね。今清水議員の議事進行には当たらないのではないのですか。

(何事か言う声あり)

○議長 今清水議員から議事進行がありましたけれども、このことについて市長の答弁が必要か必要でないか、議員の皆様の意見を聞きたいと思っておりますけれども。

(「必要なし」と言う声あり)

○議長 酒井議員。

○酒井議員 市長自身の答弁は必要ないと思っておりますけれども、議運の中でこうしたことについて議運の委員の皆さんで話し合っしてほしいと思っております。

(何事か言う声あり)

○議長 この場合、市長が発言を求めていますので、発言を許します。市長。

○市長 エコバレーから組合に対して連絡が入ったのが12日の13時34分であります。議運という意味では終わっていた段階であります。そういう通告があつて、事情が変わって、そういう情報というのは直ちに執行者としては議会にも通告のあった議員さんにもご連絡する必要があるなと、そういう意味では反省をいたしております。おわびを申し上げます。

○酒井議員 終わります。

(何事か言う声あり)

○議長 この場合、市長が特に発言を求められましたので、議長は許可いたしました。これをもちまして一般質問を終了いたします。

### ◎日程第3 議案第53号 予算審査特別委員会の設置について

#### 選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第3、議案第53号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決したい

と思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第53号が可決されたことにより、議案第1号から第8号までの各会計予算並びに予算関連議案、第15号から第17号まで、第19号、第22号から第24号まで、第27号から第50号までの39件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、3月15日から3月21日までの7日間休会いたしたいと思  
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月15日から3月21日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時46分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成19年第1回滝川市議会定例会（第17日目）

平成19年 3月22日（木）

午前10時01分 開 議

午前11時00分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第57号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第54号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第55号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 7 議案第56号 滝川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 9 報告第 1号 監査報告について  
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
- 日程第10 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」50日現行給付維持を求める要望意見書  
意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める要望意見書  
意見書案第3号 日豪自由貿易協定交渉に関する要望意見書
- 日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	窪之内 美知代 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	清 水 雅 人 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	田村弘君	助役	末松静夫君
監査委員	八幡吉宣君	総務部長	高橋賢司君
総務部参事	辰巳信男君	市民生活部長	狩野道彦君
保健福祉部長	居林俊男君	経済部長	中嶋康雄君
経済部参事	江上充明君	建設部長	岡部豊君
教育部長	小田真人君	教育部指導参事	早瀬公平君
教育部参事	佐藤好昭君	監査事務局長	山本幹夫君
病院事務部長	東照明君	秘書課長	若山重樹君
総務課長	伊藤克之君	企画課長	舘敏弘君
財政課長	西村孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	飯沼清孝君	副主幹	中川祐介君
書記	寺嶋悟君	書記	對馬美穂君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、21名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において田中議員、堀田議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。  
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

- 事務局副主幹 第1予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。  
事務局副主幹朗読する。(記載省略)

- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。大累委員長。

- 第1予算審査特別委員長 おはようございます。ただいま事務局において朗読された内容のとおり  
ありますが、審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案23件につきましては、3  
月15日から20日までのうち4日間にわたり特別委員会を開催し、延べ90名の委員から293問  
に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところでございます。

討論、採決の結果、議案第1号につきましては賛成多数、議案第15号から第17号まで、第19  
号から第22号、第23号、第29号、第30号、第34号から第40号まで、第43号から第50  
号までの23件については全会一致により、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定いたしまし  
た。

なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付すること  
になっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切な  
ご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明といたしま  
す。

- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただ  
いておりますので、この場合質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませ  
んか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

この場合、第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号並びに議案第38号を除く予算関連議案の討論及び採決を行った後、残りの議案第38号の討論及び採決を行いたいと思います。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号並びに議案第38号を除く予算関連議案の討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて議案第1号並びに議案第38号を除く予算関連議案の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号について起立により採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第15号から第17号まで、第19号、第22号、第23号、第29号、第30号、第34号から第37号まで、第39号、第40号、第43号から第50号までの22件について一括採決いたします。

本案をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第17号まで、第19号、第22号、第23号、第29号、第30号、第34号から第37号まで、第39号、第40号、第43号から第50号までの22件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第38号の討論に入ります。

この場合、地方自治法第117条の規定により田村議員は除斥の対象となりますので、ご退席願います。

(田村議員退場)

○議長 長 これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて議案第38号の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第38号について採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

(田村議員入場)

◎日程第3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 日程第3、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2予算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査について。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。山木委員長。

○第2予算審査特別委員長 それでは、第2予算審査特別委員会委員長補足説明を行います。

ただいま事務局において朗読されました内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から議案第8号までの7件及び予算関連議案8件につきましては、3月15日から19日までのうち3日間にわたり特別委員会を開催し、各会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ34名の委員から100問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

審査の結果につきましては、討論、採決の結果、議案第2号及び第8号については賛成多数、議案第3号から第7号まで、第24号、第27号、第28号、第31号から第33号まで、第41号及び第42号の13件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました会計ごとの討論の要旨につきましては、後日全議員に配付することとなっておりますので、申し添えいたします。

最後に、委員会の審査に当たりましては、精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なお答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長報告のうち、先に議案第2号について起立により採決いたします。本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第3号から第7号まで、第24号、第27号、第28号、第31号から第33号まで、第41号及び第42号の13件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第7号まで、第24号、第27号、第28号、第31号から第33号まで、第41号及び第42号の13件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第57号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第4、議案第57号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第57号 滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

公職選挙法の一部を改正する法律が本年2月21日に成立いたしまして、同月28日に公布されました。その改正内容につきましては、国政選挙で認められておりますマニフェストの頒布が地方公共団体の長の選挙においても選挙運動用のビラとして認めることとするもので、今回認められましたビラにつきましては、選挙管理委員会に届け出ました2種類以内のビラ1万6,000枚が上限とされております。また、それぞれ条例で定めるところによりまして、ビラの作成については公費負担とすることができるとの改正内容であります。この改正を踏まえまして、現行公費負担をしております滝川市議会議員及び滝川市長の選挙における選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスターに加えて、滝川市長選挙における選挙運動用ビラについても公費負担としたいとする条例改正の提案でございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、次のページをお開き願います。

第1条において、滝川市長選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担を規定するため、根拠条項を規定するための関係条文の整備であります。

第5条の2から第5条の4までは新たに追加するものであり、第5条の2においては選挙運動用ビ

ラの作成について1万6,000枚を上限として公費負担をする規定であり、第5条の3においては選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出に関する規定であります。第5条の4においては、選挙運動用ビラを作成するに当たり、1枚につき7円30銭を上限とする公費負担額及びその支払い手続に関する規定であります。

附則につきましては、第1項において施行日を公布の日とするものであり、第2項において改正後の条例については条例の施行日以後に期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに期日を告示された選挙についてはなお従前どおりとしたいとするものであります。

以上で議案第57号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

#### ◎日程第5 議案第54号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第54号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は可決されました。

◎日程第6 議案第55号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長 日程第6、議案第55号 滝川市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は可決されました。

◎日程第7 議案第56号 滝川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第7、議案第56号 滝川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、過日の議会運営委員会で確認したとおり、3月7日に議決されました議案第18号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例と一事不再議となるため、議決を要しないものといたします。

◎日程第8 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第8、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程をされました報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告をさせていただきます。

専決事項につきましては、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時につきましては平成19年2月28日午後4時50分ごろで、場所につきましては明神町でございます保健センター駐車場でございます。相手方につきましては滝川市泉町1丁目、今村十三三氏で、損害賠償額は10万4,223円でございます。事故の原因につきましては、保健センターに勤務する職員が訪問用務を終え、同センターに帰庁し、保健センター内駐車場の所定の場所に公用車両を駐車する際、運転を誤り、同駐車場に駐車してあった相手方車両に接触をし、損害を与えたものでございます。専決処分年月日は、平成19年3月14日であります。

なお、事故当日は、総合福祉センターで介護事業者の研修会が開催をされ、受講される方の車が非常に多く、保健センター側までびっちり駐車されており、薄暗かったとはいいましても不注意か

らの事故でございまして、日ごろから公用車はもちろん、個人の車両運転にも十分注意をするよう指導しておりますが、さらに注意喚起を図り、再発防止を徹底してまいります。

以上、専決処分の内容をご報告させていただきました。大変申しわけございません。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第9、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、定期監査としまして総務部、市立病院及び建設部建築住宅課所管の工事監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、総務部であります。監査の対象は秘書課、総務課、防災危機対策室、企画課、情報化推進室、財政課、管財室を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成17年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果につきまして、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁日、文書保存年限などの記載漏れ、決裁責任者、財政課長の合議漏れ、出張関係では復命事項の記載方について、備品出納簿、外勤簿、契約事務関係では関係規定に基づき適切な管理などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略をいたします。

続きまして、市立病院、高等看護学院を対象に監査を実施いたしました。

監査の範囲は、平成17年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、出張関係では決裁責任者の承認印漏れ、旅費額の算出方法などの処理方について、契約事務関係では契約根拠条項の誤り、財政課長の合議漏れ、貸与被服整理簿、行政財産使用関係では関係規定に基づき適切な処理方などに

ついて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

次に、工事監査であります。監査の対象につきましては建設部建築住宅課所管の18年度発注の1工事を対象に実施いたしました。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果であります。関係書類、諸手続及び現場の施工状況につきましては適正に執行、管理されていると認められましたので、意見として特に付すべき事項はございません。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づきまして、社団法人滝川国際交流協会を対象として監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成15年度から平成17年度における財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、補助金が交付の目的に沿って適正に執行または管理されているかを監査をいたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、備品台帳、会計伝票などの処理方について、また効率的な会計処理について指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましては直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容の説明は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、定款第45条（残余財産の処分）では、この法人が解散するとき有する残余財産は、この法人と類似の目的を有する団体に寄附すると規定されておりますが、出資者は本市だけの出捐金であり、残余財産の処分については滝川市に返還することが適当と思われまので、条文改正の検討について要望いたしました。滝川国際交流協会は、経済環境が極めて厳しい中で会員の加入促進を図り、自主財源確保に努められ、また協会の自主事業や受託事業に積極的に取り組まれ、地域活性化に貢献されております。今後においても、各種事業の拡充を図られ、国際時代に一層寄与されることを期待いたします。

次に、行政監査ですが、地方自治法第199条第2項の規定に基づきまして、行政財産の目的外使用許可事務を対象として監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の目的は、行政財産の目的外使用許可事務の執行状況を把握し、関係法令に基づき適正に執行されているか、またその行政財産本来の目的の妨げになっていないかなどの検証を行い、今後の適正かつ効率的な行政財産の管理運営に資することを目的としております。

監査の期間、監査の対象、監査の方法及び監査の着眼点につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、2ページに行政財産の目的外使用許可面積を記載しております。建物は2,441平方メートル、土地は800平方メートルとなっております。

3 ページには、使用許可の所管別と使用許可別件数、使用面積を記載しております。使用許可別件数106件のうち、50件が自動販売機となっております。

4 ページは、使用料関係ですが、行政財産使用料条例に基づき、使用料と光熱水費などの加算料金を記載しております。

5 ページの使用料の減免関係では、使用許可別件数106件のうち、45件が減額または免除となっております。

6 ページには、文書事務処理について記載しております。なお、各項目における改善、検討事項につきましては、お目通し願います。

監査意見といたしまして、1点目は、行政財産の使用許可は更新することができますが、行政上の許可処分でありますので、自動更新は適切ではないと思われまゝす。更新手続を省略しているものが多く見受けられます。使用許可期間は原則1年以内であり、行政財産の用途または目的を妨げないときに使用許可をすることができることから、更新に当たっても申請内容に基づき使用許可についての判断をする必要があります。また、申請書及び許可をする文書の記載事項が各所管で違いがありますので、共通書式による統一した事務処理と効率化を図る必要があると思われまゝす。2点目は、使用料の減免をする具体的な理由を記載していないのが多く見受けられます。減免の適用につきましては、慎重かつ適正な判断とその根拠について明確にすることが必要と思われまゝす。3点目は、厳しい財政状況の中で、行財政改革に伴う事務事業の見直しが進められておりますが、遊休化となる行政財産の有効活用が予測されます。また、財源確保の面からも、財産の管理事務が円滑に執行されるよう、行政財産の目的外使用の適切かつ効率的な管理運営について期待をするところであります。

以上で報告第1号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成18年11月分から19年1月分までの例月現金出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査の期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書の要件不備、前渡資金の精算事務などについて、その処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容の説明は省略をいたします。

以上で報告第2号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第10 意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」50日現行給付維持を求める要望意見書

意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める要望意見書

意見書案第3号 日豪自由貿易協定交渉に関する要望意見書

○議長 日程第10、意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」50日現行給付維持を求める要望意見書、意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める要望意見書、意見書案第3号 日豪自由貿易協定交渉に関する要望意見書の3件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 季節労働者の「特例一時金」50日現行給付維持を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

意見書案第3号 日豪自由貿易協定交渉に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第3号までの3件は、いずれも可決されました。

◎日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 日程第11、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

この場合、人事交流職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時49分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、お礼のごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

今議会は、議員各位にとりましても私にとりましても4年間の節目の議会でございます。公約を掲げて市民の信を得て、それぞれに実現に邁進をされてこられました議員各位に深く敬意を表するものであります。あわせて、今議会において提案をさせていただきました全議案について精力的にご審議をいただき、すべて可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今期を最後に勇退される議員の皆さん方におかれましては、最後の定例会でありまして、感慨ひとしおのものがあるというふうに推察をさせていただきます。地方自治を取り巻く情勢がこれほど大きく変化したことは恐らく、この40年の間という期間を区切ればなかったのではないかというふうに思います。大きな地方政府から小さな地方政府への急転回あるいは自治体の破綻が現実のものとなると、そういう中におきましてベテラン議会人として、あるいはほっとした安堵と、あるいは不安と期待の交錯した心情がおありになるのではないかというふうに思います。今後ともよろしく滝川市勢の発展にご指導をお願いを申し上げたいというふうに思います。引き続き立起を予定されておられます多くの議員さんにおかれましては、いよいよ決戦のときであります。住民を公的に代表するのは議員しかいないわけでありまして、住民の公的代表として再び議席を得られて、地方自治の未来のためにご活躍いただくよう期待するものであります。

4年間の著しい変化、さまざまな出来事ございましたけれども、真摯な議論の中に適切にご決定をいただき、行政執行のご支援をいただきました山腰議長初め議会三役、正副委員長、議員各位の皆さんに厚くお礼を申し上げます。あわせて、職員一丸となった絶え間ない努力と成果に深く感謝を申し上げます。また、議会に関心を寄せられまして傍聴に来られた市民の皆さん方も飛躍

的にふえました。多くの傍聴に来られました皆さん方、市民各位にもこの席をかりて厚くお礼を申し上げます。

以上を申し上げまして、私としても任期最終の定例会に当たりましてお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### ◎議長あいさつ

○議長 私も最後のきょうであります。一言皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

4年間というのはあっという間でありました。議員の皆さん方も同じ気持ちだと思いますけれども、その時々いろんな問題が出てくるのは当然でありますけれども、特にこの4年間、私は印象に残ることが幾つかあります。それらをつつがなくとは申しませんが、何とか越えることができたのかなど。それは、坂下副議長さん、そして現の谷口副議長さん、議運の正副委員長さん、常任委員会の正副委員長さん、そして各議員の皆さん方の絶大なるご協力のもとに終えることができました。当然市長さん初め理事者の皆さん方、職員の皆さん方の協力があったのでございますが、改めて心から感謝を申し上げる次第であります。一番記憶に残ることは、議長になって両陛下にお会いができて、昼食をともにできた。こんな感激はございません。歴史に残る全く運のいい議長でありました。なお一層感謝している次第であります。終えて、すぐ合併協議会が始まりました。4市2町が切磋琢磨議論を闘わせながら、皆さん方にもお知恵をちょうだいしながら、しかし結果的には滝川のまちは自主自立の道を歩もうということで離脱をいたしました。そして、さらなる改革、改革には制限がない、そんな思いで市長さんを初め大改革を続けてきているのが現状だというふうに思います。議会といたしましては、皆さん方のご賛同を得て、議員定数16がいい、18がいい、20がいい、そんな議論の中で18人、4人の定数を削減をさせていただきました。十二分とは言えませんが、議員報酬並びに常任委員会の視察、友好都市の視察等も縮減をしながら、何とか続けていければというふうに考えておりました。

議会としても議会運営委員会で何度もご協議を願いながら、一問一答方式の対面方式を取り入れさせていただきました。そのことが議員の皆さん方の問題点の追求には、回を重ねるごとにその効果が出てきているのではなかろうかというふうに感じております。ささやかながら、この議場において年に1回、ミニコンサートも開催させていただきました。大変多くの皆さん方に喜ばれ、できるものであれば次の議長さんも続けていただければというふうに考えております。私に与えられたこの4年間に全道、全国議長会で多くの役割をちょうだいいたしました。私は、滝川市のPRのために、滝川市に恥じることもない議長として務めてきたつもりであります。今後もなお一層多くの役割が滝川市に与えられるだろうと思いますけれども、皆さん方、そういう状況のときには送り出す議長を支えてやらなければ、全国で羽ばたけません。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

この昨今、財政緊迫の市町村が非常に多くあります。そして、格差の時代であります。この中で、今後滝川の議会がどうあるべきかということは、既に皆さん方はマニフェストをつくり、そして選挙活動に入っていると思いますけれども、滝川市に残された課題はまだたくさんあります。ご勇退の議員の皆さん方は、当然健康に留意していただき、おしりをたたいていただく立場になっていただ

く中で、現職の皆さん方は改革には制限がありません。この難局を乗り越えて初めて中空知の本当の中核都市となると思います。それには、やはり合併というものは避けて通れません。どうぞこれを念頭に置きながら、そしてあるべき姿の滝川市に向かって邁進していただきたいと思います。

お話しすることはまた懇親会の席でもあろうかと思しますので、この辺にいたしますけれども、どうぞ皆さん方、健康に留意して、そしてこの滝川のまちづくりに邁進してください。4年間大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成19年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員